平成28年度 交通事故被害者サポート事業報告書

(事業報告書のウェブサイト掲載に当たり、御遺族の氏名を匿名としている場合があります。)

警察庁 交通局交通企画課

まえがき

昨年、道路交通事故によって亡くなられた方は 3,904 人と、昭和 24 年以来 67 年ぶりに 3 千人台となり、発生件数及び負傷者も 12 年連続で減少しました。しかしながら、通学路 で児童が犠牲となる交通事故や悪質・危険な運転による交通事故が発生するなど、いまだ に多くの方が交通事故の犠牲となっています。

交通事故に遭われた方はもちろん、その御家族や御遺族は、肉体的、精神的、あるいは 経済的に大きな打撃を受けています。政府はこれまでも関係機関が連携して交通事故被害 者等の支援に努めてまいりましたが、平成28年3月11日に決定された「第10次交通安全 基本計画」においても「被害者支援の充実と推進」が道路交通安全対策の柱の1つに掲げ られ、引き続きその総合的かつ計画的な推進が図られることとなりました。

交通事故被害者サポート事業は、交通事故の被害者や交通事故で家族を失った方々が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成するため、平成15年度より内閣府において実施されてきたものです。平成28年度より本事業は内閣府から警察庁に移管されることとなりましたが、平成28年度も検討会において有識者委員の御意見をいただきながら、一般の方にも御参加いただける「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」のほか、関係機関による「子供の支援に関する意見交換会」、交通事故被害者等の自助グループへの支援を目的とした「自助グループ運営・連絡会議」、地域における支援機関相互の連携強化を図る「各種相談窓口等意見交換会」を開催しました。

この報告書は、平成28年度に行った事業について、御参加いただいた交通事故被害者の 御遺族のお話や、専門家の講義等をまとめたものです。少しでも多くの皆様にこの報告書 をお読みいただき、本事業について理解を深めていただくとともに、交通事故被害者やそ の御家族、御遺族の方々への支援の在り方について考えていただく一助となれば幸いです。

最後に、本事業に御尽力をいただいた有識者委員の皆様や、御協力をいただいた関係各位に、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

目 次

はじめ)に
Ι.	背景
${\rm I\hspace{1em}I}$.	目的
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}.$	事業の概要 ・・・・・・・・・・ 1
IV.	事業の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
V.	検討会 … 4
	1. 目的 · · · · · 4
	2. 検討内容 4
	3. 委員
	4. 開催概要 · · · · · · · · · 4
第1章	交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム 7
	目的 9
${ m II}$.	概要 … 9
Ш.	実施内容(敬称略) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1. 基調講演「5.22 あの日のこと忘れておりませんか?
	~平成17年5月22日に発生した仙台育英学園高等学校生死傷事故に関して~」
	講師:仙台育英学園同窓会 会長 瀬戸 信男
	(事故当時、仙台育英学園高等学校教頭として事故対応に携わる)
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2. 講演「遺された兄弟と共に」 講師:片岡 朋美(平成14年、娘(当時3歳)を交通事故で失う)
	神師: 万両 朋夫 (平成 14 平、娘 (ヨ時 3 歳) を父理事故 (大り)
	3. パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」
	コーディネーター:
	カーティオーター・ 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事
	井上 郁美
	(警察庁平成 28 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)
	パネリスト:
	子供の頃に交通事故で家族を亡くしたご遺族3名
	被害者遺族A(女性)(平成7年、父を交通事故で失う(約4か月後に出生))
	森澤 晴香 (平成 12 年 (当時 8 歳)、父を交通事故で失う)
	松本 茜 (平成 15 年 (当時 14 歳)、兄を交通事故で失う)

仙台育英学園同窓会 会長 瀬戸 信男

		2 5
IV.	まとめと今後の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
	1. まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
	2. 今後の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
第2章	で通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
Ι.	目的	3 9
${\rm II}$.	概要	3 9
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$.	体制	3 9
IV.	開催日程	3 9
V.	プログラム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
VI.	実施内容 ·····	4 1
	1. 京都府 ·····	4 1
	(1) 出席者	4 1
	(2)会場	4 1
	(3) ご遺族の話	4 1
	○京都交通事故被害者の会「古都の翼」 会員 中江 龍生	
	(平成24年、妹(当時26歳)を交通事故で失う) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
	○飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事	F
	井上 郁美 (平成11年、娘2人(当時3歳と1歳)を交通事故で失う)
	(警察庁平成 28 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)	
		4 4
	(4) 講演「家族の突然死と子どものケアについて」	
	講師:国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンタ	_
	准教授 岩切 昌宏	
		4 8
	(5) 意見交換	5 3
	(6) 意見交換のまとめ	5 5
	2. 長野県 ·····	5 6
	(1) 出席者	5 6
	(2) 会場	5 6
	(3) ご遺族の話	5 6
	○渡邊 理香(平成8年、娘(当時小学校1年生)を交通事故で失う)	
		5 6

○和田 真理(平成27年、息子(当時中学校3年生)を交通事故で失う)	
6	5 1
(4) 講演「子どもの心理と支援」	
講師:国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美	
(警察庁平成 28 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員	∄)
6	5 7
(5) 意見交換 7	6
(6) 意見交換のまとめ ・・・・・・・・・・・・・・ 7	8
VII. まとめと今後の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・ 7	9
1. まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	9
2. 今後の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	9
第3章 各種相談窓口等意見交換会 8	3 1
I. 目的 ······ 8	3
7,22	3
	3
	3
	3 4
VI. 実施内容 ······· 8	3 5
	3 5
	3 5
	3 5
(3)講演「交通犯罪の被害者」	
講師:同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎	
(警察庁平成 28 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員	
	3 6
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1) 2
	4
	5
	5
	5
(3) 講演「交通犯罪の被害者」	
講師:同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎	3 \
(警察庁平成 28 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員	
(4)意見交換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	6

	(5) 意見交換のまとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
VII.	まとめと今後の方向性 ・・・・・・・・・・・ 99
	1. まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
	2. 今後の方向性 ・・・・・・・・・・・ 9 9
第4章	賃 自助グループ運営・連絡会議 101
Ι.	目的
${\rm II}$.	出席者 103
Ш.	開催日時及び会場 ・・・・・・・・・ 103
IV.	プログラム 104
V.	実施内容 · · · · · · 1 0 5
	1. 講演「被害者支援の一環としての自助グループのあり方」
	講師:公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 惠美子
	(警察庁平成 28 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)
	2. 講演「自助グループにおける語ることと『聴く』こと 被害者の回復に向けて」
	講師:法政大学キャリアデザイン学部 教授 佐藤 恵
	1 1 2
	3. 講演「(自助グループでメンバーに関わる際の)生活支援の視点と他機関との連携」
	講師:武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授 大岡 由佳
	4. 事例紹介
	○公益社団法人被害者支援都民センター 相談支援室長 阿久津 照美 ・・ 1 2 6
	○公益社団法人被害者支援センターとちぎ 事務局長 和氣 みち子 ・・・・ 1 2 7
	5. 意見交換 130
VI.	まとめと今後の方向性 ・・・・・・・・・ 132
	1. まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
	2. 今後の方向性 ・・・・・・・・・・ 132

はじめに

(平成28年度事業の概要)

I. 背景

近年、我が国における交通事故死者数は減少傾向にあるものの、負傷者は依然として高い水準にあり、交通事故が国民全体の重大な問題であることに変わりはない。そして、交通事故による被害者やその家族・遺族は、事故後、深い悲しみやつらい体験から、さまざまな悩みを抱えながらの生活を強いられており、交通事故被害者等の支援の一層の充実が必要である。

Ⅱ. 目的

交通事故被害者等(交通事故に遭った被害者やその家族・遺族をいう。以下同じ。)が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、交通事故被害者等の権利・利益の保護を図ることを本事業の目的とする。

Ⅲ.事業の概要

平成28年度は、以下の事業を実施した。

- ①子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援に向けて、広く一般に情報提供することを目的として、シンポジウムを開催した。
- ②子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援に向けて、地域の関係者の意思疎通を図るため、意見交換会を実施した。
- ③交通事故被害者等の支援に向けて、地域の相談窓口関係者の意思疎通を図るため、意見 交換会を実施した。
- ④本事業の目的の達成に資するため、交通事故被害者等に接する立場にある者の資質の向上を図るとともに、交通事故被害者等の自助グループ(「同じようなつらさを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図り、被害に遭う前の平穏な生活を再び取り戻す」ことを目的に集うグループのことをいう。以下同じ。)の効果的な運営に対する支援に向けて、被害者支援センターの支援者に対し講義や意見交換を行った。
 - 注1) ここでいう交通事故とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通 によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの(人身事故)をいう。

Ⅳ. 事業の内容

本事業の目的を踏まえ、平成28年度に行った事業内容については、以下のとおりである。 (敬称略)

① 交通事故被害者サポート事業検討会

有識者 5 名の検討会委員と事務局により、検討会を 3 回開催 (第 1 回:平成 28 年 9 月 20 日、第 2 回:12 月 20 日、第 3 回:平成 29 年 3 月 8 日)。

② 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム

●基調講演「5.22 あの日のこと忘れておりませんか?

~平成17年5月22日に発生した仙台育英学園高等学校生死傷事故に関して~」

講師:仙台育英学園同窓会 会長 瀬戸 信男

(事故当時、仙台育英学園高等学校教頭として事故対応に携わる)

●講演「潰された兄弟と共に」

講師:片岡 朋美(平成14年、娘(当時3歳)を交通事故で失う)

●パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」 コーディネーター:

飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美

(警察庁平成 28 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

パネリスト:

子供の頃に交通事故で家族を亡くしたご遺族3名

被害者遺族A(女性)(平成7年、父を交通事故で失う(約4か月後に出生)) 森澤 晴香(平成12年(当時8歳)、父を交通事故で失う)

松本 茜 (平成15年(当時14歳)、兄を交通事故で失う)

仙台育英学園同窓会 会長 瀬戸 信男

③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会

[開催地:京都府]

- ●ご遺族の話
 - ○京都交通事故被害者の会「古都の翼」 会員 中江 龍生 (平成 24 年、妹(当時 26 歳) を交通事故で失う)
 - ○飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美(平成11年、娘2人(当時3歳と1歳)を交通事故で失う) (警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

●講演「家族の突然死と子どものケアについて」

講師:国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 准教授 岩切 昌宏

●意見交換

[開催地:長野県]

- ●ご遺族の話
 - ○渡邊 理香(平成8年、娘(当時小学校1年生)を交通事故で失う)
 - ○和田 真理(平成27年、息子(当時中学校3年生)を交通事故で失う)
- ●講演「子どもの心理と支援」

講師:国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美 (警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

●意見交換

④ 各種相談窓口等意見交換会

[開催地:京都府]

●講演「交通犯罪の被害者」

講師: 同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎 (警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

●意見交換

[開催地:長野県]

●講演「交通犯罪の被害者」

講師: 同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎 (警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

●意見交換

⑤ 自助グループ運営・連絡会議

●講演「被害者支援の一環としての自助グループのあり方」

講師:公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 惠美子 (警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

- ●講演「自助グループにおける語ることと『聴く』こと 被害者の回復に向けて」 講師:法政大学キャリアデザイン学部 教授 佐藤 恵
- ●講演「(自助グループでメンバーに関わる際の)生活支援の視点と他機関との連携」 講師:武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授 大岡 由佳

●事例紹介

- ○公益社団法人被害者支援都民センター 相談支援室長 阿久津 照美
- ○公益社団法人被害者支援センターとちぎ 事務局長 和氣 みち子

●意見交換

なお、本事業は、いずれも警察庁が株式会社アステムに委託して実施した。

Ⅴ. 検討会

1. 目的

被害者学、心理学、被害者支援、遺族心理に関する有識者からなる交通事故被害者サポート事業検討会を設置し、平成28年度交通事故被害者サポート事業の実施方針、実施方法、事業総括等について検討することを目的とする。

2. 検討内容

平成 28 年度交通事故被害者サポート事業の実施方針、実施方法、事業総括等の決定及び 各事業の進捗状況の管理を行うとともに、事業報告書等を作成する。

3. 委員

当検討会の委員は、以下のとおりである(敬称略・順不同)。

- ・同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎 (座長)
- ・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美
- ・公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 惠美子
- ·国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美
- ·警察庁交通局交通企画課交通安全企画官 遠藤 顕史

4. 開催概要

平成28年度の本事業における検討会では、以下のことが行われた。

(1) 第1回検討会(平成28年9月20日)

- ①今年度事業計画の検討
- ②子供の支援に関するシンポジウム事業計画の検討
- ③子供の支援に関する意見交換会事業計画の検討
- ④各種相談窓口等意見交換会事業計画の検討
- ⑤自助グループ運営・連絡会議事業計画の検討

(2) 第2回検討会(平成28年12月20日)

- ①子供の支援に関するシンポジウムの実施結果報告
- ②子供の支援に関する意見交換会の実施結果報告
- ③各種相談窓口等意見交換会の実施結果報告
- ④自助グループ運営・連絡会議の実施結果報告
- ⑤事業報告書素案の報告

(3) 第3回検討会(平成29年3月8日)

- ①事業報告書最終案検討
- ②本年度事業総括
- ③次年度事業の方向性の検討

第1章 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する シンポジウム

I. 目的

子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援について、専門家による講義、委員等 (又はご遺族)による講演及び体験談の発表などを通じ、必要な支援や課題等の意見を集 約し、家族を亡くした子供のみならず、その周囲にいる保護者や支援に携わる方等に対し て発信し、広く一般に情報提供することによって、交通事故で家族を亡くした子供の支援 に係る関係者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的としている。

Ⅱ. 概要

1. シンポジウムの概要

シンポジウムは、交通事故で家族を亡くした子供に焦点を当て、支援活動に携わる専門家の講演、ご遺族の体験談等が紹介された。一般の参加者も可能とするオープンなシンポジウム形式にて開催され、約100名の参加となった。なお、シンポジウム開催に当たっては、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)及び公益財団法人交通遺児育英会の協力を得ているところである。

2. 参加者

シンポジウム当日は、交通事故被害者等の支援に携わる者や交通事故被害者遺族、行政 担当者等からの参加者が集まった。

3. 日時

平成 28 年 11 月 19 日 (土) 13:00~16:00

4. 会場

名古屋市中小企業振興会館(吹上ホール) 9階 展望ホール (愛知県名古屋市千種区吹上 2-6-3)

5. 体制

(敬称略)

- (1) 専門家
 - ·仙台育英学園同窓会 会長 瀬戸 信男
- (2) 警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員
 - ・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美
- (3) ご遺族(講演者 1名、パネリスト 3名)
- (4) 事務局
 - 警察庁

- ・株式会社アステム
- (5) 協力
 - 独立行政法人自動車事故対策機構
 - 公益財団法人交通遺児育英会

6. プログラム

(敬称略)

時間	講師・パネリスト等	内 容
13:00~13:10	警察庁交通局交通企画課課長 櫻澤 健一	開会及び主催者挨拶
$13:10\sim13:50$ $13:50\sim14:30$ $14:30\sim14:40$	仙台育英学園同窓会会長 瀬戸 信男 ご遺族 片岡 朋美 休 憩	基調講演 「5.22 あの日のことを忘れておりませんか? ~平成17年5月22日に発生した仙台育英学園高等学校生死傷事故に関して~」 講演 「遺された兄弟と共に」
14:40~15:55	コーディネーター 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・ 関係者全国連絡協議会幹事 警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員 井上 郁美 パネリスト 子供の頃に交通事故で家族を 亡くした経験のあるご遺族(3名) 被害者遺族A(女性) 森澤 晴香 松本 茜	パネルディスカッション 「子供の頃に交通事故で家族を 亡くすということ」
15:55~16:00	瀬戸 信男 警察庁交通局交通企画課交通安全企画官 警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員 遠藤 顕史	閉会の言葉

Ⅲ. 実施内容

1. 基調講演「5.22 あの日のこと忘れておりませんか?

~平成17年5月22日に発生した仙台育英学園高等学校生死傷事故に関して~」

事故当時、当校の教頭であった仙台育英学園同窓会会長の瀬戸信男氏より、事故の概要 と、事故後の生徒及び仙台育英学園がどのような行動をとって対処したかについて講演が 行われた。

[講師] 仙台育英学園同窓会 会長 瀬戸 信男 氏 [要旨]

「5.22 あの日のことを忘れておりませんか?」

「5.22 あの日のことを忘れておりませんか?」これは、事故の4、5年後に、事故現場である宮城県多賀城市の塩釜地区交通安全協会多賀城市連合支部が作成したチラシです。赤い題字で、ものすごくインパクトがあります。私は、これほど的を射た文言はないと思っています。現代社会は、日本のみならず世界の情報が、必要・不必要に関わらず常に発信され続けています。同時に、過去の出来事がすぐに忘れ去られる時代でもあります。時の経過につれて過去の出来事が風化することは、当然やむを得ないことではありますが、私たち仙台育英に関わる者にとっては、決して忘れることができない出来事です。筆舌に尽くしがたい重大かつ深刻な交通事故を起こした飲酒運転は、犯罪であり、いかに理不尽なことであるかを理解してもらうために、そして5.22 の事故を風化させないためにも、活

動を続けております。この事故で、裁判によって危険運転致死傷罪が適用され、最長 20 年の懲役刑が言い渡されました。

このチラシの中に「軽い一杯、重い代償」とありますが、この中の「罰金・懲役」について少しだけご説明させていただきます。酒酔い運転で5年以下の懲役または100万円以下の罰金に加えて免許取消、欠格期間3年となります。飲酒運転ほう助罪については、運転手が酒酔い運転の場合、車両提供者は5年以下の懲役または100万円以下の罰金、車両同乗者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金です。本日ご参加いただきました皆様には、このようなことはないと存じますけれども、今一度、肝に銘じていただければ幸いに存じます。



事故の概要

この事故は、11年前の平成17年5月22日「さつき祭」の最中に起きました。

「さつき祭」というのは、新入生に対して、建学の精神についての認識を体験的に深めて、学園生活の一層の充実を期すことを目標として毎年実施され、多賀城校舎で行われる前夜祭・宿泊研修、次の日早朝に実施する多賀城校舎と松島研修センター間の22.5kmのウォークラリーからなっていました。創立100周年を迎える平成17年は、第11回の実施でありました。実は、第11回目を実施するにあたって、過去10年間実施したことすべてを見直しました。ある程度危険と思われる箇所はルートを変更し、補助員も大幅に増員しました。これまで日曜日に実施していましたが、土曜日実施も視野に入れて通行量をチェックしました。しかし、日曜日の通行量が土曜日よりも少ないという結果が出たので、これまで通り日曜日に実施したという経緯がありました。

5月22日は、午前3時に元気に起床しました。ウォークラリーは、各自のペースで「楽しく歩く」こと、「安全に気をつけて完歩する」ことを主眼としていました。第一陣として327名の生徒が多賀城校舎を午前4時に、第二陣として241名の生徒が午前4時15分に出発しました。第一陣が学校を出発して間もなく、午前4時15分頃、多賀城市八幡一丁目三番地内の国道45号線で、青信号中の横断歩道を渡っていた第一陣の生徒たちの隊列と左折しようとして止まっていた乗用車に、飲酒・居眠り運転・信号無視等の危険運転暴走車が衝突し、生徒たちを跳ね飛ばしました。3人死亡、4人重傷で入院、16人が軽症、その他多くの生徒たちが事故現場を目撃し、大変な衝撃を心に負うこととなりました。前夜、学校に泊まったことすら分からなくなっている生徒もありました。

亡くなった3名は、ほぼ1列に並び横断歩道を渡っていたところを暴走車にはねられて亡くなりました。さらに、横断歩道に停車していた車が衝突の反動で押される格好となり、誘導していた仙台育英の男性職員を跳ね飛ばし、横断歩道を渡ろうとしていた生徒は車の下敷きになり骨折と火傷を負いました。4人の重症と16人の軽症というのは、衝突された車によるものであります。

加害者は業務上過失致死の罪で逮捕されましたが、事故前日の5月21日午後9時から翌22日未明まで青葉区国分町で飲酒をして、一緒に飲んでいた先輩を送るために青葉区国分町から約15km 先の多賀城市まで車を運転し、この重大かつ悲惨な事故を引き起こしました。加害者の体内のアルコール濃度は一定数値以上であり、運転途中にも何回か眠くなったと話しています。さらに、事故を起こした車は、人から借り受けているものであり、自賠責保険には入っているが任意保険には入っておりませんでした。

「飲酒運転根絶に関する条例」の制定

この事故を契機に、平成19年10月の宮城県議会において、飲酒運転根絶を目指す条例 案が全会一致で可決されました。条例案は、仙台育英学園卒業の3名の県議会議員が提案 したものでした。条例の中には、次のような文があります。

「平成17年5月22日には、飲酒運転により、学校行事に参加中の高校生の尊い命が奪われる交通死傷事故が発生し、県民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。飲酒運転の根絶は、県民すべての願いである。車を運転する者は、飲酒運転が引き起こす事故の重大性、一瞬にして人命を奪う車の危険性を十分に認識し、最大限の注意を払って安全運転を実践しなければならない。また、車を運転しない者も家族や友人を加害者とさせないよう、飲酒運転をさせない環境を地域社会とともに作り上げる必要がある。よって、私たちは、県、市町村、県民等が一体となり、『飲酒運転は犯罪』との意識のもと、『飲酒運転をしない・させない』という強い意志を持ち、飲酒運転の根絶に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。」

この条例は、平成20年1月1日から施行され、事故のあった5月22日が「飲酒運転根絶の日」となり、毎月22日は「飲酒運転根絶運動の日」とし、県、市町村及び県民等が一体となって飲酒運転根絶のための取組みを行う日となりました。

事故後、生徒と仙台育英学園が行った行動

飲酒運転根絶署名運動



7月9日(土)、生徒たちが飲酒運転の根絶を訴える署名活動を行いました。 参加したのは生徒会役員など42名。 仙台市青葉区一番町の街頭に立って

「尊い命を奪った飲酒運転をなくすため、署名にご協力ください」 と通行人に署名を呼びかけました。

その日の前日に、生徒たちは県内の177の中学校、高校を回り、署名への協力を要請。 署名は8月までにまとめて 県警と県議会に提出する予定です。



■ご署名いただいた方々の声

「私も多賀城に住んでいます。ですから、今回の事件はとても他人事とは思えません。 それと、私自身、車の運転をします。ですから、自分自身への自戒(絶対に飲酒運転 はしない)も含めて、署名させていただきました」(50代女性)



「無責任な大人のせいで、未来ある子供たちが犠牲 になっている事件が多く、本当に腹立たしい。厳重 に処罰するべきだと思います」(40 代 男性)



「犠牲になられた生徒さんたちのことを思うと胸がつ ぶれる思いです。子供を持つ母親として、こういうこ とはもう二度と起きないでほしい」(30代 女性)



「飲酒運転は絶対に許されない行為です。私も車を運転するのですが、運転する側の責任の重さを痛感しました」(60代 男性)



「身近でこういった事故が起こったことはとてもショックです。運転手のことは本当に許せません」(20代女性)

「一人の心ない人間の無謀な行為が、未来ある子供たちの、将来咲くだろう花を、一瞬のうちに奪い去ってしまいました。許せないこと、絶対に許してはならないことです」(40代女性)

飲酒運転根絶街頭署名運動

1. 趣旨 理不尽な5.22 交通事故により、夢途中で亡くなられた三名に代わって、 わたし達は5月22日を忘れないために、二度と同じような悲惨な事故を 繰り返さないために、10万人の署名を目指して運動を展開する。

2. 期日 平成17年7月9日(土)

3. 時間 13:00~16:00

4. 場所 東二番町佐々重ビル前、東二番町みずほ銀行前

東宝前(青葉通り側)、藤崎前(青葉通り前)

5. 参加 仙台育英学園高等学校文化会・学芸部 インターアクト、S クラブ(他、生徒会役員、引率教員)

6. その他 県内中学校、高等学校にもお願いする

生徒たちが真っ先に取り組んだのが、飲酒運転根絶を訴える署名活動です。平成17年7月9日、生徒会役員等42名が、飲酒運転の根絶を訴える署名活動を行いました。主に仙台市内の繁華街の街頭に立ち「尊い命を奪った飲酒運転をなくすため、署名にご協力くださ

い。」と通行人に署名を呼びかけました。街頭署名だけではなく、生徒たちは、県内 177 校の自分の出身中学校を回って署名の協力を要請しました。また、生徒会と運動部の生徒 たちも、市内の高校を回って署名の協力要請をしました。

署名運動の趣旨は、『理不尽な 5.22 交通事故により、夢途中で亡くなられた 3 名に代わ って、私たちは5月22日を忘れないために、二度と同じような悲惨な事故を繰り返さない ために、10万人の署名を目指して運動を展開する。』ということであります。おかげさま で、街頭署名を含めて県内外の中学校、高等学校、PTA、同窓会等の学校関係者、仙台市の 各町内会、一般企業等18万1,388名の方々から署名をいただきました。この署名簿は、平 成17年12月14日に宮城県知事、宮城県議会議長に提出いたしました。

また、事故から1年経った平成18年5月22日、この日を「I-Lion Day」と定め、3人 の死を永久に忘れず、事故を風化させることがないよう、二度とこのような事故が起らな いように誓い合いました。この「I-Lion day」は、仙台育英学園のシンボルマークである 育英ライオン「I-Lion」を由来とします。

さらに、3人の命の重さと思い出を持ち続け、安全と安寧を誓うメモリアルストーンを 多賀城校舎に設置しました。メモリアルストーンには、仙台育英学園理事長の加藤雄彦校 長作の「夢の途中」という詩が刻まれています。

『たくさんの恵みを与えてくれたので い つまでも感謝しよう。明るい微笑みは美しく 素敵なので いつまでも覚えていよう。強い 志はわたしたちの希望なので いつまでも尊 敬しよう。君の旅立ち それはあまりにも悲 しすぎる。それは君の笑顔をみることができ ないから。それは君の弾くピアノの音を聴け ないから。それは君の大きな夢を語り合えな いから。青空にぽっかり浮かぶ雲 それは君 からの笑ってねというメッセージ。太陽のひ かり輝く光線 それは君からのがんばってね というメール。大地に咲く可愛らしい花 そ れは君からのやさしくねという絵葉書。』

このメモリアルストーンには、毎年新入生 が参拝し献花をすることによって、悲惨な事 故が起らないことを願い、3人の御霊が安ら かになることをお祈りしています。

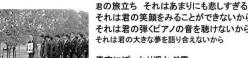
また、仙台育英学園創立 100 周年記念コン





夢の途中

たくさんの恵みを与えてくれたので いつまでも感謝しよう 明るい微笑みは美しく素敵なので いつまでも覚えていよう 強い志はわたしたちの希望なので いつまでも尊敬しよう



それは君の笑顔をみることができないから それは君の弾くピアノの音を聴けないから それは君の大きな夢を語り合えないから

青空にぽっかり浮かぶ雪 それは君からの笑ってねというメッセージ 太陽のひかり輝く光線 それは君からのがんばってねというメール 大地に咲く可愛らしい花 それは君からのやさしくねという絵葉書

平成 18 年 5 月 22 日

サートでは、事故の犠牲となった3人の生徒へ「レクイエム」と「アヴェ・ヴェルム・コ

ルプス」K.618 が献唱されました。ステージ上には3人の遺影が映し出され、心静かに冥福が祈られました。

また、地元の多賀城市では、悲惨な事故が二度と起こらないことを祈り、飲酒・無謀運転 "ニラめ作戦"が実施されました。多賀城市塩釜地区交通安全協会多賀城市連合支部、 多賀城市交通安全母の会、多賀城市交通安全指導隊等の皆さんと仙台育英生が、事故があった国道 45 号線の八幡交差点前で、信号待ちで停車中のドライバー一人ひとりに多賀城市特産のニラとチラシを配って、"ニラめ作戦"ということで安全運転を呼びかけました。平成 17 年以降、毎年実施されております。

平成19年1月には、生徒会5人がJR上野駅で行われた飲酒運転根絶の署名活動に参加しました。これは、平成11年11月、東名高速道路で起きた飲酒運転による大型トラックの追突事故で一度に2人の娘さんを奪われた両親の苦悩と、その後の飲酒運転撲滅と法改正に向けての運動の姿を再現したドキュメンタリー番組を見て、その被害者遺族であり、本日のコーディネーターで検討委員でもある井上さんご夫妻の呼びかけを聞いて、私たちも何かできるのではないかと思ったことがきっかけでした。

井上さんご夫妻には、平成19年と平成26年の5月22日「I-Lion Day」で、ご講演をいただいております。「飲酒運転がいかに理不尽な行為であるか、それを理解してほしい。そして、皆さんの代わりになる人は絶対この世にはいません。」とメッセージをいただき、命の大切さについて、改めて生徒全員で認識を深めました。

「生命のメッセージ展」

平成22年・24年・25年の「I-Lion Day」では、行事の一つとして「生命のメッセージ展」(NPO 法人いのちのミュージアム主催)を催しました。「生命のメッセージ展」というのは、殺人、悪質な交通事故、いじめ、医療過誤、一気飲ませ等の結果、理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のアート展です。生命の重さ、尊さを訴え、犯罪のない社会を創造し、未来の生命を守ることを目的としております。犠牲者の発する声なきメッセージを受け止めてくださる来場者もまた主役です。犠牲者の等身大人型パネルをメッセンジャーとして設置し、生前の写真とメッセージ文を添え、足元に遺品の靴、足跡、生きた証を置いています。無念にも亡くなり、生きたくても生きられなかった犠牲者からの未来につながる生命を守るためのメッセージを聞いて、感じてくださいということでございます。

会場の体育館には、犯罪や悪質な交通事故、いじめ等で生命を奪われた犠牲者 137 名の等身大人型パネルメッセンジャーが並びました。メッセンジャーの胸元には生前の写真、事件・事故当時の新聞記事、遺族の言葉が添えられ、足元には遺品の靴が展示されており、息を引き取ったときの様子や、遺された家族や友達の深い悲しみが鮮明に表されております。その残酷な状況や遺族の心の傷に触れてショックのあまり茫然と立ちすくむ生徒、涙が止まらない生徒。生徒たちは、涙で声を震わせながら感想を語りました。生と死につい

て、生命の重大さについて、メッセンジャーから無言のメッセージが一人ひとりの心に深 く強烈に刻まれました。

終わりに

終わりに、事故から10年という節目の平成27年5月22日に行われました第9回宮城県 飲酒運転根絶県民大会での飲酒運転根絶のメッセージを紹介いたします。

『平成 17 年 5 月 22 日、日曜日、仙台育英学園では、新入生の行事である「さつき祭」 の一環で多賀城校舎と松島研修センター間の 22.5km を歩くウォークラリーを実施してい ました。出発して間もない早朝4時15分頃、青信号の横断歩道を渡る生徒たちの隊列に、 飲酒・居眠り運転、信号無視をした暴走 RV 車が突っ込んできました。この事故により3人 の先輩方の尊い命が奪われ、20人が重軽傷を負い、そしてなおかつ大勢の生徒が壮絶な事 故現場を目撃し、心に深い傷を残すことになってしまいました。仙台育英学園では、事故 で犠牲となった3人のご冥福を心から祈り、二度とこのような悲しみが起らないよう、そ してこの事故を風化させないために、毎年5月22日を「I-LION DAY」に制定しております。 生徒会では、飲酒運転を根絶するための活動を続けてまいりました。昨年度は本校の文化 祭である育英祭にて北海道小樽で発生した飲酒ひき逃げ事件の不十分な起訴内容に対して 署名活動に協力し、飲酒運転根絶を呼びかけました。あの事故から 10 年という節目の今、 なお飲酒運転による事故は後を絶ちません。平然と飲酒運転がなされている現状に大きな 憤りを感じます。飲酒運転は、時に悲惨な事故を引き起こし、尊い命を奪ってしまいます。 さらに事故にかかわる多くの人々の人生をも一変させてしまいます。しかし、飲酒運転は、 一人ひとりが意識を持つことで必ず未然に防ぐことができます。あのような悲しい事故を もう二度と起こさないために、私たちは、安全な交通社会の実現を目指し、宮城県民の皆 様とともにこれからも飲酒運転根絶に全力を尽くすことをここに誓います。平成27年5月 22 日、仙台育英学園生徒会』

これらの行動概要は、仙台育英学園のホームページ「暴走 RV 車による交通事故に関して」 に掲載された一部でございます。井上さんご夫妻の講演内容も掲載されておりますので、 どうぞ、ご覧になっていただきたいと思います。

今一度、「5.22 あの日のことを忘れておりませんか?」。この「5.22」は、仙台育英学園の事故の起きた日が5月22日ということで使っておりますけれど、これを、例えば井上さんご夫妻の東名高速道路飲酒運転事故、あるいは昨年起きた北海道砂川市の一家死傷事故、それに置き換えても構いません。それらの事件について、「あの日のことを忘れておりませんか?」ということを、皆さんで今一度思い出していただければと思います。

2. 講演「残された兄弟と共に」

交通事故で子供を亡くしたご遺族である片岡朋美氏より、事故の状況と、事故後の関係 各所の対応とそれに対して起こした行動、周囲の反応、家族関係の変化、そして現在の状 況等について講演が行われた。

[講師] 片岡 朋美 氏

[要旨]

被害者ご遺族との出会い

私と井上さん(飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事) ご夫妻とのお付き合いは、奥様にお手紙を差し上げてからのことでした。当時、お嬢さん の事故について、井上さんご夫婦が活動されている光景は、テレビで目にしていました。 亡くなったお子さんやご両親を思うととても胸が痛かったです。でも結局、私の身には降 りかからない出来事のように思っていたと思います。しかし、自分が娘を亡くし、井上さ んご夫妻と同じ立場になって初めて、「あの方々がどう生きてこられ、活動を起こす源、生 きる力はどこから湧いてきたのだろうか。井上さんにお会いしてお話がしたい。」と、思い ました。奥様から届いたお返事には、「樹里ちゃんの事故は、ニュースを見て知っていまし た。私も生きることがつらいです。でも、亡くなった子供たちの生きた証を残してあげる のも親の役割です。ともに、生きていきましょう。」と綴られていました。そのお言葉に、 私は一人ではないのだと生きる力をいただいたとともに、親としての使命に気づかせてい ただいたことを覚えています。

事故について

あれから 14 年。生きていたら、娘は今 17 歳、高校 2 年生です。事故は、平成 14 年 9 月 18 日、よく晴れた穏やかな秋の日でした。運動会を 3 日後に控え、その日の朝も「おとうちゃん、おかあちゃん、見て、こうやってやるんだよ。」と、可愛い踊りを見せてくれました。夕方、仕事が終わり、保育園に迎えに行こうと思ったのですが、急に用を思い出し家に立ち寄りました。10 分ほどで用事が済み家を出ようとしたとき、「車が園庭に落ちて樹里ちゃんがその下にいて・・・」と担任からの電話を受けました。私は、おもちゃのミニカーが園舎の屋上から落ちて、樹里はそれに当たりけがでもしたのだと思いながら、保育園に急いだのです。

園に着くと、顔面蒼白の保育士たちがうろたえています。嫌な胸騒ぎを覚え階段を駆け上がったとき、土間で布団に寝かされている子供を目にしました。そのシーツは真っ赤に染まっています。でも、なぜ赤いのか、なぜここに寝かされているのか、その現状を計り知ることはできませんでした。ましてや、その子が我が子であるとは思いもよりません。私がそっとその子に近づいたとき、悲しくも、着ていた服から娘であることを確認しまし

た。何度、名前を呼んでも娘の返事はありません。園庭には、フロント部分が大破したワゴン車が停まっています。どうして樹里は出血しているのか、なぜ返事をしてくれないのか。保育士たちは、「大丈夫、脈はあるから。」と言いました。でも、このとき初めて、自分の子供が事故に巻き込まれた現実に直面しました。「家にさえ寄らなければ間に合ったかもしれない。」今でもその思いは消えません。「脈? 何を言っているの? 何が大丈夫なの?」と半狂乱の私に、もうそれ以上の言葉は衝いて出ません。

長い時間を経て搬送先が決まり、走り出した救急車の中で、「耳からの出血、心肺停止、呼吸停止!」と言い放つ救急隊員の声。足の付け根に何本も注射を打たれても、お人形のようにパッチリと目を開けたまま身動き一つしない樹里。病院に着いたのは事故から1時間も過ぎてのことでした。

担当した医師に「危険な状態だから、身体を動かせない。」と言われながらも、たとえ障害が残ってもいい、命だけは助けてほしいと、一縷の望みをかけました。しかし、見せられたレントゲンに、私たちは絶句しました。樹里の足は粉々に骨折し、小さな頭の後頭部は原形をとどめてはいませんでした。「薬も点滴も受け入れない状態です。手の施しようがありません。心臓マッサージも永遠に続けることは不可能です。」と医師の告知がありました。長時間に渡る蘇生マッサージのせいなのか、胸板の半分にまで潰れた痛々しい姿、擦過傷だらけの身体を見たとき、今の状態が樹里にとって一番苦しい状態ならば、ここで治療を終わらせたほうがいいのか、と思いました。でもそれと同時に、樹里は私たちの手の届かないところへ行ってしまうのだ。

「誠に残念ですが、これですべての治療を終わるということでご了承願えますか。」と、 医師からの言葉がありました。娘の手を握り締め、主人と泣き崩れました。事故から 2 時間半、午後 6 時 30 分、樹里は 3 年 3 か月の命を落としました。もう、お母ちゃんと言って、 私に駆け寄ってくることもない。もう、あの笑顔も泣き顔も見ることはできない、あの可愛い歌声も笑い声も聞くことはできない。何もかもが信じられませんでした。樹里とともに帰路に着くタクシーの中、まだ温もりの残る小さな両手をずっと包みながら、目の前の現実を受け入れることができませんでした。

保育園側の対応、各関係機関の対応

事故以来、運転者と保育園経営者には、娘の死を悼み、この悲しみを共有してほしいと、 心からの謝罪を待ちました。しかし保育園側は、私たちの悲しみに追い打ちをかけるよう な保身の姿勢に終始し、間もなく事故現場は渡り廊下と遊び場に改装されました。この現 状を目の当たりにし、この経営陣に娘の死を悼む気持ちなど毛頭ないことを思い知らされ ました。運転者も、一生償うと言ってくれた言葉はどこに消えたのか、お参りに来ること はなくなりました。私は、命を軽視している保育園に預けていたことを娘に対して申し訳 ないと思い、あの駐車場について安全性を危惧する意見を述べていたら事態は変わってい たかもしれないと思うと、悔しさと後悔から自責の念にさいなまれました。

一方で、警察では、運転者一人が起こした路上の交通事故として処理され、保育園側には刑事責任も行政処分も問われませんでした。「保育園経営者の責任を問いたいのなら、民事裁判をお勧めします。」と、無料弁護士会のパンフレットを手渡されました。その対応から、警察への不信感は募りました。また、名古屋市保育課は、「この保育園は名古屋市の管轄ですが、私立なので、園長に経営方針、保育体制を委ねています。そこに介入できる法律がありません。そこまで言うなら、あなたたちが法律を作ってください。」と、監督責任を否定しました。

全国の保育園で不慮の事故で亡くなる子供は、年間約30名にのぼります。行政が責任から逃れるのであれば、保育施設に対する指導監督責任は一体どこにあるのでしょうか。働く親は、どこに安心して子供を預ければいいのでしょうか。私たちは、すべての保育園経営者に警鐘を鳴らし、もう二度と安全なはずの保育施設内で無辜の子供たちを出してほしくないという思いで、事故から2か月が経った頃、約1万5,000筆の署名を集めて保育所の安全基準の見直しを求める請願書を名古屋市に提出しました。それから3か月後、国が定める建築法の立体駐車場柵の適用範囲が変わりました。

時を同じくして検察庁が出した処分は、運転者に略式起訴の罰金 50 万円でした。それが最高額です。「高齢で身体も不自由ということで、正式裁判でも執行猶予がつくでしょう。ならば、罰金刑のほうが罪を認識してもらえるのでは。」と促され、検察庁に委ねた末の初めて知る刑罰の軽さ、不条理な加害者擁護の司法制度でした。運転者は、高齢で義足、難聴、弱視、心臓病、高血圧の持病を持ちながら、運転が許されていました。死亡事故を起こしても、高齢だからという理由で、僅かな罰金を納めただけで今までと変わらない暮らしに戻れます。そして、免停期間を終えると免許証が手元に返り、車に乗れるのです。被害者には人権も名誉も未来もない。その上、遺族がこの悲しみ、寂しさを背負って一生生きていかなければいけない。加害者には守られる人権と保証された将来がある。少年だからと保護され、高齢だからと減刑され、働き盛りだからと執行猶予がつくのでは、法は何のために、誰のためにあるのか。

今の日本の現状は、死亡事故を含め人身事故を起こした加害者の半数は不起訴処分となります。そして、交通事故のほとんどは罰金刑です。年間約120万人の負傷者、1万人の死者を出しながら、日本における司法では、交通事故の死亡者、その命は花粉の重みもないのです。私たちは、命の重さと罰金という刑の軽さに苦しみ、悩み、このままでは刑の軽さに甘んじて再犯や大事故を起こす加害者が後を絶たないという思いで、罰金刑の見直しを求めて全国を回り、再び署名活動を始めたのです。途中で挫折しそうなこの働きかけに、最後まで命を貸してくれたのは娘、樹里であり、井上さんご夫妻はじめご遺族の皆さん、友人たちでした。1年3か月の月日をかけて集められた約9万3,000筆の署名簿は、平成16年、法務大臣にお渡ししました。平成18年、罰金刑の上限は現行の50万円から倍

の 100 万円に引き上げられました。

事故後の日常、周囲の反応

今までの生活は一変し、いっそ気が狂ってしまったほうが、樹里の後を追って死んでしまったほうが、どんなに楽か。でも、私には、まだ小さい3人の子供がいる。そのような心の葛藤が続いていました。「あなたは樹里ちゃんのお母さんでもあるけど、今いる3人の子供たちのお母さんでもあるのよ。」と、母や友人たちに口々に諭されましたが、生きる気力をなくした私の耳には入りません。主人を思いやる優しさも、3人の子供を気遣い、言葉を交わし、食事をつくる母の愛情も、空虚な使命感でしかなく、家事を放棄し育児に無関心な母へと変わりました。小学4年生と2年生だった娘たちが膝の上に乗って甘えてきても、無意識に膝から下し、自分はどこかへ立ち去るといった具合で、子供たちと向き合うことを拒みました。

自分一人が底なし沼に落ちたように、勝手な思い込みから家族との温度差を悲観しました。それでも、仕事を休んでそばにいてくれた親友、3か月もの間夕食を運んでくれた友人、代理で子供の行事に行ってくれたママ友、運動会や遠足にお弁当をつくってくれたクラスのお母さん、街頭活動を手伝ってくれた遺族の会の皆さん、この事故を知って署名活動を手伝ってくれたご近所の方もいて、多くの皆さんの手を借りて私たち家族は生きてこられました。本当に感謝してもしきれません。

しかし、罰金刑引き上げの署名活動の際、「もし自分が加害者になったことを考えると、お手伝いできない。」と、親しい友人に言われたとき、裏切られたような気持ちになりました。当時、自分の思いに賛同してくれる方が心の支えでしたので、少しでもそれを拒否されると、その方との接触を控えてしまいました。このような逸脱した私の言動を理解できず、離れていった友人もいます。今思えば、十のうち一つでも力を貸してくれれば、それはよき理解者、協力者だったのかもしれません。

事故から半年過ぎた頃、心療内科に通いました。薬が合わないときなどは、「あのマンションの上から飛んだら樹里ちゃんに会えるよ。」と、幻聴が聞こえてきました。薬の作用で必要以上に眠れるのに身体の脱力感は抜けず、裁判を抱えていながらも提出文書が書けない状況にも陥りました。また、「頑張って。もう一人つくれば。いつまでも思っていても帰ってこないよ。」といった励ましの言葉は、つらく胸に突き刺さるものでした。どん底にいる人は皆、一日一日を必死に生きています。息をするのも一生懸命です。こんな状態で、これ以上何を頑張れと言うのか。この状況で、どうして次の子供がつくれるでしょう。親が、亡くなった子供をずっと思い偲んではいけないのでしょうか。そう叫びたい気持ちを抑えながらのやり取りに疲れました。もし励ますとしたら、「つらいけど、悲しいけど、一緒にがんばろうよ。何かできることがあったらお手伝いするから。」と、そう言ってもらいたかった。そうしたらどんなに心が安らいだでしょう。

樹里と同じクラスだったお子さんのお母さんがお仏壇に向かい、「樹里ちゃんはお空に行っちゃったの。」と子供に教える、その言葉を素直に受け入れられず、もう来ないでほしいとさえ思いました。樹里は好きで命を落としたわけではない。もっと生きたかった。もっと遊びたかった。事故直後は、同じ年頃のお子さんを見たり触れたりするのが本当に辛かったのです。また、お参りにみえる方々に事故の様子を繰り返し聞かれることや、電話対応にも心身ともに疲れ果てました。そんなときは、心のこもった1通のお手紙をいただくほうが、どれほど癒され嬉しかったでしょうか。

家族(遺されたきょうだい)との関係

毎日の生活の中で徐々に家族との会話も減り、重い空気だけが漂い、家庭が壊れていくのを感じていました。それでも私にはどうすることもできず、事態が悪化していくのをただ黙認するだけでした。まだ私には3人の子供がいる。分かってはいても、気持ちが、身体が言うことを聞かない。そんなとき、ついに懸念していた心配事が現実となってしまったのです。

当時、中学校3年生だった長男は、高校受験を控えていました。学業の成績も部活も素行も、特別問題はありませんでした。しかし、樹里を亡くして数か月経った頃から、勉強するどころか家に帰らなくなりました。学校をさぼり、学校や警察から頻繁に呼び出しがかかるようになりました。長男に振り回されながらも、私の子供に対する無関心は何も変わりませんでした。頭の中は、もう何もしてあげられない樹里のことでいっぱいだったのです。かろうじて進学した高校でしたが、1年生の3学期、とうとう長男が「学校を辞めたい。」と言ってきたのです。そのとき初めて、母親の姿勢がどれほど子供に影響を及ぼすものなのかを痛切に感じました。

長男は、自分も寂しさに潰されそうな上に多感な時期、一番上の兄として悲しみに暮れる両親を支え妹たちの面倒を見なければいけない思いと、自分も妹たちもお母さんの子供には変りないのにお母さんは振り向いてはくれないという思いが、頭の中で渦巻いていたのだと思います。その後、長男は学校を辞めました。

4年生だった長女も、寂しさを紛らわすためだったのか、気がつけば過食に走っていました。いつでも遊びに来ていいよとおっしゃっていただいた近所のお家に頻繁にお邪魔し、それが迷惑だったと噂されていたことも私は知らず、後に知人から聞かされ、娘が不憫でなりませんでした。私に受け入れられない寂しさをその方に求め、すがる思いで通っていたのだと思います。もしこういった環境に置かれている子供に声をかけてくれるとしたら、子供の気持ちを考慮し、うわべだけの軽率な言葉やその場しのぎの親切心は後々二次的被害につながると認識した上で、責任を持った対応をお願いしたいのです。

真実が知りたい・・・立ちはだかる司法の壁

そんな中、以前にも保育園の駐車場で車がフェンスに衝突し、柵が折れ曲がる事故が起きていたことを知りました。園長にそのことについて問いましたが、理事長、保育士も守秘義務があるからと言って答えません。このままでは一向にらちが明かないと考え、責任の所在を求めて司法に委ねる民事裁判を起こそうと思ったのです。加害者が起訴され刑事罰が下されない限り、被害者遺族は、事件、事故の真相を知ることはできません。加害者の調書、実況見分調書、現場写真等、刑事記録も見せてもらえません。娘の事故は略式だったため、運転者側の情報を知ることはできました。しかし、園長、理事長が起訴されない限り、保育園側の情報は開示されることなく、真実を知る機会さえ与えられない。司法の厚い壁に当たりました。

どうして樹里が命を落とさなければならなかったのか、どうして上から車が落ちてきたのか、真実を知りたいと思い、事故から半年が経った頃、司法の判断を仰ごうと提訴しました。裁判を起こすに伴い、損害賠償額を弁護士と決めなければなりません。それは言いかえれば、娘の命に値段をつけるという、とてもつらい作業となりました。提示は1億3,000万円。「お金が欲しいのか。」「そんなことをやって何になる。」「死んだ子が帰って来るわけでもないだろう。」などという人もいました。子供たちは、学校で「1億3,000万」と呼び名を付けられたと言います。こんなとき、先生方から「樹里ちゃんの命はお金には代えられないけれど、なぜ死んでしまったのか調べてもらうためのお金なのだよ。」などと、同級生に対して何らかの口添えをしていただければ、娘たちはどんなに救われたでしょうか。亡くなる原因は様々で、その状況により遺されたきょうだいの精神状態は違うと思いますが、学校関係者は、その子供たちの気持ちを汲んで、周りの子供たちに何らかのフォローをしてほしいと思うのです。毎日行った先々で息子や娘たちがどんなことを言われ、どのように見られているのか、気がかりで仕方ありませんでしたが、とにかく法廷という場で真実や責任の所在を明らかにしてほしかった。提訴から3年、保育園経営者の個人責任が認められ、5,800万円の支払いが命じられました。

原因と責任が明らかにされることで、今後の保育園施設は、子供たちにとって安全で安心なものにしてほしいと願ってやみません。その一助となればと、樹里の命の代償、大切なお金は名古屋市に寄付しました。しかし、「あの人たちはお金があるから寄付できるのだ。」「偽善者。」「娘の命をどう思っているのか。」などど、いろいろな批判や中傷を受けたのです。被害者、その遺族は、死ぬまでひっそり息をひそめて生きていかなければいけないのか。それが残された道なのか。笑うことも許されず、何をしても好奇の目にさらされる。世間の目は冷たいものだと落ち込みました。新聞、テレビで報道され、子供たちは学校で「5,800 万円もらったのか。」と質問攻めにあったと言います。無意識に言われる一言が、当時の息子や娘たちには大きな負担となり、学校に行きたくないと泣きじゃくる日もありました。当時、学校や父兄の皆様方には、そっと見守っていただく、あえて触れない優し

さを求めていたような記憶があります。

次女について

裁判が終結しても、仕事にも復帰せず閉塞的な暮らしをしていた私ですが、必要とされる立場になることで新たに生きる道を考えようと思い直し、自宅の一角を改築して美容室を始めました。3年が過ぎた頃、中学2年生だった次女が学校に行きたくないと言い出しました。樹里を亡くし、育児放棄、情緒不安定、裁判、署名活動、お店のオープンとあわただしく時が過ぎましたが、自分が生きていくのに精いっぱいで、子供たちのことは二の次だったのかもしれません。

毎朝、次女に学校に行くことを促しました。しかし、無理やり送り出しても学校には行かず、どこかで時間を潰して帰って来てしまう。朝、制服に着替えても、行きたくないと泣き叫ぶ。娘と何度も話し合いました。その結果、主人と私は、行きたくなるまで行かなくてもいいという選択をしました。

担任の先生は時折足を運んでくれましたが、学校側は、「学校で起きたことではないので、いじめの当事者となる生徒に個別に注意はできません。家庭での指導やコミュニケーションに心掛けてください。」の一点張りでした。部屋に閉じこもり、食べて寝るを繰り返す。思い通りにならないと、暴言を吐き暴れる。耳には爪楊枝でいくつもの穴を開け化膿させ、病院では、「なぜ化膿するまで放っておくのですか。」と親の責任を追及されました。「樹里ちゃんが亡くなってから、寂しかったんだよね、かわいそう。」と親や友人らにも忠告されました。薬の乱用やリストカット、昼夜逆転した生活、夜の徘徊。また手首を切っているのではないかと心配を抱えながら仕事を終え、家に帰ると一目散に娘の部屋に駆け上がり、生きていることを確かめる、ほっとする。そんな毎日でした。手作りのお弁当と夜一緒に眠ることが、唯一娘との接点で、どんなに嫌がられても、私は娘の部屋で眠りました。なぜこんなにつらいことばかり私たち家族に降りかかるのか。運命を恨み、やけになった時期でもあります。私たち親の責任は、遺された3人の子供たちを社会に送り出すこと、ただその一念でこの時期を乗り越えてきた気がします。

現在

井上さんはじめ多くの仲間との出会い、また友人たちの支えが生きる大きな糧となりました。長男はその後通信制の高校に入り、現在は私と同じ美容師となりました。長女も今年大学を卒業し、社会人になることができました。中学2年生から1年半不登校だった次女も高校に進み、美容学校を出て美容師となり、2年が経ちます。今では大変だった当時を振り返り、子供たちと語れるほどになりました。

本当なら17歳のはずの樹里は、今でも3歳のまま成長することはありません。樹里の匂い、キラキラした大きな瞳、柔らかな髪、ふわふわしたほっぺ、小さな手のぬくもり、可

愛いしぐさ、抱きしめたときの感触、温かい息遣い。幻でもいい、もう一度樹里に会いたい、声が聴きたい、抱きしめたい。樹里の受けた想像を絶するこの苦しみを思えば、私のつらさなど取るに足りません。まだ生きたかった、まだたくさん遊びたかった樹里の無念を胸に、できる限り精一杯人生を生きていこうと思います。樹里に再び会えたとき、「樹里ちゃん、お利口さんしていた?」と聞いて抱きしめてみたいです。そして、「お母ちゃんも頑張ってきたよ。」と言える母でいたいと思います。

今は、娘を亡くしたときより樹里に近づいた気がします。一日一日、歳を重ねることが楽しみになってきました。私は樹里を亡くし、娘に多くの宿題をもらいました。人の生きる道は一つではなく、たくさんあります。ご支援も、様々なケースを想定したきめ細かなケア、マニュアル作り、働きかけを望みます。これから私も3人の子供とともに、たくさんの宿題をやりながら一歩ずつ歩んでいこうと思っています。この私のお話が、遺されたお子様方のご支援の一助となりましたら幸いです。

3. パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」

子供の頃に交通事故で父親、きょうだいを亡くした方3名より、事故の時の様子やその後の経験について語られた。その後、先に基調講演を行った瀬戸信男氏と、コーディネーターの飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事であり、警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員である井上郁美氏から、体験談を聞いた感想が述べられ、続いてディスカッションが行われた。

①子供の頃に交通事故で家族を亡くした方のお話

〇被害者遺族 A 氏

[要旨]

父の事故、その後の周囲の支援

私は生まれる前に父を亡くしているので、当時のことはすべて母から聞きました。平成7年1月22日早朝、父は出勤のため原付バイクで走行中にセンターラインを越えてしまい、対向車と衝突してしまったそうです。このとき母は群馬県にある父の実家に帰省していたので、父の姉から知らせを聞き、すぐに東京の病院に向かったのですが、すでに亡くなっていたそうです。

当時の家族構成は、父と母と当時1歳半の兄でした。事故から4か月少し過ぎた6月2日 に私が生まれました。

事故後、残された家族は、東京から群馬県に引っ越しました。当時は、祖父母や親戚や様々な方々からご支援をいただいて生活していたそうです。父が勤務していた企業、公益財団法人交通遺児育英会、ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)、公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金、公的な年金等、これらのご支援があったおかげで母は遠くに働きに出ることもなく、私が小さい頃からずっと一緒にいてくれて、寂しい思いをすることなく本当に恵まれた生活をさせていただいたと有難く思っています。また、小さい頃から、佐藤交通遺児福祉基金やナスバの方々が旅行に連れて行ってくださったので、家族の思い出ができました。小さい子にも目に見える形でご支援いただけたので、幼い私にも理解できました。

小さい頃の経験が今の私をつくってくれた

これが今の私を形づくっている要素です。服飾、古着、美術、陸上、水泳、登山、ボーイスカウト、友達、家族、ピアノ、英語・・・等々。中でも「服飾」、洋服をつくることが大好きです。

「ボーイスカウト」とありますが、私と兄には父親がいないため、どこにも連れて行けない代わりに外でいろいろな経験ができるように、と母の勧めでボーイスカウトに入りました。 入った当初は、なじめなくて、こんな所に来たくないと思っていたのですけれど、だんだん 友達ができ、自然の中で暮らしていくうちに自然も大好きになって、登山をしたりキャンプ をしたり、スキーやスケートもしました。小さい頃から貴重な経験をしてきたので、今でも アウトドアが大好きです。つらいことや苦しいことがあったときも、外に出て自分をリフレ ッシュさせています。ボーイスカウトで得た活動は、今の自分を形づくってくれていると思 います。

ボーイスカウトは、「できない」とか「やりたくない」ではなく、「できるでしょう」「やるよね」という感じなので、精神面、体力面も鍛えられました。高校のときには、短い期間でしたけれど、海外に留学しました。外に出て行く力は小さい頃から培ったもので、留学にもつながったのだと思います。できるものがあれば、行動範囲も広がりますし、もっとたくさんの経験ができると思います。

やりたいことをやらせてくれた母

生まれる前に父が亡くなり、そのつらさを経験していないから、明るくしてこれた部分もあるかもしれないのですが、とにかく、幼い頃から私は家の中でじっとしていることがなく、母や兄とずっと一緒にアクティブに生活していました。その影響は大きく、元気に成長できたと思います。多分、一人にされたり、外との関わりをつらいからといって遮断されたりしていたら、自分が大好きなことができていなかったのではないかと思っています。小さい頃から自分がやりたいと言ったことを全部理解し、やらせてきてくれた母親には、とても感謝しています。また、ご支援をしてくださった方々にも、本当に感謝しています。

〇森澤 晴香 氏

「要旨」

父親の事故、交通遺児育英会との出会い

平成12年12月24日、クリスマスイブに父親が事故で亡くなりました。母親と当時5歳と3歳の妹たち、そして私は8歳でした。冬休みに入った直後だったため、小学校での直接的な影響はなかったのですが、家族で唯一の男性だった父親がいなくなり、女4人だけの生活が、しかも寒い冬から始まったという部分で、かなり心身ともに疲れ果てていたと思います。

父親が中高一貫校の教員だったこともあり、私も岡山の私立の中高一貫校に通いました。 中学3年のとき、学校で交通遺児育英会のポスターを見かけたのがきっかけで応募し、高校 3年間は奨学金がもらえることになりました。

交通遺児育英会では、高校2年生のときに、交通遺児だけ30人でイギリスに短期留学もしました。私にとって、その3週間というのは、初めて他の交通遺児と接した期間でした。私はあまり人に父親が亡くなったことを言っていなかったのですが、それをポジティブに受け止め話をしてくれる交通遺児がこんなにたくさんいるということに、共感、感銘を受けました。そのとき、東京に『心塾』という交通遺児のための寮があることを教えてもらい、大学

進学にあわせて申し込みをしました。

経済面だけでなく精神面でも支えてくれた『心塾』

『心塾』は東京都日野市にあり、大学生や専門学校生等、幅広いジャンルの学生男女が60、70名生活しています。一人につき1部屋与えられ、プライベートもしっかり守られています。キッチン等は共同なので、誰かの誕生日には夜集まってお祝いもします。学年問わず仲よく暮らしているのが心塾です。また、単に楽しいだけの寮ではなく、地域の資源回収にも参加しています。資源回収で得た資金で、焼きそばやお餅を無料で市民の方に提供する会等も開いています。大学3年生がこの会の幹事をしますので、その経験を就活で生かすことができるのも魅力の一つです。

私は、大学4年間のうち1年間だけ都内で一人暮らしをしたのですが、頑張って探しても 家賃が月数万、さらに光熱費と交通費も必要です。心塾では、朝晩の食事と光熱費込み月1、 2万円で住むことができます。これがどれだけ経済的な支援になるか・・・。 奨学金制度は、 一般の大学生には手厚くなっている面もあるかもしれませんが、専門学校生等にはまだまだ 広まっていないと思います。高校を出たら大学進学ではなく就職しなくてはならない交通遺 児もいると思いますが、交通遺児育英会では、専門学校生等にも手厚く奨学金制度を提供し ています。もし、進路に悩んでいる学生さんがおられましたら、勧めてほしいと思います。 心塾にいる子供たちは、母親か父親を亡くした、もしくは障害が残っている交通遺児ばか りです。ここでは、事故で親を亡くしたことを話し合う会等はありません。なぜかというと、 団らんやコミュニケーションを通して、「自分の父親はね・・・」と必然的にその会話とな り気持ちを分かり合える、そういうコミュニケーションの場としてあるからです。交通遺児 だけが住む寮というのは、自分の心を開放するいい機会であったと思います。中学・高校に 通っていた頃は、父親がいないことを周囲の人たちは知っていたので、気を遣って「父の日」 というワードは絶対に口にしませんでした。心塾では、「父の日」「母の日」という言葉は普 通に口にします。「命日」というワードも禁句ではありませんでした。なので、かえって自 分が"素"でいることができました。

交通遺児として望む支援とは

交通遺児は、奨学金が借りやすいと思います。特に、無利子で借りやすいというところは、すごく充実した制度だと思います。ただ、借りやすいがゆえに、一般の学生よりも、将来のビジョンを見据えずに借りるだけ借りてしまうという学生が多いように思います。そうではなく、どのようなビジョンを描いて、社会人になったらどのように返済していくか、ある程度のイメージを持つことが大切だと思います。先生や周りの人たちには、一緒に考え、支えていただきたいと思います。貸与が無利子なだけでも十分ありがたいのですが、その上で、給付の奨学金もしくは授業料の返額分を大学4年間の学業成績に応じて半額にするという

ような、さらに手厚い支援を金銭面でお願いできれば、それはそれで精神面の安心にもつながっていくと思います。

交通遺児だからというわけではないのですが、母親一人、子一人という環境だと、どうしても母親依存、子依存という面が20歳を越えても強く残っているのではないかと思います。 子供は独立しようと頑張っているのですが、お母さん、お父さんが立ち上がれていないということもあると思うので、交通遺児だけではなく、親側の支援として、親が独立してプライベートな時間と空間を持てるように、同時に支援していただきたいと思います。

〇松本 茜 氏

[要旨]

兄の事故

私には兄が2人おりました。家は北海道にあり、家族5人で幸せに暮らしていました。13年前の平成15年、交通事故で当時高校1年生の次兄を亡くしました。私は中学2年生でした。事故は2月の最も寒い時期で、新聞配達のアルバイトに向かう途中、自転車で車道を左側走行していた兄は、飲酒運転の車に後ろからはねられました。早朝、警察から連絡を受け、両親と私の3人で病院に向かいましたが、着いたときには兄はもうすでに亡くなっていました。母はその場で倒れ、父は死亡手続き等でその場を離れてしまい、私は一人恐怖と寒さで震えが止まらない中、刑事さんの話を聞くことになりました。今回の事故がひき逃げ事件で、加害者はまだ捕まっていないという事実を告げられました。そのときすぐには怒りや悲しみは全くなく、ただ、悪夢であってほしいと、そればかり考えていました。

兄の遺影は、両親の代わりに私が選びました。私の両親は火葬場には行っていません。「自分の子供の骨は拾えない、ごめんね。」と、何度も謝っていました。そのときに、両親の代わりに、私と長兄はきちんと次兄の最後を見届けなくてはならないのだと覚悟しました。霊柩車に乗って火葬場に行った経験は、14歳の私にとって、とてもつらい経験でした。それでも両親を責める気持ちにはなりません。葬儀が終わっても、母親は兄のセーターを握りしめて泣き続ける日々でした。その後、飲酒運転厳罰化を求める活動を通して、同じ気持ちを分かり合える仲間たちとの出会いがあり、支えがあり生きています。

事故後の学校生活、理解してもらえない苦しみ

兄を失ってから、中学校での生活というのは体験したことのない苦痛に溢れていました。 友人から名前を呼ばれることさえストレスでした。事故のことはニュースで放送され、地元 の新聞にも大きく扱われました。私の家族に関する情報すべてが他人に知られることになり ました。毎日炊き続けるお線香の臭いが制服に染みつき、学校の廊下で人とすれ違うたびに 「線香臭い」と言われ、私は日に日に精神を病んでいきました。親には相談できず、学校の 養護の先生を頼りました。先生はとても親身になってくれる人で、私にPTSDの症状を教えて くれたのもその先生でした。

しかし、学年の先生は、体が健康な私が保健室に通うことをよく思いませんでした。勉強を頑張っている生徒に悪影響で、私が保健室学習をすることは不平等であると言われました。 先生がおっしゃっていることは理解できましたし、私を気遣ってくださっていることもすごく伝わってきていました。でも、先生たちのそうした気持ちに応えたいと思う反面、「兄の分までお前が頑張らなければいけない」という励ましの言葉は、私を一番苦しめました。15歳の私には、自分が今後どうなりたいか、どうしていきたいかという意思があるのに、周りの大人にそれを上手く伝えることができず、何度も歯がゆい思いをしました。

時が経っても、悲しみは襲ってくる

私は兄を失ったと同時に、何気ない幸せな日々だけでなく、もう一つ失ったものがあります。それは、母です。母は現在生きています。端から見たら何の問題もない家族なのですが、私には、昔の母に戻ることはないということだけは分かります。私は2年前結婚式を挙げました。その際、夫の家族が、きょうだい揃って家族写真を撮っている姿を見て、胸が締めつけられるような寂しさを覚えました。幸せをつかみ、祝福されているはずなのに、お祝いの席でさえそうした心情、悲しみが突然襲ってくるのです。両親は、私の結婚式に参列することがどんなにかつらかっただろう、そんなことばかりが頭をよぎりました。

披露宴の最後、母は涙を流して言いました。「茜の結婚式なのに、拓(亡くなった兄)がいないのが寂しい。」そんな瞬間も懸命に涙をこらえます。それでも、私は母を責める気持ちにはなりません。家族を失ったきょうだいが受ける影響というのは、こうした何気ない日常も、おめでたい日も、楽しい瞬間にもいつでも迫ってきます。

私は、大学を卒業して就職するまでは親元で暮らしていました。いつ自ら命を絶ってもおかしくない状態の母を守らなければいけないという思いで、必死に生きてきました。むしろ生きてくることができました。ですが、私は今、新たに家庭を持って親から離れて暮らしていて、実は時が経った今が一番しんどい状況です。こうした時間差で悲しみと戦わなければいけないということを、この歳になって知りました。

②パネリストのお話を聞いて

〇瀬戸 信男 氏

一般的には大黒柱を失えば家庭は悲惨な状況になるという感覚が、私自身の中でも大きかったのですが、 A さんと森澤さんのお話をお聞きして思うのは、やはり交通遺児になることによる影響はどれほど大きいものか、一般的にはなかなか分からないということです。自分がその立場にならないと分からないことがたくさんあります。二人とも大変ポジティブに自分の考えで生活していることは、大変素晴らしいと思いました。

松本さんの場合は、加害者ではなく被害者の立場であっても学校でいじめに遭うというのは、やはり世の中が歪んでいると思います。私は教育現場を離れて長くなりますが、理解できない。松本さんがお話ししてくれた家庭の状況も、事故に遭った当事者でないと分からない部分はたくさんある。結婚についても喜びなのだけれども、相手と自分の家庭状況が違う中で、その苦しみにも負けないで過ごしているということは大変素晴らしい。気持ちの強い方だと思いました。

〇井上 郁美 氏

3人のパネリストの皆さんは、年齢差もあまりない女性ですが、事故後の立場や家庭環境、感じたことや思いがこれほどまでに違うというのは、まさに一人ひとりを対象に見ていかなくてはならないし、同時に、長期にわたって支えていかなければならないことの裏返しでもあるのではないかと思います。

本日のシンポジウムのテーマは「子供の支援について考える」。これは、国がもっと対策を打たなければならないと長年私が訴えてきたテーマです。 3人のお話を聞いて、子供が前を向いて健全に生活していくためには、遺された親が健全でなくてはならないことが大事だと改めて思いました。交通事故という異常事態になり、一家の大黒柱またはきょうだい、子供など大切な家族のメンバーを失ってしまう体験をしたとき、遺された大人(親)が周りから支えてもらわないと、子供まで元気が伝わっていかないと感じています。

③ディスカッション

ディスカッションでは、コーディネーターの井上郁美氏が、パネリストの3名に質問を 投げかけ、それに答えるという形で進められた。また、瀬戸氏からも、適宜コメントが寄せられた。

[井上氏]

A さんは、お兄さん、お母さん、父方のご実家、その周囲の方々と、たくさんの人に支えてもらったということですが、周りの方々が具体的にどのように見守ってくださったのか、もう少し具体的にお聞かせください。

$[A \diamond \lambda]$

母親だけでは務まらないこと、例えば母親が具合が悪かったときは幼稚園の送り迎えをしてくれたり、家に残っているビデオレターには祖父や祖母が私と遊んでくれているシーンがたくさんあります。そういうところから支えてもらっていたと思います。あとはナスバや佐藤交通遺児福祉基金の方々からたくさんのご寄付をしていただいたり、旅行に連れて行ってくださったり、私の中でたくさんの思い出ができていきました、家族は3人なのですが、写真を見ると、私はいつもたくさんの人に囲まれていたと思います。

「井上氏〕

いかに周りの人が、 A さんを普通に育てていこう、普通に大きくなってほしい、普通の子のようにいろいろな体験をして外でも遊んでほしい、いろんな機会をもってたくさんの思い出を作ってほしいと支えてくださっていたか。日常的にも、お母さんが具合が悪かったときにはバックアップがあった。そういう体制がかなり手厚くできていたのではないかと拝察されます。

次に、森澤さんにはすごく示唆に富んだご意見をいただきました。母子家庭になってしまった交通事故遺族の関係で、二十歳を過ぎて子供は独立しようと頑張るのだけれど、精神的にも経済的にもお母さんから離れる、現状を断ち切ることは難しいことだとおっしゃっていました。ご自身はお母さんから離れて大学進学のため東京の心塾に入られた。その決断に至ったのは、どのようなお気持ちがあってなのか、お母さんとの関係をどのように整理されようと考えたのか、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

[森澤さん]

父が亡くなり、それからは母親が中心の生活が始まりました。母が喜ぶから勉強も就職 活動も頑張ったというところが少なからずありました。母は私たち姉妹を育てることが生 活のすべてだったのです。子供たちには兵庫にいてほしいとずっと言っていたのですが、 社会人になった私の口から、「一番下の妹も今年から大学生になり独立したいと思っている から、解放してあげてほしい。」と言い続けていました。すると、母親自身が自分一人でも 頑張っていかなければと思ってくれたのか、去年からピアノを習い始めました。

これまでの母親の発言というのは、「うちの長女が、次女が、三女が、何々合格した、何々で新聞に載った」とかそういう話題が中心だったのが、最近は「ピアノを始めた」「非常勤から常勤になった」とか母親が主語の話題が増えました。父が亡くなってから 16 年間、母子の関係性は元に戻ったというか、母が中心ではなくて個々の生活がきちんと成り立ってきたと、今、時間を経て思います。

「井上氏]

すごく大事なことだと思います。お母さんが子供の世話をしなければとずっと子供中心で、必要以上に責任を感じていらっしゃったのかもしれないのが、やっと子供が大きくなり、社会人一歩手前になったときに、自分も何か楽しんでいいのだと目覚めるきっかけをどなたが与えたのかというのは非常に興味がありますが、そういうことだと思います。

お母さん自身が主語になる会話が増えてきた。子供の方も、お母さんのために何かしないといけないという考え方を変えることができた、自分たちの進みたい道を進みやすくなったという環境の変化が十何年経ってからあったのですね。

次に、松本さんは「母は生きているのです、だけど、母を失いました。」とおっしゃっていました。この言葉は、交通事故等できょうだいを亡くされた方々からときどき耳にします。きょうだいを亡くしてしまっただけではなく、事故以前の家族、とりわけ親がもう二度と以前の親ではなくなってしまったことを悟ってしまうと、そのような発言をされます。松本さんの結婚式でも、お母さんのことがとても心配だったとおっしゃいました。後日のお母さんの姿を見て、すごく複雑な気持ちになったとおっしゃっていました。一年、二年、三年経てば、きょうだいも親も元気になって、みんながハッピーになっていくというものではなく、なぜ、今一番しんどいと感じているのか、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

[松本さん]

事故の直後からいろいろな方から言葉で助けてもらうことも、傷つくこともありました。 「時が解決してくれるよ。」「きっと大人になって家庭を持って幸せになったら、その苦し みはなくなるよ。」といろいろな人から言われてきました。私もそうなのかなと思って生き てきました。親と住んでいた頃は、母親、父親のことを思って過ごすことに重点を置いて いたので、兄の死と向き合うことはしていなかったと、今気づいている状態です。親元離 れて自分だけの生活になって初めて苦しいと思うことがあります。電車に乗っていても兄 に容姿が似た人を見かけると、ところかまわず涙があふれてきたり、親と一緒に暮らして いたときにはなかった心情が増え、これは時間差でくるのだということが分かった状態で す。

[井上氏]

年齢あるいは学校、思春期を越えたら乗り越えやすくなるとか、時薬が治療してくれる とか、遺族に対してそういう言葉が情け容赦なく周りからかけられるのですが、そんな簡 単なものではないということですね。

それではみなさん、身内以外で一番支えになった存在あるいは言動など、教えてください。

[森澤さん]

就職活動の際に自分の軸というのを考えたとき、やはり、周りの人に支えられてきたから自分も人を支える仕事をしたいと思いました。人の死に関わる支援、どちらかというと死ぬ準備をされる方のお手伝いがしたいと思い、今勤めている信託銀行を目指しました。自分の軸が将来の社会人人生も決めてきたと思うと、16年間苦しんだことはむだではなかったと思いました。

[松本さん]

2年前、同じ交通事故被害者遺族のきょうだいを亡くした会に参加させていただいたときに、初めて同じ気持ちを分かり合える仲間と出会いました。今までしたことがなかった話をその人たちと話し合ったときに、なぜもっと早く出会ってなかったのだろうと思うくらい安心する気持ちがありました。彼らにはとても救われています。

$[A \stackrel{\cdot}{>} \lambda]$

私には3歳の頃から仲よしの幼なじみがいるのですが、その子は私と正反対で、例えば 私がネガティブに考えることは全部ポジティブに考えてくれる子です。つらいこととかあ るとすべてその子に相談して、アドバイスや励ましをもらっています。私は大学に入って から見た目のことで批判されることが多く、悩んでいたときにも、「それが A なんだから いいんだよ。」といつも言ってくれました。小さいことから大きなことまで全部、いつもそ の子が支えてくれていると思います。

「井上氏]

自助グループというものがあります。例えばアルコール依存症の自助グループ、または リストカットをしてしまう子供を抱えた親たちの自助グループ等、何か共通点を持ってい ることを掲げて当事者が集まって来られる会です。世の中に様々な会が存在するのですが、 交通事故で家族を亡くした"親"の会はあっても"きょうだい"の集まりはあまりありま せんでした。"きょうだい"もたくさんいるはずなんですが、お互いの姿が見えない。頻繁 でなくてもいいので、たとえ遠く離れて住んでいても「今、こんな状態なのだけれども、 私もそうだったよ。」と言ってくれるような同じ気持ちを分かち合える、同じ境遇の仲間と 出会えることはすごく大事なことだと思います。そのネットワークやきっかけを提供して くれるような機会がもう少し世の中に増えてほしいと思っています。

ナスバや交通遺児育英会は、基本的には奨学金とか寮とか経済的な支援が入口ではありますが、そこからつながった先には寮の友達がいた、彼らと一緒に旅行やイギリスへの短期留学もしたという"場"を提供してくださったのだと思います。もっと多くの団体が、経済面に限らず、交通遺児同士がつながることができる場を提供してくれるような取組みをしてくださることを望みます。

また、幼なじみがすごく支えになっていたというお話もありました。どんな姿であってもどんなことをやっていても、自分を肯定してくれる「あなたはそのままでいいのよ。」というメッセージをポジティブに言葉にして伝えてくれる友達がいるということは、とても必要なことだと思います。

「井上氏〕

次に、瀬戸先生から教えていただきたいと思います。例えば、中学2年生で高校1年生の兄を亡くしてしまったお子さんが仙台育英学園に在籍していたとします。何千人というマンモス校の中のその一人の生徒が保健室に登校せざるを得ない状況になり、周りの先生も一生懸命ほかの子たちと同じように彼女の成長を見守ろうとしている。そのようなときに、教頭先生の立場ではどのように先生方に対して注意を伝えられますか?

「瀬戸氏〕

まずは、担任がどれだけ本人の気持ちを考えてやれるか、それを担任だけではなく学年 あるいは学校全体として共有するというのが一番大事だと思うのですが、共有する場がな かなかないという実情もあります。

[井上氏]

すごく大事なことをおっしゃってくださったと思います。情報を共有することが大切であると。担任の先生だけで対処できる問題ではなかった場合でも、同じ学年の先生や他学年の先生、あるいは養護の先生等ほかにだれか信頼できる大人が一人でもいれば、その生徒さんはすごく助けられるのではないかと思いました。

仙台育英学園の事故では、生徒たちが目の前で同級生がはね飛ばされる現場を見てしま

っています。先生方もけがをされ、生徒たちの中にも長期間の治療を余儀なくされ今も後遺症で苦しんでいる方たちがいらっしゃる。たとえ自分が車にはねられることなく、けがを負っていなくても、事故現場の壮絶な状況を、普通に生活していると一生に一度も見ることがないような光景を見てしまった、その犠牲者が同級生であったという経験をしてしまったことは、やはり長期に渡って見守っていかなければならない。

先生方はいろいろなことを考えられました。例えば、そのときに着ていた体操着の姿と 事故が結びついてしまうために、翌年には体操着のデザインを刷新されました。私たちが 講演に行ったときも、必ず校長先生か教頭先生、また司会の先生は、「話を聞いて気持ちが "ざわざわ"してくることがあったら、静かに椅子から離れて別室に行っても構いません よ。」ということを生徒たちに何回か促されました。ほかの学校で講演するときにはあまり ないことでした。平気な生徒もいるかもしれないけれど、もしかしたら平気ではない生徒 もいるかもしれない。平気ではない生徒が、「ごめんなさい、先生、聞いていられません。」 といって抜けたときでも、それを理解してくださる周りの大人の先生たちの共感、理解、 情報共有があってほしいと思います。

また、仙台育英学園としての取組みの中で、遺族に対しての配慮をよく考えられたのだと思うことがありました。遺された同級生たちは学年が上がって、やがて卒業していきます。そのときに、3人の亡くなった生徒さんの親御さんにはどのように対応したらよいか。一般的には「どうぞご遺族も参加してください。」とか、「遺影を持って来てくださっても構いませんよ。」となるのかもしれませんが、仙台育英学園は同級生とは別の場所で、高野山で、3人の卒業式を遺族とともにされました。親にとっては、我が子の卒業証書をもらえることは確かにありがたいことなのだけれど、しかしそれをたくさんの晴れがましい生徒たちに混じって、実際にはいない子供のために授与されるというのは、やはりつらいものがあるのです。仙台育英学園は全く別な形で3人のための卒業式、親御さんのための卒業式を開かれるというクリエイティブな取組みをされた学校だと、私たちは感銘を受けました。マニュアル化されても、こんなことは全くどこにも載ってこないと思うのです。新聞記事にもならないと思うのですけれども、実はいろいろな対応の仕方、いろいろな配慮の仕方が考えられるのではないかと思っております。

このテーマは来年以降も様々な形で深めていきたいと思いますので、皆様にもぜひご参 画いただけたらと思います。

Ⅳ. まとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 開催について

本シンポジウムは、東京都、大阪府、福岡県に続き、今年度の愛知県で4回目の開催となり、当日は、約100名の参加者が集まり、専門家の基調講演、ご遺族の講演及びご遺族の方々をパネリストとしたパネルディスカッションを実施した。

参加者へのアンケートにおいて、9割以上の回答者が「有意義であった」と回答しており、自由回答として、「被害者遺族には個々に応じた寄り添った支援や経済的支援、精神的支援がともに必要なことがよくわかった」「ご遺族の体験談を通じて子供の心境等について認識を深めることができた」等の回答があった。

(2)参加者について

行政関係者や犯罪被害者支援センター職員など被害者支援に携わる方のほか、一般の方も参加した。参加者へのアンケートにおいて、「教育関係者にもっと知ってもらいたい」との回答があった。

(3) 広報について

本シンポジウムの開催について、チラシの配布や警察庁ホームページへの掲載等の広報 活動を行った。

2. 今後の方向性

(1) 開催について

開催時期について、各種被害者支援事業が集中する 11 月末を避けるべきとの意見があったことから、より多くの方が参加しやすい開催時期について検討していく。

(2)参加者について

教育関係者の参加が少なかった一方で、子供に接する機会が多い教育関係者に交通事故で家族を亡くした子供の実情をもっと知ってもらいたいとの意見があったことから、教育関係者への働きかけについて検討していく。

(3) 広報について

積極的な広報活動を行ったが、今年度は報道機関に取り上げられなかった等の課題もあったことから、関係機関にウェブサイトでの周知を依頼する等、より効果的な広報活動を検討していく。

第2章 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する 意見交換会

I. 目的

子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援について、専門家による講義、委員等 (又はご遺族)による講演及び体験談の発表などを通じ、必要な支援や課題等の意見を集 約し、家族を亡くした子供のみならず、その周囲にいる保護者や支援に携わる方等に対し て発信し、情報提供することによって、交通事故で家族を亡くした子供の支援に係る関係 者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的としている。

Ⅱ. 概要

家族を亡くした子供の支援に関する専門家、ご遺族、被害者支援センター等の関係団体間で、交通事故で家族を亡くした子供に起こりやすい反応や特徴に関する情報、また各地域における相談先に関する情報等を共有化し、連携強化を図ることを内容とした意見交換会を京都府及び長野県において開催した。

皿. 体制

当該事業を進めるに当たっては、以下の体制で実施した。

- (1) 専門家(敬称略)
 - ・国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 准教授 岩切 昌宏
 - · 国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美 (検討会委員)
- (2) 警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員
 - ・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美
 - ·国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美
- (3) 交通事故で家族を亡くされたご遺族(京都府 2名、長野県 2名)
- (4) 相談窓口等関係者
 - ・交通事故や精神保健に関する相談窓口
 - ・交通事故等被害者支援に携わる者
 - ・子供の支援に携わる者
- (5) 事務局
 - 警察庁
 - ・株式会社アステム

Ⅳ. 開催日程

- (1) 京都府 平成28年11月22日(火)
- (2) 長野県 平成28年11月29日(火)

Ⅴ. プログラム

交通事故被害者や子供の支援に係わる関係機関等の業務紹介の後、まず、ご遺族2名より体験談が語られ、続いて専門家による講演を行い、その後、意見交換を行った。

プログラム

時間	担 当	内 容	
13:30~13:40	事務局	開会挨拶及び参加者の紹介	
	争 伤问	(業務紹介も含む)	
13:40~14:40	ご遺族(2名・各 30 分程度)	家族を亡くした子供の反応・必要な支	
	二退跌(2名・台30万柱及)	援について	
14:40~14:50	休 憩		
14:50~15:40	専門家	家族を亡くした子供の反応・必要な支	
	等门 <u>多</u>	援について	
15:40~16:25	全員	意見交換	
16:25~16:30	事務局	総括・閉会	

VI. 実施内容

1. 京都府

- (1) 出席者(敬称略)
 - ・国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 准教授 岩切 昌宏
 - ・警察庁平成 28 年度交通事故被害者サポート事業検討会委員 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美
 - ・ご遺族 2名

京都交通事故被害者の会「古都の翼」 会員 中江 龍生

飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美

- ・京都府 府民生活部 安心・安全まちづくり推進課 防犯・交通安全担当 1名
- ・京都府 府民生活部 安心・安全まちづくり推進課 1名
- ·京都市 保健福祉局 児童相談所 支援課 1名
- ・京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室(京都府警察併任) 調整担当課 1名
- ·京都市教育委員会 体育健康教育室 1名
- ・法テラス京都 1名
- ・京都府臨床心理士会 スクールカウンセラー 1名
- · 独立行政法人自動車事故対策機構 本部被害者援護部 2名
- ·独立行政法人自動車事故対策機構 京都支所 2名
- ·京都府警察本部 交通捜査課 1名
- ·京都府警察本部 犯罪被害者支援室 1名
- · 事務局 2名

(2)会場

京都社会福祉会館 第2会議室(京都市上京区堀川通丸太町下る(二条城北側))

(3) ご遺族の話

京都交通事故被害者の会「古都の翼」会員の中江龍生氏より、交通事故できょうだいを 亡くした子供の立場より、親との関係性、心の葛藤について体験談が語られた。また、飲 酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事であり、警察庁平成28 年度交通事故被害者サポート事業検討会委員である井上郁美氏より、子を亡くした親の立 場より、きょうだいを亡くし遺された子供の反応と必要な支援について体験談が語られた。

〇京都交通事故被害者の会「古都の翼」 会員 中江 龍生 氏

[要旨]

妹の事件について

平成24年4月23日、京都府亀岡市で集団登校の列に無免許運転の車が突っ込むという事故がありました。その集団登校の列を私の妹が引率しており、事故に巻き込まれました。当時、この事件はマスメディアで大きく取り上げられました。私は、亡くなった妹の兄であるということで、執拗なほどの取材を受けました。被害者が集団登校中の児童であったこと、加害者は未成年でしかも無免許だったということで、世間からは「危険運転」に対する法律の壁について多く議論されました。

私は事件当時 27 歳でした。恥ずかしながら私は法律のことは一切無知だったので、知れば知るほど現状に疑問を感じるようになり、無我夢中で勉強しました。後に、納得はいかないものの、自動車運転の刑法改正という形で一つの大きな成果となりました。これは、過去からご尽力いただいたご遺族の結果でもあります。私はいろいろな人と出会い助けられてきました。だから、今日まで歩いてくることができたと実感しています。

事件後の家族との関係

私の家族は、父と母、私、亡くなった妹、その下の妹の5人でした。当時、父はたびたび取材を受け、そのそばに私もいることが多かったため、テレビや新聞等で顔を出すことがよくありました。そのため地元では家を出ることがつらく、どこかに出かけることもできませんでした。前に出ることで、より多くの方から批判もありました。今でも、周りの人から「お父さん頑張っているから、ちゃんと見てあげなあかんで。」と言われます。

父と母は事件前から離婚していたため、私は父と一緒に生活していました。だから、自分がしっかりしなければならないという思いでやってきました。幸い下の妹は家庭を持っていたこともあり、事件のことでできるだけ負担をかけさせないように、妹とは事件のことはあまり話さないようにしています。私は独り身だったので、自由に動くことができました。でも、自分がこの立場であることを時には不満に思ったりすることもあります。どこまでいっても親の気持ちは分からないのかもしれない、だから自分の気持ちも父や母には恐らく分かってもらえないのかもしれないと思っています。私は事件後、一人の中江龍生という人間ではなく、"亡くした妹の兄"という立場でしか、周りからは見られていなかったのだと感じています。

以前、子供を亡くされたご遺族とお話をしていたときに、その方は「私に孫ができるんや。普通なら喜ばしいことだが、私は素直に喜べない。」とおっしゃっていました。私は正直、その言葉を聞いて悲しかったです。それは自分に置き換えると、もし自分に子供ができたら、親は「喜べない」と思っているのかなと感じたからです。父はよく、「自分たち家族には祝い事であれ、そういった催しをすることはうれしくない。」と口にします。「うれ

しいことがうれしくない」ということ、それは遺族特有のものなのかもしれないと感じま した。でも私自身は、そんな言葉を聞くのが正直つらいです。

きょうだいを亡くした子供の苦しみ、子供を亡くした親の苦しみ

今、事件から4年以上が過ぎ、自分自身がどうやって生きていけばいいかというのを正直見失っているところもあります。当時は何からすればいいか分からないくらい、たくさんやらなくてはならないことがありました。事件当時、苦しいながらも理性を保つことができました。でも、時間が経てば経つほど、自分が今やらなくてはならないことが分からなくなってきています。私は、この事故で多くのことを失った。事故以前まで交友を持っていた友人たちとは疎遠になってしまいました。仕事でも、当時は皆が理解してくれていた面もあったのですが、今では、事件の関連で仕事を休むと、やはりいい顔はしてもらえません。むしろ、「まだやっているんか。」と言われることもあります。

現在、加害者に対する民事裁判も終盤を迎えようとしています。これまでは、"事件に遭った妹"と向き合っていただけで、"一人の妹"として向き合うことはできていなかったのかもしれません。でも、それは自分にとって現実逃避ができていたのかもしれません。家族一人ひとりがどのように考えているのかは正直分かりません。でも、恐らく一人ひとりが僕みたいに今も悩んで生活しているのかなと思います。親が子供のことで悲しみに暮れているとき、僕らきょうだいはどうしたらいいのか、今でも悩みます。でも、どれだけ考えても子供を亡くした親の苦しみというのは一生分からないのだろうと思います。

この事件の加害者は少年だったので、判決は5年から9年の不定期刑でした。ですから、早ければ来年には加害者は出所してくるかもしれません。私は今後、加害者とどう向き合えるか正直分かりません。被害者遺族は時間がどんなに経っても、ずっとずっと苦しく、つらく、悲しいのです。でも、加害者は刑を終えて事件前の何事もなかったような生活をするのかと思うと、考えられません。最近はそんなことばかり考えてしまいます。

遺されたきょうだいとしてできること

私は、京都で亀岡の遺族で立ち上げた被害者団体「古都の翼」で活動しています。当時は、仕事を犠牲にしながらでも継続して活動していましたが、被害者は、事件が起きてから本当にいろいろなことをしなくてはならない中、仕事と家庭を両立しながら活動することは非常に困難な課題となっているのが現状です。また、行政の支援は充実していると聞いてはいますが、身近に同じ思いをしているご遺族の気持ちを分かり得るのは僕らだけなのかなと、これは自分自身がそう感じたから思っているのですが、他のご遺族もそのように思っているように感じています。

本日、このような形で開催していただいたことには大変感謝申し上げます。そして、普 段あまり目を向けられない子供の視点に立っていただいているということにも、本当にあ りがたいことだと思っています。私は今週土曜日にハートバンドという全国から集まる被害者の集いに参加します。その中で、全国から集まる兄弟姉妹という分科会があります。同じ思いを共有するために2年前から始めたのですが、このような環境があるということも本当にありがたく思っています。もちろん、今日このような場でお話しさせていただいたことも、兄弟姉妹の分科会でお話しさせていただこうと思います。

私はこの原稿を作っているときに思ったのですが、自分はまだいろいろな所で声を上げる存在であると実感しています。私のような存在が全国にはたくさんいます。犯罪被害者の兄弟姉妹の立場としての社会における存在は、まだあまりにも置き去りにされています。だから、少しでも声を上げることができる、拾ってあげることができるような社会になるのであれば、本日こうして開催されたことは実りあるものだと思います。私はまだ事件の傷が深いですが、少しでも前を向いて歩いていけるように頑張っていきたいと思っています。今日お話しできたことを、帰って妹に報告したいと思います

〇飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美 氏 [要旨]

事故の概要

平成 11 年 11 月 28 日、家族旅行の帰り、東名高速道路で 11t の大型トラックに後ろから追突され、長女・奏子 (当時 3 歳) と次女・周子 (同 1 歳) を目の前で亡くしました。事故は、職業ドライバーでありながら常習の飲酒運転によるものでした。

事故当時、私は妊娠8か月だったのですが、何とか自力で運転席から脱出しました。しかし、子どもたちの寝ていた後部座席は猛火に包まれ、近寄ることもできないまま、娘2人が焼死しました。助手席にいた夫は、奇跡的に助け出されましたが、全身に大やけどを負い、手術を繰り返しましたがその傷は一生治ることはありません。

子どもたちへの配慮・支援として望まれること

事故の6週間後に、三女が生まれ、その後、長男、次男、四女が生まれました。事故後に生まれてきた子どもたちの育て方について、悩んだり苦労したりすることがありましたが、当時の社会状況では、指南となるような情報を集めようと手を尽くしても、集めることはできませんでした。

同じように家族を亡くした子どもたちの多くに聞かされたことは、「子どもだからといってなめないでほしい、子どもだからといって『〇〇ちゃんは、お星さまになったんだよ』という言葉でごまかさないでほしい。」ということです。きちんとした説明が欲しかったのに、誰もきちんと説明してくれなかったという思いは、何年経っても引きずります。事故直後の混乱期、子どもだからと言って、無力で、意思もなく、判断もできないわけではな

いのです。

これは、子どもだけでなく大人でも同じです。私自身、妊婦だから、被害者だから、かばわなくてはならない存在だから、と周りの人が私本人の意思を確認せずに判断してしまうことがあり、そのことは、何年経っても心の中に引きずっています。例えば、遺族が亡くなった家族の体に触れたいと思っていたとしても、周りの人から「見てはいけない」と

決めつけられてしまうのです。本人は見たいかもしれない、触りたいかもしれないのにもかかわらずです。また、どのような状況で亡くなったのかを伝えるかどうか、葬儀への参列や火葬場へ同行するかどうかは、大人であれ子どもであれ、本人の意思次第です。にもかかわらず、周りの大人が、子どもには見せてはいけないと決めつけていることが、かえって、何年経っても取り返しのつかない記憶(心の傷)として残るこ

そどもたちへの配慮・支援

- 直後の混乱期:子どもだからと言って、無力で、 意思もなく、判断もできないわけではない。
 - 家族が亡くなったこと、どのように亡くなったのか知り たいか?
 - 亡くなった家族の遺体に触れたいか?
 - 葬儀への参列、火葬場への同行をしたいか?
 - 学校関係者などにはどのように伝えてほしいか?
- →大人たちは、子どもたちの意思を十分に確認し、 尊重していないかもしれない。また、「子どもだか ら」と、正確な情報を与えていないかもしれない。

とになってしまうのです。人はそれぞれ個人の意思があるものという考え方に立って、接 しなくてはなりません。

特に学校関係者には、子どもに対して伝える内容、情報量、伝え方にも配慮してほしいと思います。大人だから、子どもだから、小学生だからどのくらい、と一方的に決めつけるのではなく、大人と同じぐらいの情報を与えても大丈夫かもしれないということも考慮しつつ、子どもたちの意思を十分に確認し、尊重し、適切な方法で正確な情報を与えてほしいと思います。

周囲の人は、子どもを亡くしたお父さん、お母さんの悲しみが一番深いだろうと親を気造ってくれます。それは大変ありがたいことではありますが、一方で、「お父さん、お母さんを支えてあげてね。」と言われた子どもたちは、「どうしたらいいんだろう」と悩んでしまいます。子どもは親を支えるべきという固定観念があると思うのですが、子どもだって

子どもたちへの配慮・支援 親が「機能不全」に陥る!

- ・家事ができない、台所に立てない
- ・外出できない、車に乗れない
- ・育児ができない、遺されたきょうだいのことまで 頭が回らない
- ・両親の仲が悪くなる、親戚との仲が悪くなる
- ・行政の手続き、裁判の準備などで多忙に なる。親が心身ともに疲労する。
- →事故で亡くなった人だけではなく、 「事故前まではあった他の家族」までを も亡くしてしまう。

大事な家族を亡くしているという意味では同じです。「自分たちの悲しみは、誰が気にかけてくれるのだろう」と独りで思い悩み、追い込まれてしまうのです。

親は、大切な子どもを亡くしたとき、全く 気力がわかなくなり、「機能不全」に陥ります。 手を洗う等の簡単な日常の習慣もできなくな ります。ご飯をつくるため台所に立つことも できなくなります。亡くなった子どもが好き だった食材を扱うことも、スーパーで見ることさえつらくてできません。事故の前日までは普通にしていた、遺されたきょうだいの学校や習い事への送り迎えもできなくなります。育児や遺されたきょうだいのことまで頭が回らなくなるのです。 そのようなときは、少しだけでも家から出て友達と会うことを促してくれる等、なにか、些細な気遣いのある支援があればよいと思います。また、そのような心身の状態でも、事故に関する行政の手続きや裁判のため、関係機関の窓口に出向かなくてはならなくなります。慣れない書類をつくらなくてはなりません。日常的にこれまで全くやる必要のなかった作業に忙殺され、親は心身ともに疲労してしまいます。両親の仲が悪くなり離婚してしまう、親戚との仲が悪くなる、という家庭もたくさんあります。事故により、「事故前まではあった家族」までをも、亡くしてしまうのです。

きょうだいを亡くした子どもたちに必要なことは、やはり、同じような境遇、同じような体験を持つ子どもと時間を共有することだと思います。例え年に1回でも、同じ境遇の子どもたち同士で仲良く交流することで癒されるのです。同じような境遇の仲間の必要性は、大人も同じです。ここで大事なのは、遺族ということだけではなく、子どもと大人が別々に、「子ども同士」「大人同士」でリラックスして交流できる場があるということです。

大人が気をつけなくてはならないこと

私自身親としての失敗もありました。子どもたちに対しては、事故に関する情報が不用 意に耳に入らないように気をつけていたのですが、あるとき、テレビの報道で流された当 時の事故映像を子どもだけで目にしてしまいました。何の気持ちの準備もない状態で、事 故現場の生々しい映像を目にして、はげしく泣かれてしまいました。

また、事故で姉たちを亡くしたということを、子どもは望んでいないのに、親や周囲の 大人が明かしてしまい、友達に知られたことで傷ついてしまったこともありました。周囲 に知ってもらいたいこともあるけれど、本当は心の底では知ってもらいたくないと思って いるのかもしれない、ということを親や周りの大人が十分に配慮しなくてはなりません。

子どもたちには、第三者の信頼できる大人の存在が必要です。そして、その第三者の大人は、子どもから聞いた話の秘密を絶対に守らなくてはなりません。子どもがせっかく信頼している大人に対して、親や他の人に言えないような言葉をあえて口走ったときに、それを親に伝えてしまったら、その子は誰を信用したらいいのか分からなくなってしまうからです。

子どもたちとともに亡き家族をしのぶ

我が家では、毎年命日前後に、「しのぶ会」を開いています。子どもたちには、年に1回 そのときだけ、普段は口にしないお姉ちゃんについての話をします。そこでは、亡くなっ た子どもたちの普通の姿、得意だったことも苦手だったこともありのままの姿を話します。 亡くなった子どもたちを神格化しないことがとても重要なのです。親や周りの大人が、亡くなった子どもたちのよい部分ばかりを言うと、遺されたきょうだいが大きくなり思春期を迎えたとき、「いくつになっても姉には敵わない」という引け目を感じるようになってしまうからです。

親も子どもも、何年経っても事故の影響はなくなりません。十何年経っても、突然涙が出てくることがあります。子どもが大人になって親元から離れて暮らすようになっても、きょうだいのことを思い出して急に涙が出てくることもあります。加害者は忘れようという努力をするかもしれませんが、被害者は忘れようという努力もしないし、反対に、忘れてはいけないと考えます。「〇年経ったからもう元気になったね」「結婚して家族ができたら元気になるよ」「大人になったから」「社会人になったから」というような声かけは、被害者を傷つけるだけです。親子ともに、何年経っても事故の影響が突然出現します。何年経ても大丈夫とはならないのです。

でも、何年経っても亡くなった家族のことを語ってもよいのだということを周囲が理解し、語ることができる場をつくることが必要なのです。

最後に ~今、子どもたちに必要と感じているもの

これから先も、心身ともに健康で生き続けてもらいたい子どもたちへの継続的な支援を 願って、今、子どもたちに必要と思うことを4つまとめます。

- ・親などに対する怒りや自分自身の悲しみを聴いてくれる、利害関係のない人が必要。
- ・秘密を守り、子どもたちの信用を裏切らないために聴いた内容を決して親・身内には 伝えないこと。
- ・経済面だけでなく精神面においても、遺児だけでなく、「きょうだい」たちを支える受け皿を設置してほしい。
- ・失敗を繰り返さないため、親も子どもも知識と経験、情報の共有が必要。

(4)講演「家族の突然死と子どものケアについて」

国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター准教授の岩切昌宏氏より、 家族の突然死によりもたらされる子どもの反応とその対応法について講演が行われた。

[講師] 国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 准教授 岩切 昌宏 氏 [要旨]

悲嘆(グリーフ)とは

大切な人だからこそもたらされる感情、 だから愛着があればあるほどグリーフは深 い。逆に、愛着があるからこそ(それだけ、 その人のことを思っているからこそ)、悲嘆 が深いのだということを知るだけでも、少 し罪責感が減って、救われる場合もある。 また、悲嘆反応は子どもの年齢や家庭環境、 体験などによっても異なる。低年齢になれ ばなるほど家族の反応に影響されることを、知っておくことが大切である。

悲嘆とは

- 大切な人の喪失によって、もたらされる多彩な 感情(行動も含む)を悲嘆(Grief:グリー フ) という. 死別に対する反応は特に悲嘆反応 という
- 悲嘆反応は、子どもの年齢によって違いがある が、家庭環境や体験などによっても異なる
- 子どもの悲嘆反応は、家族の反応に影響される ことが多い

悲嘆の年齢による認知の変化

3、4歳頃は、生き返ると思ったり、眠ったり別れてしまうこととの区別がつきにくい。 だから、亡くなったきょうだいや親を見て、「いつ起きてくるの?」「いつ戻ってくるの?」 というのは当然の質問である。それに対して、「今眠っているだけで、また戻ってくるよ。」 のような返事ではなく、「亡くなって戻ってこない」ということは伝えなくてはならない。 以前、家族を亡くした小さい子どもに、「神に召されたことは良いことだ。天国でちゃんと 暮らしている。」と話をし、その子が後を追ったという事件があった。「現世にはいない」 ということは伝えなくてはならない。

5、6歳頃になると、帰ってこない、亡くなった体は元のようにならないということが 分かってくる。ただ、まだ自己中心性の世界の中にいるので、死が自分とは関係ないと思 ったり、逆に自分がその死に関係していると思ったりするなど、死の解釈が非常に自己中 心の考え方になってしまう。そういう意味でも、分かりやすい言葉でなぜ亡くなったかを しっかりと伝えなくてはならない。

9、10歳頃になると、大人とほぼ同じ理解になる。亡くなってからは生き返らない、体 の機能も戻らないことを理解する。しかし、中学生であっても、ゲームのような感覚で、 死んでも戻ってくるのではないかと思う子どももいるので、「亡くなる」ということを親が しっかり伝えることが重要である。

亡くなったことについての質問に対して大人が適切に答えないと、妄想的になったり、

勝手に自分なりの解釈をしたり、自分が何かしたから亡くなったと思い込んでしまうなど、 不安定になりやすい。

悲嘆反応とは

悲嘆反応は様々である。「非現実感」とは、 突然の喪失で現実ではないように思ったり、 現実を否定する気持ち。「感情麻痺」とは、 悲しい感情も楽しい感情もほとんど湧いて こない、感情が抜き取られたような感じ。 突然の死になればなるほど、この「非現実 感」「感情麻痺」は続く。

また、嘆き悲しみ、いろいろなことに怒

悲嘆反応

- 非現実感: 現実でないように思ったり、現実を否定する気持ち
- 感覚麻痺:悲しい感情も楽しい感情もほとんど湧いてこない。 感情が抜き取られている感じ
- 嘆き悲しみ、色々なことに怒りや憤りを感じたり、故人のことや物などを追い求める
- 絶望:落ち込んで、なにも出来なくなる。先のことが考えられない。マイナス思考
- それでも何とか前を向いて歩こうとする. 現実に適応しようとする
- 罪責感:様々のことについて後悔する.故人のことを忘れていることに謝罪する

りや憤りを感じる、故人のことや物を追い求める状態や、「絶望」して落ち込んで何もできなくなる、先のことが何も考えられなくなるという状態になる。

子どもに多いのが、あるときは非常に悩んでいたり落ち込んでいたりするのだけど、ある瞬間になると普通に遊んでいたりするので、もう忘れたのかと思うけれど、再び泣いたり憤ったりと感情が急変するような状態が見られる。これは、低年齢になればなるほど時間の連続性がなく、あまり振り返らないので、ころころ変わってしまうのである。

さらに、様々なことについて後悔したり、謝罪する「罪責感」。亡くなったきょうだいの ことを忘れて楽しんでいて、何か自分には罰が下るんじゃないかと思ってしまうこともあ る。

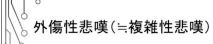
トラウマ反応とは

身体反応としては、腹痛、下痢、頭痛、動悸、じんましん、発熱、食欲不振、不眠など。 子どもの行動の変化としてよく見られるのは赤ちゃん返り、そのほか呆然としていたり落ち着かなくなったり。感情の変化としては、恐怖や不安が出てくる。思考の変化としては、マイナス思考とか自己卑下、他人への不信感とか疎外感。子どもの場合、自分自身でよく分かっていないことがある。この前まで普通に遊んでいた友達と遊んでも何か面白くない、うまく遊べない、なぜだろう、何か心に隔たりができてしまう。その原因がきょうだいが亡くなったことにあるとは、低年齢になればなるほど分からない。

PTSD 症状としては、事故現場のフラッシュバック、事故の夢、怖い夢、小さい子どもは 怖い怪獣が出てくるという夢の場合もある。それと事故に関係する内容の回避、音などに 敏感になったり、衝動的な行為が増えたり、集中力が低下したりする。

外傷性悲嘆について

複雑性悲嘆とほぼ一緒である。突然の死について事実を受け入れられない、家族がこのような状況にあると、子どもも同調してそのような状況になっていく。それと、亡くなった人を追い求め続ける、亡くなった人がまだいるかのように行動するということも見られる。また、感情麻痺と感覚麻痺が続く。また、いろいろなこと対して心配になる、世界に対しての安全感を失う。



- 亡くなった事実を受け入れられない
- 亡くなった人を追い求め続ける
- 感情麻痺・感覚麻痺が続く
- 世界への安全感が失う
- 他人への不信感
- 強い怒りやイライラ
- 孤独・寂しさ

子どもの場合、「お父さん、お母さんが大変だから支えてあげて。」という言葉かけをしてはいけない。あまりにも家族が大変な状況になると、子どもは必要な役割を引き受けてしまう。例えば東日本大震災のときも、初めは何も言わず、お利口さんだったけれど避難所に行って落ち着いたらいろいろな症状を出すことがしばしばみられる。家族が非常に不安定な状況のときに、自分はどうしたらこの状況で安全にいられるかということを考えてしまう。低年齢になればなるほど、勝手に自分の役割はこうだと、こうしていれば家族が安心するだろうと思って動いてしまう。そうして、他人への不信感や周りとの疎外感を持ったり、強い怒りやいらいら、孤独や寂しさを感じるようになる。

繰り返しになるが、子どもの場合、自分はこうしなくてはならない、でも本当はいらいらしている、寂しい、という情況を、低年齢になればなるほど気づいていない。家の手伝いをしていたらお母さんがうれしく思ってくれる、それをしていたら何となく安心になれる。それが本当にしたいわけではなくても、しなくてはならないと思って動いていることがある。

しばしば見られる子どもの反応とは

一つに、保護者が不安定になっているため、自分の気持ちを出せないということがある。子どもが小学校に通う年齢だと、「自分のことは大丈夫です、それよりもお父さん、お母さんを何とかしてほしい」ということのほうが多いため、余計に子どもに対する支援がしにくい。保護者が非常に不安定な状況で子どもだけを支援というのはか

しばしば見られる子どもの反応

- 保護者が不安定になっているため、自分の気持ちを出せない
- 家の手伝いをするなど、通常より無理して、家を支えようとする
- 自分が周りの子ども達と疎遠になったり、イライラしたり、 落ち込んだりするのがなぜかよくわからない
- 亡くなったきょうだいに対し、腹立たしく思って自責的になる

なり難しい。保護者を支援して、その上で子どもも支援するということが必要である。 そのほか、家の手伝いをするなど通常より無理して家を支えようとしたり、自分が周り の子どもたちと疎遠になったりいらいらしたり落ち込んだりするのがなぜなのか分からず、 自分がおかしくなったんじゃないかと思ってしまうことがある。

もう一つ、亡くなったきょうだいに対し腹立たしく思って、自責的になるということがある。家の中心は亡くなった子になってしまうことに対して、腹が立っても、そのように思ってはいけないと自責的になる。親が亡くなった子どものことを神格化している場合もあり、そうすると余計に思うことを口に出せない。亡くなったきょうだいが優等生で自分は劣等生と感じてしまうこともある。

悲嘆の課題

まず、「現実を受け入れる」、「苦痛を消化する」ということ。これは子ども一人では難しい。亡くなった家族のことを親と一緒に泣けるなど、家族とともにしていく作業が必要。

それと、「故人のいない世界に適応する」ということ。子どもの場合、あるときは忘れて楽しくしていて、周りからも非常に元気そうに見えるけれど、あるときになるとガーンと落ち込んでいるということがある。そういうことを経て、日々の生活を繰り返しながら、アイデンティティーを再構成する。ただ、小さい頃に亡くしたきょうだいの存在は、成長するにつれ意味合いが変わってくる、場合によってはものすごく大きな存在になっていることがある。だから、亡くなった子の話をする過程で、その存在をどのように捉えているかを知っておくことが必要である。あと、生きる意味、生きがいの再構成が必要となる。子どもの場合、亡くなったきょうだいのやりたかったことをやろうとすることはよくある。ただ、それを気負いすぎたり、それが家族の期待でそうしなくてはならないという場合もある。望んでいないのにそうせざるを得ないという場合、そのことに本人自身が気付いている場合と気付いていない場合がある。ここは見落としてはならないポイントで、きょうだいの分身としてそれが生きる意味になってしまうと、非常に大変な状況になる。きょうだいとその子とをそれぞれの個性に分けてきちんと説明しなくてはならない。

そして、「新たな人生を歩み始める途上において、故人との永続的なつながりを見出す」ということ。例えば、亡くなった子の誕生日や命日には家族で一緒に安心して話ができるようになるなど、そのようなつながりが自然と緩やかに形成されると、子どももそれを受けて、同じようにきょうだいに対してのつながりを見出すことができる。

喪失に適応していく過程

これは大人にも子どもにも見られる。現在の生活を楽しみながら、ふときょうだいのことを考えて、もう一度きょうだいとのつながりを思ったり、そしてまた現在のことに関心に向ける、これが自然に緩やかに形になっていくことが、自分のアイデンティティーを形成していく中で大切である。

こころのケアの原則

まず、「安全安心感の確保」ということ。 物理的にも心理社会的にも、家族にとって 日常生活の安定性が一番重要になる。日常 生活が何とか営むことができて、ある程度 それがリズムになっているということが必 要。それと、信頼を持てる人間関係がどれ だけできていくか。専門家が関わる部分で の信頼関係も必要だが、同じ境遇の人との

こころのケアの原則 ・安全安心感の確保 ・日常生活の安定 ・信頼を持てる人間関係 ・自己コントロール感の回復 ・自己コントロール感の回復 ・自己効力感 ・上記が整った上で、グリーフワークが行われる ※子どもが安心して喪失感を表現できる安全な環境が必要

つながりは非常に大きな力になる。子どもの場合、学校の意味合いはすごく大きい。亡くなったきょうだいのことなどいろいろな話ができるようになるためには、学校の先生がいるいろな形で関わり、まずは信頼できる関係をつくらなくてはならない。

次に、「自己コントロール感の回復」ということ。子どもの強みでもあるけれど、家では破壊的な行動を起こしても、学校では普通に元気で遊んでいる場合が多い。自己コントロール感とは、自分でいろいろなことが能動的にできる、自己肯定感を持てるという面でとても大切である。これを周りがサポートすることも大切である。同時に、攻撃性がトラウマティックグリーフの影響による場合もあるので、そこはよく見なくてはならない。

そして、子どもが安心して喪失感を表現できる安全で信頼できる環境、そして自己コントロール感を回復できているという状態が整った上でグリーフワークが行われる。

子どもに対する悲嘆への対応

- 子どもの話を落ち着いて聞く(子どもの話を繰り返すのはよい)
- ・悲嘆に寄り添い、子どもが感じていること、考 えていること(悲しみ、不安、怒り、罪責感な ど)を認めてあげることが大切である
- ・悲嘆反応も人それぞれによって違い、またプロセスもかなり違う.こちらの宗教感や考え方を押し付けてはいけない

子どもに対する悲嘆への対応

子どもの話は落ち着いて聞く。聞いた話を繰り返すことも非常によい。そうすることで自分の気持ちもだんだん落ち着いていく。今そのことについて話ができない場合は、できない状況を伝えることは大切。親だから頑張らないとと思い過ぎると、余計にうまく話ができない。素直に、自分もどうしたらいいか分からないと一緒に泣いてしまうことも大切である。親が気負

い過ぎると、子どもはそれに気づいて、また言わなくなり、負担になることになる。

次に、悲嘆に寄り添い、子どもが感じること、考えていること、悲しみ、不安、怒り、 罪悪感などを認めてあげることが大切。悲嘆反応もプロセスも人それぞれでかなり違う。 こちらの考え方を押し付けてはいけない。子どもの本当の思い、亡くなったきょうだいに 対してどのように思い、どうしていきたいのか、今の気持ちを受け止めてあげることが大 切である。

(5) 意見交換

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関して、ご遺族の話と講演を受けての感想や今後の課題等について意見交換が行われた。

ご遺族の話と講演を受けて

[意見]

- ・子供の反応は様々であり、特有の苦しみがあることを知った。また、親子であっても被害者遺族の思いは個々に違いがあることを学んだ。今後の支援業務に役立てたい。
- ・被害者遺族を孤独にさせないことが重要であり、黙って寄り添うだけでも安心につながる場合もあることを教えられた。
- ・被害者支援は、一人ひとり思いが違うという前提で、対応しなければならないことを知った。
- ・交通事故で家族を亡くした子供が不登校になる場合もあることを知り、これまで多々不 登校の子供を受け入れてきたが、そのような事情によることもあるという視点を持ってい なかったことに気づかされた。
- ・一番最初に被害者に接する警察官によって二次的被害を負う場合もある。被害者への接 し方を学び、それを警察官全員に周知徹底しなくてはならないと再認識した。
- ・学校教員は、家族を亡くした子供に対して腫れ物に触るかのように接してしまう面がある。子供の目を覆うのではなく、死の認知についても個人差や発達段階による違いに合わせながら、本人の思いを確かめながら寄り添い意思を尊重することが大変大事なのだとわかった。
- ・家族を亡くした子供であると同時に、"子供や配偶者を亡くした親に育てられる子供"という視点は、とても大事だと思った。この視点を大事にして長期的な支援をする必要性を感じた。
- ・スクールカウンセラーは、学校という子供の日常の中にいる心の専門家として、ここで は何を話してもいい、ここでの秘密は守られるという時間と場所を提供しなくてはならな いことを再認識した。

[岩切氏]

・学校では、"死"については授業で取り上げるが、"突然の死(自殺も含め)"についてはきちんと取り上げないことが多い。子供の意見よりも親の要望に翻弄されてしまうこともある。まず、学校のクラスの中で、それぞれの子の思いを大切にしてきちんと取り上げなくてはならない死のことを変に隠そうとすると、余計に、うわさが広まり、学校の対応が後手になってしまうことがある。そういうことのないよう、先生方に理解していただきたい。

[井上氏]

・信頼がおける人間関係の中で初めて話せることもあり、特に子供は、突然知らない子供 同士にされて事故のことを話すよう促されても、もちろん話せるわけがない。でも遊んで いる中で、事故の話に触れたり気持ちを吐露できることもあるので、自然に集まれる、何 度も会える、そのような場がもっと提供されることを望む。

現在の取組み、今後の課題

[意見]

- ・全国版のデータベースをもとに支援機関についての情報提供をしている。このデータベースを常に更新、点検、集積することが必要であり、それにより適切な情報提供を行えるようにしたい。
- ・京都府では、被害者支援のサポートチームによる支援システムを構築している。まず、 臨床心理士や社会福祉士が被害者遺族から直接相談を受け、必要な支援や機関を判断し職 員にアドバイスすることで、適切な関係機関を紹介するという体制。これをますます機能 させ、より一層、被害者遺族に寄り添えるようにしたい。
- ・本日学んだことは職員で共有し、「こういうケアをしてほしい」という視点を持って、学校や施設に引き継ぐようにしたい。
- ・基本的なことは親切な対応、それを続け、浸透させなければならない。
- ・遺族調書を取る際、ほとんどの場合、子供には聞かせられないと親だけで来署される。 過去に一度だけ父子で来られたことがあるが、つらい気持ちを抑え、子の前では強い父を 振る舞おうとするその姿に対し、どのような対応が正解だったのか、今でも分からない。
- ・目の前にいる親だけではなく、家族構成も頭に入れて話を聴くように心がけたい。
- ・当機構の友の会では、痛みを分かり合える同じ境遇の者同士がそれぞれで時間を共有できるよう、交流の場を3種類(保護者と子供、保護者のみ、子供のみ)に分けて提供している。しかし、対象は交通遺児であり、きょうだいを亡くした子供への支援までは手が届いていないのが現状である。
- ・子供に対しては、第三者の存在として、何かあったときにはまず頭に浮かんで相談して もらえるような関係性を築いていきたい。
- ・時間の経過により被害者の心理や言動が変化することもあるので、受け入れることができなくても受け止めるような姿勢で、曖昧な励ましではなく、まずは相手の気持ちを聴くように接していきたい。
- ・教員だけではなくスクールカウンセラーとも連携しながら、被害児童の心のケアを図り 成長を促していきたい。被害者をつくらない、加害者をつくらない「安全教育」を学校に 対して促していきたい。
- ・スクールカウンセラーは、児童や生徒が関わる事件や事故があったときに、危機に対し

ての介入という支援を行っており、年に数回、緊急支援についての研修を行っている。スクールカウンセラー同士で情報をつないでいくことも大事である。

[岩切氏]

・スクールカウンセラー自身が教員をうまく巻き込むことが大切である。普段子供や保護者と関わっている教員自身の心のケアにも注意しなければない。グリーフやトラウマについて教員に指導する際は、具体的に事例を示しながら説明するほうがよい。

「中江氏〕

・子供は、親と同じ意見でなくてはならないと考えてしまい、親と一緒だとなかなか本音 を話すことができない。子供同士で思いを共有できる場があることが大事。

[井上氏]

- ・大人と子供を分けて交流の場を設けることはとてもよいと思う。そのうち自発的に連絡 を取り合って会うようになるかもしれない、そのきっかけをつくることが重要。
- ・学校の対応で傷ついた、不登校になった、摂食障害になった、そして高校生や大学生、 社会人になっても子供の頃に受けた傷は払拭されていないという話は決して珍しくない。 ぜひ、教育現場に携わる人には、被害者遺族の話を直接聞き、関係機関と意見交換をする ような場に参加してほしい。スクールカウンセラーが担うだけではなく、担任や学年主任 の先生、校長先生の配慮と関わりが必要である。

(6) 意見交換のまとめ

ご遺族から直接話を聴くことができ貴重な経験となった、本日の内容を職場で共有し業務に生かしたい、と多くの出席者から感想があった。親子であっても思いは個々に違いがあり、それぞれ同じ境遇の者同士で思いを共有できる場が必要であること、また、子供の反応は様々であり、思いに寄り添い意思を尊重することが大切であることを学んだ。特に、子供の日常で最も身近な場である学校における関わりが重要であることを認識した。

2. 長野県

- (1)出席者(敬称略)
 - •国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美
 - ・警察庁平成 28 年度交通事故被害者サポート事業検討会委員 国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美
 - ・ご遺族 2名

渡邊 理香

和田 真理

- ・長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課 2名
- •長野県 交通事故相談所 1名
- ·長野県 交通事故相談所 松本支所 1名
- ・長野県 精神保健福祉センター 1名
- ・法テラス長野 1名
- ·長野県臨床心理士会 1名
- ・長野犯罪被害者支援センター 1名
- · 独立行政法人自動車事故対策機構 本部被害者援護部 1名
- · 独立行政法人自動車事故対策機構 長野支所 1名
- ·長野県警察本部 交通指導課 1名
- ・長野県警察本部 交通企画課 1名
- · 事務局 2名

(2)会場

長野市生涯学習センター 第1学習室(長野市大字鶴賀問御所町 1271-3 TOiGO WEST 3F)

(3) ご遺族の話

交通事故で子供を亡くした親の立場である和田真理氏、渡邊理香氏より、きょうだいを 亡くした子供の反応と被害者遺族に必要な支援について体験談が語られた。

〇渡邊 理香 氏

[要旨]

娘の事故と判決、情報を与えられない当時の状況

平成8年7月18日、夏休みを2日後に控えたその日、集団下校中の子供たちの列に、糖尿病の持病を抱えた加害者の車が意識もうろうとした状態で突っ込み、当時小学校1年生だった娘、祥子を直撃して死亡させ、もう一人の児童にも大けがを負わせるという事故が起きました。搬送先の病院で、事故からわずか2時間後に、娘はあまりにも短い6歳とい

う生涯を閉じました。

事故発生後間もなく、事故現場に着いてしまった当時小学校3年生だった息子は、血だらけで倒れている妹が救急車で搬送されていく姿を見てしまい、現場に落ちていた妹のランドセルを胸に抱きしめながら、「ひかれたのは自分の妹だ!」と泣き叫んでいるところを、近所の方が保護し自宅へ連絡をくださったのです。

娘は、青信号で手を挙げ横断歩道を渡っていたところを一方的に殺されたにもかかわらず、加害者が病気であったために一旦は不起訴になりました。しかし私どもが検察審査会へ申し立てを行った結果、加害者は奇跡的に逆転起訴され、事故から 4年ほどたった平成12年3月3日に、禁錮 1年8か月執行猶予 3年の判決が下ったのです。そしてこの日は、生きていれば10歳を迎えるはずだった、娘の10歳の誕生日その日でした。

犯した罪に対しては軽過ぎる判決だと思い上告を願いましたが叶わず、それ以上私どもにはどうすることもできなかったのです。当時は事故の知らせさえ警察から入ることはなく、事故状況や加害者の処分についても、何一つ被害者に知らされることはありませんでした。そのため、加害者が不起訴処分で終わっていたことも分からず、検察からの事情聴取をただひたすら信じ待っていました。情報の入らない中、自分たちで手探り状態の中で調べ、事故がなぜ起きたのか、そして今自分たちがしなければならないことは何なのかを必死で探す日々を強いられたのです。

突然の事故で大切な家族を失ったとき、家族だけでその過酷な状況を受け止めるのは困難な状況となります。今から20年ほど前被害者は置き去りの状況で何をどうすればいいのかさえ分らず、私は自分自身のこともよくわからなくなり、家族のこと、子供のことを考えられる状態では全くありませんでした。PTSD、心のケア、被害者支援、そういった言葉さえも全くなかった時代、私はその必要性も何も分からずに、何一つ、残された息子たちに手を差し伸べてやることが出来なかったのです。

危険な通学路、一方的に奪われる命

祥子は兄(当時小学3年生)と弟(当時2歳)の3人きょうだいの真ん中で一人娘でした。子供たちは本当に仲が良く、いつも3人じゃれあうようにして遊んでいたのです。娘は小学校に行くのがとても楽しみで、毎日嬉しそうに通っていました。娘のランドセルが楽しさで飛び跳ねるように揺れていたのを今でも覚えています。

子供たちが通っていた通学路は、国道と並行した朝晩の交通量が大変多い道路で、雪が降るとさらに子供たちの歩くスペースが狭くなり大変危険な状態となります。子供たちの命を守ってくれるのは、縁石だけです。今この縁石は長くしっかりしたものになっていますが、これは娘の事故後に取り換えられたものです。事故以前は、欠けていたり小さい縁石がほとんどでした。娘が1年生になったとき、私は学校の役員として、通学路の安全点検を行い改善を各関係機関にお願いしたのですが、危険な通学路はここだけではないとい

うことで、なかなか整備はされませんでした。しかし、娘の事故後間もなく、縁石は付け替えられ側溝の蓋も直されていったのです。近所の方からは、「祥ちゃんのおかげで通学路がきれいになった。」と言われました。横断歩道を渡る娘が直撃された事故現場は、現在は頑丈なガードレールが取り付けられ道幅も、通学路も広くなっています。私はこの事故現場に20年経った今でも、近づくのさえもつらいのです。

娘が小学校に入る前、就学前の子供たちを対象にした交通安全教室で、道路の渡り方チェックをするラリー大会に娘と参加しました。当時私は交通安全教室の地区リーダーとして先頭に立ち、子供たちに交通ルールを守ることの大切さを伝えていました。そのため、娘も人一倍がんばって交通ルールを学び守っていたのです。しかし娘は、交通ルールを守り、「ここを渡れば大丈夫だよ」と私が教えた横断歩道、その通学路の横断歩道上で命を奪われてしまいました。「自分の命は自分で守ろう」、これは入学したときに学校からのお便りに書かれていた言葉です。しかし、どんなに気を付けても事故は起きます。そして命を一方的に奪われてしまう状況が、娘の事故のときも、悲しいことに今現在も起きているのです。

事故後の長男の様子

事故のことを感じていないかのような行動が見られていました。友達と元気に遊んでおり、以前と変わらない様子で学校に通っていたように思います。テレビ番組を見て笑っていた姿も覚えています。事故後、特に子供たちに変わった様子はないと感じていたので、子供だから、妹が亡くなったことをあまり分かっていないのかなとさえ思っていました。

ただ、兄弟間の変化は感じていました。長男は次男と6歳年が離れていたので、それまでは弟が何をしてもあまり怒ったことはなかったのですが、事故後は些細なことでもめることが多くなったように思います。クッション役の妹が突然いなくなったせいかもしれません。長男から、「弟とけんかするな」と言われたことが嫌だったと、最近になって告げられました。

また、私に対して大変気を遣っていたのは感じていました。例えば、弟が救急車の出ているテレビ番組を見ていると慌ててテレビを消したり、事故後すぐの夏休みに学校のプールから帰宅した長男が「祥ちゃんが事故現場に座っていたから、僕一緒に学校に行って、その後ちゃんと一緒にお家に連れて帰ってきたからね。」と言ってくれたことがあります。

事故当日、搬送先の病院で娘になかなか会わせてもらえずに待たせられていたとき、私は椅子に座っていることも呼吸することもままならないような状態になっていきました。 長男は、そんな私の肩を抱き締めながら、「救急車に乗せられて祥子が連れて行かれるとき、 僕は『祥子』って叫んだんだ。そしたら祥子は『お兄ちゃん』で答えた。だから絶対に大丈夫だ。」と言いながら、私をずっと支えていてくれたのです。

事故後、四十九日を過ぎたある日のこと、息子が「あのときの言葉、よく考えたら間違

っていた。祥子が救急車に乗せられたとき、最後の最後に『お母さん』って、祥子はお母さんのこと呼んだんだよ。」と言ってくれたのです。今思うと、当時の私は祥子の所に逝きたいとそのことばかりを毎日考えている状態で、そんな私をそばで見ていた息子は、何とかしなければという思いで私にこの言葉をかけたのだと思います。事故数日後に届いた娘のランドセルの中を確認したところ、どれほどの出血をしたのかすべての教科書が娘の流した血でどす黒くびっしょりとぬれていたのです。そんな凄惨な事故現場を息子はその目で見てしまったのです。そのときの衝撃、悲しみはどんなに大きかったか、つらかったか計り知れません。しかし当時の私は、その息子の気持ちにも気づいてやることも出来ませんでした。息子の言葉は周りが全く見えなくなっていた私に、つらい思いをしているのは自分だけではない、悲しい思いをしているのは自分だけではないということを気づかせてくれるきっかけとなったのです。

事故から20年ほど経ち、息子と話をして知ったこと

事故の年の夏、これから夏休みに入るつもりで学校に行き「夏休み終わっちゃったの?」 と先生に聞くと、「どうしたの? もう夏休みは終わったでしょ。」と先生に言われ、もの すごくショックで、悲しかったということがあったそうです。長男には、その年の夏休み を過ごした記憶がなかったのです。

また、「学校の外側から校舎を見ている自分がいて、外はとても明るく日差しもまぶしい ほどなのに、祥子のいた1年生の教室のある1階だけは異様に暗く恐ろしい感じがして、 とても怖かった、今でも思い出したくないほど恐ろしい感じがする。」と話してくれました。 そんな夢を事故後たびたび見ていたそうです。

そのほか、事故後しばらくの記憶がまるで鍵が掛けられてしまったように、思い出そうとしても思い出せないと言っています。その後、事故から1年半ほど後に生まれた弟の誕生時からだと記憶がつながっているのだそうです。

私は、妹の死を目の当たりにしてしまった息子に、生命の誕生の瞬間を体験させたいと思い、私のお産に当時小学校5年生の息子を立ち会わせました。「頭が出てきた、耳が見えた、お母さん頑張れ!」分娩室で息子は大はしゃぎでした。そして生まれてきた弟を見ながら「かわいい、かわいい!」と喜んでいたのを記憶しています。

きょうだいを亡くした子供のへの支援として望むこと

今回息子と初めて事故のことについて話をして、表面的にはショックを受けていないように見えていても、かなり傷ついていたということを非常に感じました。事故後の子供の行動や言葉に対して、学校の対応として担任の先生だけではなく、他の先生方からも注意を払っていただき、気になることがあれば連絡をいただきたいと思います。「おはよう。今日はよく眠れた?」「最近何か気になることはある?」「何か心配事はない?」などの声か

けにより、話しやすい雰囲気をつくっていただきたいと思います。「心配なことがあったら聞かせてね。私はあなたが頑張っているのを知っている。心配してるんだよ。」ときちんとした言葉で子供が分かるように伝えてほしいと思います。そう話をしていただけることで、心のよりどころが出来るのではないでしょうか。「つらくてどうしようもなくなったら、自分には行ける場所がある。話せる人がいる。」そう感じることがとても大切で必要なことであり、それはその子の心の砦になると思います。

また、当時2歳だった下の息子の歯が事故のショックで、すべて虫歯になってしまっていたのですが、そのことに私は気づくまでかなり時間がかかってしまいました。治療していただいた歯医者さんから「幼い子供は何か強いショックを受けると一瞬にして歯が虫歯になってしまうことがある。」とそのとき教えられたのです。自分の気持ちを言葉として表現できない幼い子供に関しては、体の細部にわたって注意していただければと思います。本来ならば親が気にかけてやらなければならないことなのですが、事故後の状況では自分のことさえもよくわからない状態のため、周囲の方々が子供へのサポートをしてくださることによって、その親御さんも社会とのつながりを保つことができているように感じ、孤立無援感を味わうことがなく、親子ともどもつらい時期を何とか過ごすことができるのではないかと思います。

子供を亡くした親への支援として望むこと

学校行事への参加の際、私は鉄の鎧を身につけなければ学校に行けないような精神状態になっていました。保健室の先生など、またはその日動ける先生がそばに寄り添ってくださったならと思います。とにかく被害者を孤立させない、独りにしない配慮をお願いしたいと思います。まるで腫れ物に触るかのように接したり、そっとしておく方がよいと遠ざけたりせずに、事故についてあまり深く触れずに被害者自らが話をし始めたら聞いていただき、それまでは、「体の方は大丈夫?」と少しの配慮をいただいてそばにいてほしいと思います。被害者となり、様々なものを失いましたが、友人と普通に何気ない会話をすることさえも奪われてしまったことが非常に悲しく感じました。普段の会話をし、信頼のおける方にそばにいてもらえていたなら、どんなに救われただろうかと今も考えています。

学校側でも、事故への正しい理解と配慮に努めていただき、その上で被害者の了解が得られれば、PTA の方々に事故状況の正しい説明をしていただきたいと思います。被害者の身近にいる人に対しては、こういう形で接するのがよいですよ、というアドバイスや接し方への留意点など専門家の方(スクールカウンセラー等)から教えていただくことも必要かと考えます。

あやふやな情報で被害者を傷つけないためには、やはりきちんとした情報を周囲の方々に知っていただくことが必要だからです。私は事故状況がそのとき全く分からなかったのですが、ある日知人が訪ねて来て、「祥子ちゃんは横断歩道で傘を落としたんだって。そし

てその傘を取りに行ってひかれたんだって。」という話をされたのです。事故の日の朝、私が娘に傘を持っていくように言ったのです。その話を聞きその知人が帰った後、「私が娘を殺したんだ」という思いに駆られ立ち上がることができない状態となりました(後日そのような事実はないことが判明しました)。周囲の方にはせめてあやふやな情報は、被害者を苦しめてしまうことがあるということだけは分かっていただきたいと思います。

卒業式や入学式への参加についても配慮をいただければと思います。せめてもの願いとして、「子供が生きた証を残したい、他の子と同じ経験をさせてあげたい」という親心がありますので、その件の連絡をいただけると嬉しいと思います。たとえ参加できなくても気にかけていただいていることを知ることが大切なのです。何も知らされない、何も伝えられないというのは、忘れられてしまっているようで非常に悲しく感じてしまいます。ただその伝え方も難しいとは思いますが、受け取る側への心情への配慮をお願いできればと思います。

相談窓口の紹介を話すことの必要性の説明も含めて伝えていただき、できるだけ親と子とそれぞれに話せる場所の提供をお願いしたいと思います。また、同じような体験をした方と話せる機会も、親子それぞれに教えていただきたいのです。

皆さんのお手元の資料の中にある『たった1人のあなたへ』という詩ですが、これは事故から3年近く過ぎた頃、息子の担任の先生から「子供たちにお母さんの言葉で命の大切さを伝えてほしい。」というお話があり、当時の気持ちを先生のお力を借りて文字にしたものです。この詩を書くことによって、自分の心の整理が少しずつですが、ついていったように思います。今振り返ってみると、そのときの自分の気持ちを書き残しておいたことは本当によかったと感じています。

〇和田 真理 氏

[要旨]

息子の事件、そして納得のいかない判決

平成27年3月23日、飲酒運転の車に撥ねられ、長男は15歳で亡くなりました。長男の下に2人の妹がおり5人家族でした。長男は、幼少期から"ミッキー"というニックネームで多くの方に親しまれていました。中学校では水泳部に所属し、東信大会で自由形4位の記録を残しています。勉強も大変努力し、難関高校に合格し入学予定でした。2人の娘たちは、そんな兄をとても尊敬していました。事件が起こったのは、合格発表の3日後のことでした。

事件時に長男が背負っていたリュックサックの中に作文が入っていました。「高校入学後の抱負」と題し、大学進学を目標にした勉強計画や、勉強と部活を両立させたくさんの友人をつくりたいこと、自立したいと考えていること等が書かれていました。どれだけ高校

生活に希望を抱いていたことでしょうか。

その日午後 10 時過ぎ、長男は塾で高校入学準備講座を受講し徒歩で帰宅途中でした。長男は自宅マンション目の前の信号機のない横断歩道を横断中、居酒屋で酒を飲み二次会に向かう飲酒運転の車が高速度で 100m 以上前方を注視せず、70cm 程センターラインをはみ出し、道路中央まで横断していた長男に衝突。長男は 44.6m 先の歩道に撥ね飛ばされました。加害者は一度事故現場に戻りますが、長男を探した時間は 1 分程度。路上に散乱した靴や靴下を見て人身事故を起こしたと認識しながらも、長男を見つけることなく自車へ戻りハザードランプを点灯しました。

加害者は、父親の経営する土木関係の会社でダンプの運転手をしていました。「飲酒運転が発覚すれば免許がなくなってしまう、誤魔化さなければ」と、飲酒発覚を逃れるため、警察や消防に通報せず、一緒に飲んでいた仲間と携帯電話で話しながら、事故現場から 150 m程離れたコンビニに入店し、口臭防止用の商品を購入。一気に半分ほど口に含んだ後現場に戻りました。事故から 30 分以上経過してから行われたアルコール検査では、飲酒運転の基準に満たないアルコールが検出されました。

長野地方裁判所佐久支部は、人命よりも自己保身を優先させた無責任かつ悪質なものであったという非難は免れないとして、禁錮3年執行猶予5年の判決を言い渡しました。私たちは執行猶予の判決を不服として、検察側に控訴を求める街頭署名活動を行いました。地検佐久支部に4万人以上の署名を提出しましたが、検察は控訴をせず、禁錮3年執行猶予5年の1審判決が確定しました。

長男はまだ携帯電話を持っておらず、歩きスマホをしていたわけでもイヤホンで音楽を聴きながら歩いていたわけでもありません。ルールを守り、横断歩道を歩いていただけです。酒を飲み、被害者の救護よりも自己保身を優先した加害者に対し、執行猶予付き判決で終わりにされたことに、私たちは今も納得できず苦しんでいます。

事件後の周囲の対応、娘たちの様子

警察署は、市内に死亡事故発生の回覧物を配布しましたが、事前に知らせもなく内容も不十分で、長男に非があったと誤解を招いてもおかしくない内容でした。「夜間道路横断中」とだけ書かれ「横断歩道上」の文字は一つもなく、「子供たちは春休みを迎え、開放的な気持ちになりがち」と書かれていました。飲酒運転であったことは書かれていませんでした。私は、自宅マンションの掲示板にこれが貼られているのを目にしたとき、しばらく外に出たくないと思いました。

学校からは、春休み中なので交通事故に注意するよう呼びかけたいとのことで、交通死亡事故発生の知らせと注意喚起のメールが保護者宛てに一斉送信されました。送信内容は事前に知らされ、私たちが内容確認後に送信してくださったので、とても丁寧で迅速な対応をしていただきました。

マスコミでは、基準値以下の飲酒運転であったこと、罪証隠滅行為や会社役員であったことは報道されませんでした。その曖昧な報道により誤解を受け、インターネット上では「中学生が夜遊びをしていた」「ゲームをしながら歩いていた」「自殺、飛び出し」といった誹謗中傷を受け、つらい日々が続きました。

事故直後、2人の娘たちは取り乱すことはありませんでしたが、夜が怖いようでした。 みんなで布団を寄せ合い眠りました。娘たちは頻繁に兄の夢を見ていました。長女の夢で 長男は「なんで俺が死ななきゃならないのか」と怒っていたそうです。また、怖い夢を見 ることが多くなり、誰かに追いかけられたり戦う夢など、今でもよく見ているようです。

遺されたきょうだい ~次女について

次女は、その年の4月から小学校5年生に進級しました。新学期が始まってすぐに実施される交通安全教室で、兄のことを言われるのではないかと心配していました。私が「大丈夫、だってミッキーはちゃんと横断歩道を渡っていたんだから。何も悪いことはしていない、心配しなくていいよ。」と言うと、納得した様子でした。次女は、友達が兄の死をどう思っているのかが気になるようでした。「いつも〇〇ちゃんに、『私のお兄ちゃんは勉強も運動もできて、お姉ちゃんにはちょっと厳しいけど、私にはすごく優しくしてくれるの』とミッキーのことを自慢していたけど、もうできなくなっちゃった。〇〇ちゃんは事故のことを知ってるはずだけど何も言わない、どう思っているかな。」と気にしていました。「きっと心配してくれていると思うけど、何も聞かずに今まで通りに接してくれるなんて優しいね。」と私が言うと、うなずいていました。

次女は長男のお下がりの服を着たがるようになりました。サッカーのジャージなどは、 見るからに兄のお下がりであることが分かるのですが、担任の先生に誰の服なのか聞かれ、 答えなかったそうです。学校で兄のことに触れられたくないようでした。担任の先生には、 あまり兄のことには触れずに普通に接してほしいとお願いしましたが、「私も父を亡くしま したが、きょうだいで集まり父の話をすることが心の回復につながるので、お兄ちゃんの 話をみんなにしてほしい。」と言われてしまい、聞き入れてもらえませんでした。先生なり に、ご自身の体験をもとに次女のことを考えてくださってのことと思うと、それ以上は何 も言えませんでした。

事件から半年経った頃、学校で命についての学習があった際、先生がクラスのみんなの前で兄の話をされたそうです。次女は泣いてしまい、可愛そうだったという話を同級生の母親からのメールで知りました。担任の先生に話を伺いたいと思いましたが、次女から「やめて」と言われました。次女は担任の先生の行為を悪気があったことではないと理解しているようでした。先生のことが大好きでしたので、事を大きくしてほしくないと思ったようです。死別については、それぞれの考え方があり、難しさを感じました。親としての思いはいろいろとありますが、娘たちがつらい状況の中でも嫌がることなく通学できている

ことは、周囲の方々の気遣いがあってのことと感謝しなければならないと思うようにしま した。

一周忌が終わり、次女は小学6年生に進級。笑顔で明るく学校の話をたくさんしてくれるようになりました。長男からもらった CD コンポで、長男の好きだったバンドの CD を毎日のように聞いています。6月のある日、勉強していると思っていた次女が突然火がついたように大声で泣き出しました。驚いて駆け寄ると「ミッキー、ミッキー、どうして死んじゃったの。」と泣いていました。私は抱きしめて「いっぱい泣いていいよ。」と言いました。落ち着いてから話を聴くと、学校で血液検査があったらしく、白衣を着た看護師さんの姿から事件の夜の病院を思い出したと言っていました。長男が亡くなって以来、次女が大きな声で泣いたのは初めてのことでした。この先も何かをきっかけに事件の夜を思い出し、取り乱すことがあるのかもしれません。私が考えている以上に、次女の心の傷は深いのだと思った出来事でした。

遺されたきょうだい ~長女について

長女は、長男の通っていた中学校に入れ替わりで入学しました。校長先生が亡くなった 長男と長女のことを大変気にかけてくださり、何度か自宅を訪ねてくださいました。校長 先生の友人に子供を事故で亡くされた方がいらっしゃるようで、「きょうだいを亡くした子 供は少し時間を置いてから様子に変化が表れるので、長い目で注意して見るように」とア ドバイスをいただき、本当にありがたかったです。

長女は、空想の世界に入ることができて楽しいからと、演劇部に入部しました。また、 長男の通っていた塾に入り、長男の入学予定だった高校を目指して勉強を頑張りたいと言ってくれました。6月、長男の納骨式を行ったとき、遺骨をお墓に納めることはとてもつらく、自宅へ帰る車の中でも涙が止まらない私に、長女は、「ミッキーは空想すればいつでも会えるよ。目を閉じたらいつでもいるじゃない。」と励ましてくれました。

7月31日、娘たちは刑事裁判を傍聴しました。加害者が入廷すると、長女の顔が恐ろしく変貌し、これまで見たこともない怒りに満ちた目で加害者をにらみつけていました。大好きだった兄を突然奪われた長女の怒りは、法廷内に座っていた私にも伝わりました。

私は、できるだけ娘たちの話を聴くように心がけました。長女はクラスでは目立たず、トラブルを起こさないよう自分を抑えているようでした。同級生に「お兄ちゃんが事故で死んで、たくさんお金をもらったでしょ。」と言われたこともあるようですが、気にしないようにしていると言っていました。家では時々投げやりな態度になることもありましたが、登校を嫌がることはありませんでした。真面目に授業を受けて少しでも良い成績を取りたいと言っていました。

一周忌が過ぎて、長女は中学2年生に進級。言葉遣いやしぐさが長男にそっくりになってきました。本人は「きょうだいだから似てきて当然でしょ。」と言っていますが、目に余

るときは「女の子らしくしなさい。」と注意しています。時々気分に波はありますが、落ち着いて学業に専念できているようです。家族が一人減ってしまった不自然な寂しい生活が、 日常化しつつあるようにも思います。

事件から1年半が過ぎたある朝、長女は兄の夢を見たと言って起きてきました。「夢の中のミッキーはすごく優しくて、夢の中ではすべてが私の思い通りにできるの。」と嬉しそうに話してくれました。そして、「私は強い力を持っていて、何度でもあいつを殺せる。」と言ったのです。私は驚き、「あいつって?」と聞くと、長女は加害者の名前を言いました。夢の中でいろいろな方法で何度も殺しているというのです。思わず涙があふれました。強く叱ることはできず、「現実ではそんなことをしては絶対に駄目だよ。」と言いました。長女は「もちろん分かっているよ。」と答えました。真面目で優しいごく普通の中学生の娘から、このような言葉を聞いたことはとてもショックでした。

娘にこのような感情を抱かせたのは私たち親だけの責任でしょうか。多くの子供たちが親の教えを守り、横断歩道を渡り、交通ルールを守っているのに、大人は平気で飲酒運転や携帯電話をしながら運転をしています。そして、それを容認するかのような司法に、子供ながらにおかしいと感じているからではないでしょうか。

子供が安心して歩けるために

交通死亡事故が発生すると、警察は歩行者に「自分の身は自分で守る」よう呼び掛けています。間違いではありません。しかし、歩行者が自分の身を守るには限度があり、前を見ないで暴走してくる鉄の塊から一体どのように身を守れというのでしょうか。本当に事故を減らすなら、ドライバーに呼びかけていただきたいと思います。

JAF (一般社団法人日本自動車連盟) の調査結果 (2016 年 9 月) によれば、信号機のない横断歩道を渡ろうとする歩行者がいても 9 割以上の車が一時停止していないことが明らかとなっています。学校や保護者が子供たちに横断歩道を渡るよう指導していますが、かなり危険な現状です。子供が安心して歩けるよう、信号機の設置されていない横断歩道についての認識を改めていただきたいと願います。

支援の現状について

事件後、何をどうしたらいいのか分からない私たちに渡されたのは、長野県警の『交通 事故に遭われた方とそのご家族のために』という冊子でした。その中に「被害者連絡制度」 として、被害者等に提供する情報の一つに「加害者の捜査状況」と書かれています。しか し実際には、一部の捜査状況しか伝えてもらえず、息子の事件のときに加害者が人命救護 をせずに自己保身のために買い物に行ったことも、正しく知らされたのは起訴後でした。

また、加害者の行政処分に関する情報提供についても、意見の聴取期日を教えてほしい と伝えていたのに知らされることはなく、問い合わせても個人情報だからと教えていただ けません。冊子はあっても、被害者支援制度は警察官に周知されていないのではないかと 思いました。

刑事裁判が終わった頃に、知り合いのご遺族から被害者支援センターのことを聞きました。存在は知っていましたが、どのような相談ができるのか分からず連絡していませんでした。勇気を出して電話すると、支援員が自宅を訪ねて大変丁寧に話を聞いてくださいましたが、主な支援は「刑事裁判まで」とのことで、相談するタイミングを逃してしまったことを知りました。警察にセンターのパンフレットを渡すようお願いしているとのことですが、佐久警察署では配布されませんでした。

事件後、私を支えてくださったのは、多くの被害者遺族と友人や署名にご協力くださった皆さまです。そして、何とか理性を保っていられるのは、2人の娘たちの存在です。

被害者遺族となり望む支援

事件から1年8か月が過ぎましたが、外を走る車の音が耳につき眠れず、胸がつかえたような状態が続いています。

味方だと思っていた警察や検察は最低限の捜査しかしてくれず、多くの疑問を残したまま、捜査は打ち切られました。必要以上に加害者の権利ばかりが守られ刑事裁判が終わり、私は長男を助けてやることも加害者を刑務所に入れることもできませんでした。気持ちはいまだ事件の夜のまま。何もできなかった自分を責め続けています。せめて事件の真相を明らかにしたいと、現在も自分たちで調べを続けています。一方加害者は、人命よりも守りたかった運転免許証を再取得し、ダンプに乗り、以前と変わらない生活を取り戻しています。

大切な家族を突然奪われることはとてもつらく、現実を受け入れられない状態になります。事件の真相を知ることは少しずつ現実を受け入れていくことにつながり、加害者が公平に裁かれたと思えることは被害者遺族の後の生き方や心の回復に大きく影響します。そのためには、早期段階での経験者のアドバイスや専門家のサポートが重要です。

突然被害者遺族となり何もかもが初めてで、弁護士を見つけるだけでも大変な苦労です。 支援を受けることにも慣れていません。どの時期にどのような支援を受ける権利があるの かを、明確に被害者遺族に伝えることが大切だと思います。そして、教育機関や周囲の方々 に少しでも理解していただき寄り添っていただくことは、大きな支えとなります。

子供たちは死を目の当たりにし、様々な感情を抱えながらも周囲の様子に合わせようと 我慢してしまうようです。親の心の回復は、子供に大きな影響を与えると思います。また、 親以外の理解者、本音で話せる人の存在にも救われることでしょう。

全国どの地域に住んでいても、同じように必要としている方が支援を受けることができるシステムを構築していただきたいと願います。

(4)講演「子どもの心理と支援」

国際医療福祉大学大学院准教授であり、警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業 検討会委員である白井明美氏より、被害者遺族、特に子どもにおける悲嘆の特徴と対応の ポイントについて講演が行われた。

[講師] 国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美 氏

[要旨]

交通事故による死別の特徴

別れの準備や死の告知が不十分であったり、運転中に同乗の子どもが亡くなるような交通事故の遺族の場合、本人の身体受傷と家族が亡くなったという両方の心のトラウマを抱えることになります。

刑事司法機関や福祉サービスとの接触、二次被害の問題については、特に交通事故被害者遺族から「刑罰が非常に軽い」という声を聞きます。また、2004年から 2008年頃にかけて実施した交通事故被害者遺族と殺人による被害者遺族百数十名への調査によると、自宅近くでの事故や知人の事故、事故の様子を見聞きした職業運転手等も含め、非常に心傷ついている方がたくさんいることがわかっています。

これをふまえても、家庭内においても回復過程での違いは大きく、特に大人の回復過程と子どもの回復過程というのはさらに違いは大きくなります。特に思春期、児童期の子どもは、将来、結婚や恋愛、出産、誕生など人生上のいろいろなところでその都度考えるところがあると思います。それぞれ自分の中での節目の年齢というのがあり、そのときが来るまでは、その都度「大丈夫かな」と自問する時期があると思います。

トラウマを伴う遺族のメンタルヘルス

1995 年以降、臨床心理の分野でも精神医学の領域でも、「トラウマ」という言葉は非常に共通理解が持たれるようになりました。遺族が故人との関係をどう整理し位置づけていくかという心の過程には、まず「悲嘆」があります。そして、「うつ病」の問題。抑うつ症状がどの程度か、死別の問題の回復過程がどうなのか、また突然の事故による心の外傷「PTSD」の問題も注目すべきところです。

年間死別者約 120 万人に対して 5 倍位の遺族がいるとされています。今年国内で、交通事故を含め家族を亡くした人は 500 万人位おり、その中でメンタルヘルスの相談窓口に来る人はごくわずかであると言えます。そのわずかな中で、精神保健福祉センターや交通事故相談所等の行政窓口を訪れる人々が、必ずしも精神的に落ち着いた状態であるわけではなく、やはり一定の症状を持っていたりつらい気持ちを抱えながら実務的な相談をせざるを得ないという状況があります。

悲嘆の心理社会的推移

家族を亡くした人が気持ちを整理していく過程を、心理学では「推移」と言います。

最初は「心の麻痺」。例えば、通夜や葬儀の状況を映画を見ているようで自分のこととは全く思えない状態の時期があります。次に、亡くなった人のことを考えてしまい頭から離れない「切望」の時期。そこから、事故状況や亡くなった背景など自分の関与の程度についての自責感、またはその状況をつくった人への怒りや法制度に対する憤りを持つ「混乱と絶望」の時期になります。これらの時期を経て、ある程度、事実を自分の中で受け入れ「回復」へ向かう過程が一般的であると言われています。

ただ、この回復過程というのは、その歩みがゆっくりであったり、または立ち止まることも当然あると思います。特に子どもの場合は、その渦中で回復の道の途中にいるという意識がなかなか持てずに苦しむことがあります。「つらいのは自分だけなのでは。」「自分はどうなってしまうのだろう。」という不安を抱えることがあります。そのときに、周りにいる人が「この状態は一過性の部分もあるから、少しずつ一緒に歩んでいこう。」と声をかけるだけで、随分救われると思います。

子どもの悲嘆反応と特徴

空想を通じて自分を切り離しその中で一時的に安定を得るということをする子どももいますし、自分の中でずっと押し殺して周りには分からないように振る舞うことで何とか安定を保つという子どもも少なくないと思います。もちろん背景には、強い悲しみとか寂しさがあります。亡くなった人のことを自分と一体化したいという強い思

子どもの悲嘆の特徴

- ①悲嘆が続く期間が短い
- ②代わりになる新しい愛着対象を見つけるのが 早い
- ③悲しみを言葉で表すのではなく、身体症状や 望ましくない行動化で現れやすい、
- ④死別について自分に責任があると誤解する ことがある

「自分が直前に悪いことをしたために死んだ」 「自分がいい子にしていなかったから亡くなった」

⑤悲嘆を打ち明けることを嫌がり、何もなかった かのように行動する

いのときに、例えば、その人の洋服を着るという行動に現れる場合もあります。

痛みの構造はなくなるわけではなく、心の中に残っている状態のまま、日常の生活状態の割合が広がっていくということにすぎないので、悲しみは大人になっても一定程度は続いており、何かきっかけがあると悲しみが表に出てきたり、また、いい出会いがあり支えられる体験があると和らいだりということを少しずつ繰り返していくのだと思います。

子どもの場合、心の痛みを体の症状や望ましくない行動、例えば、けんかや赤ちゃん返りで表したり、自分に責任があるのではないかと思ってしまうことも少なくありません。これは子ども特有の自分中心の考え方があり、自分が悪かったせいだと思っていて、しかもそれが言えないとき、心の中に沈殿化していくことがあります。大人から見ると分かりにくかったり、もう気にしてないのかなと思えることでも、子どもの心の中にはずっとあるのです。それが思わぬときに吹き出てきたり、信頼できる人に出会ったときに打ち明け

ることができるのだと思います。

小さな子どもの場合だと、"死" そのものの理解が不十分であるとは言われていますが、 小学校入学以降の子どもに関しては、"死" = "もう会うことができない"ということにつ いて、理解はされているようだということが分かっています。

持続性複雜死別障害

精神医学的には、亡くなった後の心の後遺症が長引いている人たちの一群を「持続性複雑死別障害」という名前で診断基準に入れる動きがあります。亡くなった人に対する思慕で暮らしがままならない方、また、そのことを考えないようにするために生活に支障が出る方、こうした方々の中には「持続性複雑死別障害」という診断をつけてもいいではないかという動きが始まっています。

トラウマとは

「トラウマ」の明確な原理としては、自分の対応能力を超える強い恐怖やぞっとする感じ、また、自分は何もできなかったという気持ちを強く持つような場面に遭遇する、身近な人が命を落としたり重傷の被害に遭ったことを知るということが含まれています。

こうしたトラウマは、忘れたくても忘れることのできない記憶として、特殊なページとしてその人の記憶に刻み込まれるというイメージです。その人の人生で、そのページだけ固まって開けられないとか見ることができない、またはそのページを開くと文字ではなく生々しい映像としてその人を圧倒し、体験をうまく人に話すことができない記憶として片付けられてしまう。これらがトラウマに関連する記憶と呼ばれています。交通事故によって家族を亡くした人がその体験を話すことに対する負荷、心の衝撃というのは、話をするときに当時の体験をもう一度体験しているに近い気持ちになるからこそ、非常に苦痛を伴って思い出される記憶になるのだと考えられます。

子どものトラウマの例としては、出来事に関する怖い夢を見る、亡くなった人が出てくる夢を見るということがあります。警戒心が強くなったり、不眠や寝つきが悪くなるということもあります。また、出来事に関することを考えないようにする、言わないようにするというのも本人なりの心の防衛反応であると思います。以前、子どもを亡くされたご家庭に話を伺いに行ったとき、思春期のきょうだいがいる場合、両親が私に話をしているのは分かっているけれど自身は気配を消して部屋へ閉じこもったきりお会いできなかったということが結構ありました。一度だけ、中学生の女の子でしたが、少し話がしたいと部屋に入れてくれたことがあり、やはり、「人から聞かれるよりも、自分から話す」というときに話をしてもらうほうがいいと思いました。もちろん、深い話をしたわけではないのですが、話をできる場所があって、話をしても変に思わない人がいる、というだけでも少しは違うのかなという感触を得ました。学校で事故の話や家族の話はなかなかできないかもし

れませんが、本人が「話したい」と思ったときに、批判せず少しでもそばにいてくれる人がいるということは、とても役に立つことなのだと思います。

PTSD とは

「B: 再体験の症状」の特徴は、その当時の記憶について思い出そうとしていないのに頭の中に浮かんでくる「フラッシュバック」という症状が中心です。何かがきっかけで、例えばニュース映像を見たときに思い出す人もいますが、普通にしているときや何気ないときに浮かんでくる人も少なくありません。特に、死別後間もない人については、対面で話をしていても意識が飛んでいるような場面があるときは、もしかしたら一過性に心と体が切り離されている状況(解離)が起きている可能性を念頭に置いていただきたいと思います。遺族が窓口に来られて、もしそのような状況になったときは、いったん深呼吸していただいたり、お茶を飲んでいただいたりして意識をここに戻してから、改めて話を進めていただきたいと思います。

「C:回避、麻痺の症状」とは、当時のことを考えないようにする、避けてしまうことです。この症状が強いときは、状況について話をすることは難しい場合が多いです。裁判や保険申請のときなど、つらいけれども何度も話をしなくてはならない場面があると思いますが、家族にとってもとても大変だと思います。また、「D:心的外傷的出来事に関連した認知と気分の陰性の変化」、考え方や世の中に対しての見通しや捉え方が変化するということが、長期的には家族にとって、回復を少し遅らせる背景になることもあると思います。

私たちは、普段、年長者が亡くなる、年長者を見送ることが当たり前と、どこかで思っています。また、悪いことをした人は罰せられ、そうでない人に悪いことが起こるはずがないという正義感や道徳感が身について生活しています。しかしトラウマ体験をするということは、そのような私たちが普段「そうだ」と思っている世界観が崩れてしまう体験になるのです。何を信じればいいのか、誰を信頼すればいいのか、目の前のこの人は本当に大丈夫なのか?という気持ちがなかなかぬぐえない。そこから一歩一歩、「この人は大丈夫」「この人は駄目だ」ということが分かる感覚を身につけることに、非常に時間が必要となります。例えば、窓口で多少物言いが攻撃的になったり、何回も激しく確認したりということが起きたときは、「もしかしたら、この人の心の奥底は、人を信頼することについて今、回復途中なのかもしれない。」と思っていただけるととても助かります。この人はそういう性格なんだとは絶対思わないでいただきたい。「こういう状況で、この人にとってはき

ちんと信頼を持てる相手と接することが、今、必要なんだ。」と思っていただくだけでも十 分違うと思います。

「E:持続的な過剰覚醒の症状」にある人、眠れないとかイライラするという症状を長い間うっすらと持ちながら生活しつつ、家事や育児や仕事をしている人もたくさんいます。 PTSD の症状というのは、診断がつく人だけではなく、症状を軽く持ちながらでも何とか目の前のことを一生懸命やっている人はたくさんおり、特に回避症状については初期から続く場合があり、人を信用したり信頼することにも時間をかけていく必要があります。

うつ症状については、疲れやすいとか決断できない、集中力がなくなるということがあります。こうした状況の人には、決断する際に時間の猶予をきちんと示したり、いくつか選択肢を目に見える形で示していただくことがとても大事です。各支援機関には、分かりやすいパンフレットを渡してただき、大事なところに丸印を付けたり担当者名を書く等の配慮をしていただくだけでも、随分、窓口に来た人は助かると思います。人間的な対応をするというところに尽きるのではないかと思います。

支援にあたっての基本姿勢 ――話をきく、プロセスを理解する、誤解を理解に変える

「話をきく」こと。自分の体験したことが他の人にも役立つとは限りません。目の前にいる人が望んでいることを聞き、それに応じた対応をすることが一番だと思います。特に学校や職場での対応は、前例が通じないところがあると思いますので、これから新しいことをしようとか、子どもたちに話をしようという場合は、関係者に「こういうことをしたい」と予告をし、その後の報告もきちんとすることがとても大事です。



「悲嘆のプロセスを理解する」ことはとても大事です。悲嘆の回復過程は一過性の部分もあれば長期間続くこともありますが、しかし、一つの流れはあり、ひとところにとどまっているわけではありません。悲しみが最高潮に達するときも、悲しみが少しずつ穏やかな気持ちと半分半分位になるときもあるということを、自分なりの言葉で伝えてよいと思います。悲しみがあるということは、故人をとても大事に愛していた証ですから、それはなくすことなく大事に思い続けていいと思います。

「誤解を理解に変える」こと。二次被害についても、いろいろな誤解から生じていることもあると思います。これは、世間一般に広がっている常識を、もう一度疑ってみるところから始まると思います。悲嘆の回復時期には個人差があります。また、考えるのを避け

ても楽になるわけではありません。つらさを話す人も、悲しみが強すぎて感情を表に出さない人も、どちらも苦しんでいます。また、怒りや自分を責めるようなネガティブな気持ちを閉まっておくよりは、出せる場、出せる相手であれば出してよいと思います。家族の溝が深まる場合もあれば親密になる場合もあると思います。もし溝ができても、子どもが大きくなってから親子で話ができるということもあると思いますので、どのように関係を続けていくかというのは大事です。また、立ち直っているように見えても、その時々にいろいろな気持ちのささくれがあれば傷つくことはあるし、つらい気持ちがよみがえることもあると思います。その人が表に出していない面や我慢している部分を想像していただくだけで、随分、違うのではないかと思います。

「雑談」から「傾聴」「受容」「共感」に

「雑談」の効果は意外とあると思います。初めて会った人も最初に心の窓を開くのは、何でもない話からだと思います。そこから始まって、大事な話や本当に聞きたい話を深めていくこともあります。安心して安全な内容からスタートして、徐々に相手の話をきく準備状態をつくるのだと意識して接するだけでも、随分、違うと思います。季節や流行、食べ物の話でもよいのです。思春期の、特に男の子の心を開くのは非常に難しく、雑談する中で「この人、分かってくれそうかな」と相手を見ていたりするので、ここから始めていくことが大事だと思います。

雑談の次に「傾聴」です。聞いてもらえたらうれしい。そして「受容」。受け止めてもらえたらほっとします。そして「共感」。遺族に「それはつらかったですね、ご苦労されたのですね。」と言葉で伝えることはとても重要です。分かってもらえたと思ったら「頑張ろう」と人は思います。このような人間関系をつくっていくことが大事です。

対応する際に

- 1. 遺族自身が自分で決断できるよう支援する
- 2. 自責感を減らし、後悔の少ない選択ができるよう 支援する
- 3. 故人、家族のためにできることを共有する
- 4. 一定の距離は維持するとともに、遺族の心情に配慮したコミュニケーションを工夫する

→雑談から始め、傾聴と共感をスキルとして用いる

- 1. 非言語的な情報をキャッチする
- 2. 心理的な背景に注目する(感情、動機付け、意欲、考え方)

傾聴とは

- 1. <u>内容、事柄、事実関係などの理解+気持ち、</u> <u>感情、気分 の理解をする</u>
- 2. 相手の姿勢、表情、動作、声の調子などの非言語的なメッセージを読み取る
- 3. 簡潔に的確な言葉でその都度伝達し続ける
- 4. 傾聴の結果、相手は防衛がとれ、<u>率直・自由</u> になる
- →遺族の場合、さえぎったり、そらしたりせずそのままの感情を受け取る

遺族への二次被害を防ぐ言葉かけの例(「喪失体験被害者(被災者)に接する人に」(保健婦雑誌 51:377—382,1995.)大久保惠美子著より)をご紹介します。「早く元気になって。」「がんばって。」「気持ちはわかる。」「早く忘れて。」と言われると余計にしんどくなります。「本当にお気の毒です。」「どんな気持ちでいるのか話してください。」「大変つらいこ

とだと思います。」「どうしたらあなたのお役に立てますか?」という寄り添う言葉をかけてください。もちろん支援機関の人には、言葉をかけるというより、言葉をかけられて傷ついた遺族が窓口に来るかもしれないということを念頭に置いていただきたいということです。これは、大人の例ですが、子どもの場合はもっと直接的で救いようがない言葉かけをされることはあると思

二次被害を防ぐ言葉かけの例

•早く元気になって

- いつまでも過去に こだわらないで
- がんばって
- あなたは強いから
- 気持ちはわかる
- 早く忘れて
- あなたはまだ軽い ほうです
- ▶本当にお気の毒です
- ▶どんな気持ちでいる のか話してください
- ▶このことはあなたに とって大変つらいこと だと思います
- ▶どうしたらあなたの お役に立てますか

大久保恵美子: 喪失体験被害者(被災者)に接する人に. 保健婦雑誌 51:377-382, 1995.

います。言われた側はそのことをずっと忘れなかったりします。でも、それを家族に言えるかというと言えません。このような二次被害を防ぐ言葉かけは学校教育の中でも教えていただけるとよいと思います。事故や災害、自死等で家族を亡くした遺族にどのような言葉かけや態度で接したらよいのか、大人だけでなく子どもにも学ぶ機会があってよいと思います。

悲しんでいるときに必要なこと

「ちゃんと休む」「日常生活を安定させる」「小さな喜びを持つ」ことは、とても大事だと言われています。特に、「小さな喜びを持つ」ことは、とても大事です。例えば、植物を育てたりペットをかわいがる、社会全般の活動をすることも、ここに入ってくると思います。社会活動など受け手側の役に立つことでもありますが、本人にとっても新しい発見や体験があると思います。活動する部分と自分を休ませ癒やす部分の両方あることが大事です。体験していなくても、それについての情報を得ることも大事です。

子どもについては、日常生活に支障が出るまでの症状は少なく、特に事故直後から数年は、自分が親を支えなくてはという気持ちから普段以上に頑張ることが多く見られます。 小学生であれば中学、高校に進学してから、中学生であれば大学に進学したり仕事をする ようになったり、結婚を考えたときに、当時のことを考えて思い悩むというように、大人

子どもの悲嘆への対応のポイント

- 1. 真実をつげること
- 2. 子どもの考え方で考えること
- 3. 批判しないこと
- 4. 適切な言葉を使うこと
- 5. 感情を認め、探索し、受け入れること
- 6. 安心できて開放的な雰囲気にすること
- 7. 役割もでるとなること
- 8. 考えを共有できる機会を与えること
- 死の重要性を認めること
- 10. 思い出が慰めとなるので、思い出す機会を生徒に与えること。

(出典:カルフォルニア開発的かウンセリング協会編。国分康孝、国分久子、坂本洋子訳、(2002)クライシス・カウンセリングハンドブック、滅信書房)

が考えるよりもずっと後から来る状況がある と思います。

子どもの悲嘆への対応のポイント

きちんと言葉で伝えることは大事です。家 族が亡くなったときは小さかったため事情を 知らされずに育った子どもに事実を話す時期 が来たときは、きちんと状況を話す、または、 話す側が納得のいかない部分も含めてきちん と伝えるということは、とても重要だと思います。話してくれない部分があると、「なんでなんだろう」と分からない気持ちを抱えたまま引きずってしまうこともあると思います。

親がきちんと悲しんだり気持ちを表に出すことができれば、子どももその気持ちを出すことを抑圧することは防げる、ということです。家族が泣いている姿を子どもに見せてはいけないと思い我慢してしまうと、「そのことは言ってはいけない。」「そんなふうに思ってはいけない。」「思ってしまう自分が悪いんだ。」と子どもは考えてしまいます。お父さんお母さんが、それぞれの立場で気持ちをきちんと言葉にして伝えたり、「あなたのことがとても大事なのよ。」という言葉を一緒に伝えると、子どもは自分の気持ちを話しやすくなると思います。

配慮が必要な方々の特徴と対応例

私が臨床心理士としてカウンセリングで遺族と面談するとき、特に配慮が必要だと思っていることは、その遺族が故人とどのような関係を持っていたかということです。故人への愛着がとても強くて大事に思っている場合は、やはり悲しみの度合いは当然強くなると思います。また、その人自身が地域で重要な役割を務めていたり、仕事が非常に過重であったりという非常なストレスにさらされている場合は、精神的サポートが必要になってきます。

10年、20年、30年経っていても、悲嘆の感情が亡くなった当時と変わらない場合は、 医療、福祉、行政等いろいろな立場の人がチームとなってサポートしていく必要がありま す。場合によっては、もともとのサポートにプラスしてトラウマや悲嘆のケアも必要とな ってきます。そうしたときに、なるべくいろいろな立場の人が情報を持って共有すること が必要となります。

また、自分一人では何も決められないなど亡くなった夫に精神的依存の強い場合、夫さえいれば友達はいらないと以前から社会的に孤立しているような場合は、その後、その妻は本当に実質一人ぼっちになってしまうわけです。そのとき、より濃厚なサポートが必要となります。故人に関連することは考えたくない、つらくて話せないという人も結構います。でも、その人に話をしてもらわなければ先に進まないというわけではなく、生活上のサポートや経済的な支援について等の必要な情報をきちんと伝えることから始めてもよいと思います。

この場合、基本的には「ねぎらい」や「いたわり」がまず大事になります。その人がそれまで苦労したり頑張ってきたことについて、ねぎらいやいたわりを言葉で伝えていくことが必要です。ものごとを決めるときには一定程度猶予を伝え、延長できるようであればそのことを伝えることが大事ですし、一定程度の気持ちの揺れは折込済みで対応することが大事です。突然心のスイッチが入り非常に強い感情が湧いてくるということは起こり得ることです。そのことで、対応する側が一歩引いたり嫌悪感を持つということは避けて、

できるだけ中立的な暖かい状態で会っていただきたいと思います。

臨床心理士は、まだあまり知られていない職種ですが、今日本に3万人くらいの有資格者がいます。遺族の心のサポートをする立場として、今後より一層、被害者支援の分野に関わってまいりたいと思います。

参考 WEB サイトの紹介

●日本ホスピス・緩和ケア研究財団冊子「これからのとき:大切な方を亡くしたあなたへ」 http://www.hospat.org/korekara.html

当財団は、病気で家族を亡くした人たちの心理的支援や社会的支援を研究している。家族を亡くした人たちの心の回復過程を考えるときの参考資料として。

●遺族外来マニュアル がん患者遺族へのケアについて (保存版)

http://pod.ncc.go.jp/documents/izoku_both.pdf

遺族外来への対応マニュアル。

●災害グリーフサポートプロジェクト

http://jdgs.jp

災害で大切な人をなくされた方を支援するためのウェブサイト。

●日本 DMORT 研究会編家族(遺族)支援マニュアル(東日本大震災版)

http://www.hyogo.jrc.or.jp/dmort/documents/dmort20110411.pdf 災害時の被害者や遺族のサポートについて、回復過程について。

●犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ(独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)

http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html

犯罪被害者の方とそのご家族、支援するこころの専門家のためのメンタルヘルスに関する情報を提供している。

●臨床心理士による電話相談(一般社団法人日本臨床心理士会)

http://www.jsccp.jp/about/tel.php

週に何回か夜間もやっている電話相談機関。

(5) 意見交換

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関して、ご遺族の話と講演を受けての感想や今後の課題等について意見交換が行われた。

ご遺族の話と講演を受けて

[意見]

- ・支援にあたって、被害者遺族から学ばなければならないことが多くあると感じた。
- ・被害者遺族から相談を受けるところまでつながっていないことを痛感した。
- ・被害者遺族に対して、その時々の状態を気にかけて接すること、事故に関する情報は正確に伝えることが大事だということが分かった。
- ・現場の捜査に携わる者と被害者支援に携わる者とが連携し、きちんと情報を把握することが重要であることを再認識した。今後に役立てたい。
- ・交通事故被害者に渡すパンフレットの記載内容(行政処分、意見の聴取に関する支援制度等)を、現場の捜査に携わる者がきちんと理解し説明、対応ができるよう、職員への周知に努めなくてはならないと再認識した。
- ・被害者への連絡や事故に関する情報提供の方法について、改善すべきところは改善したい。

「渡邊氏〕

- ・被害者支援センターや支援窓口があるにも関わらず、必要とする者のもとに支援機関の情報や支援の手がすぐに届いていない場合があることが大きな問題。「自分の家族が事故に遭ったとき、一番最初に欲しい情報は何なのか」を考えてほしい。また被害者が必要とする情報は時間の経過とともに変わっていくので、その時期を逃さないことが重要となる。
- ・証拠写真確認の際、血まみれの凄惨な状態の服の写真だったが見てよかったと思った。 それが娘のお気に入りの服だったことが分かって、非常に安心した覚えがある。そのとき娘がどんな状況だったのか、最後の言葉は何だったのか、知りたいと被害者遺族は強く願っている。ただ、このような衝撃的なものを被害者に見てもらう際に、事前に一言「こういう状況ですが大丈夫でしょうか」という言葉がほしい。
- ・警察学校で、被害者がどのような対応をしてほしかったのか被害者本人から直接聴く時間を設けてほしい。被害者の心情に少しでも触れることで、その後に被害者と接する際の声掛けや対応に生かせるのではないか。また、犯人を検挙することの重要性とともに、被害者のことも考え行動できる警察官が育つのではないかと思う。
- ・様々な支援制度ができているにもかかわらず、うまく活用されていない場合があるのではないか。
- ・警察には、検察や裁判で望む結果が出ないときの被害者の気持ちを考えて、さらに深い

捜査をしてほしい。

「和田氏]

・警察は、捜査の早い段階で分かっていたにもかかわらず、加害者が息子を救護する前にコンビニに買い物に行ったことを教えてくれなかった。もっと早い段階で知らされていたら、検察庁に救護義務違反で起訴してもらう話もできたと思う。結果、加害者は過失運転致死だけの罪で裁かれてしまった。また、そのとき加害者が購入した口臭防止用の商品についても、飲酒検査に影響を与えるにもかかわらず、起訴状を書く前に知らされたのは不正確な情報だった。正確に知らされたのは起訴後であった。

「白井氏]

・本日お話いただいたご遺族2人の思いを、現場にも伝えてほしい。

現在の取組み、今後の課題

[意見]

- ・広報にもっと力を入れ、全県域に周知を図りたい。
- ・警察学校では毎年1回1~2週間の被害者支援専科を実習している。警察署では、関係機関から講師を招き研修を行い、出席した者が各署の職員に周知するようにしている。
- ・長野県では、同じ場所(駐車場の中、車の死角等)であっても、運転手側と歩行者側と 見る立場により危険の捉え方が違うこと注意喚起するチラシを配布している。特に、就学 前の子供を持つ親は、交通安全の教育を受ける機会がなかなかないので、乳幼児検診の機 会を利用して配布している。
- ・経済的な相談が最も多いが、精神的な面にも担当者をつけて対応していきたい。
- ・法律的な機関だけでなく、臨床心理士や精神保健福祉センターなど心のケアに関する支援機関の案内もできるよう、関係機関の情報を集約したい。今後、教育関係機関とも連携を深めたい。
- ・退院後の子供が日常に戻ったとき、病院が行政機関や学校等と連携できていないのが現 状。長期にわたる支援のための体制ができていないのが一番の課題。

[渡邊氏]

- ・被害者遺族は亡くなってしまった家族に申し訳ないと、好きだったことや楽しむことを避けてしまいがちになる。特に、子供を亡くした母親の場合は、その矛先が加害者に向くのではなく、自分の落ち度を無理やりにでも探し出し、自分自身を責め続けてしまう場合があるということを、周囲の方々には知っておいていただきたい。
- ・学校関係において被害後は、どうしても他の父兄と以前のように関わることが難しくな

るため孤立しがちになる。そのときに同じ体験をしてしまった被害者同士で話をする機会があればと思う。そのつらい時期を他の被害者がどのように過ごしてきたのか、どのようなことに悩み心を尽くしてきたのかを知り共感することが大切。先に被害に遭った方たちが社会の中で他の方々と、どのように関わり過ごしているかを聴くことはつらい時期の被害者にとってその後を生きる励みとなり、先の生活に望みをつなぐことになる。

・つらい状態の親をそばで見守っている子供が、自分を責めたりせず、その過酷な時期を 少しでも心穏やかに過ごせるように、自尊意識を持って成長していけるように、様々な方 からの支援の輪を確実に広げていってほしい。ぜひ、教育関係者に、本日のような会への 参加や検討会開催の機会を早急に設けてほしい。

[白井氏]

- ・いろいろな年代の人と触れ合う機会、気持ちを広く伝える機会があることはよいと思う。 それは、教育関係者や相談窓口の担当者が、子供たちの気持ちを知る機会にもなる。
- ・被害者は、相談窓口に連絡を取ることはできたとしても、自分が何を必要としているのか、必要なことをどう伝えればよいのかが分からない。この気持ちが異常なのではないかと思ってしまう。電話口で泣き続け言葉にならなかったり、激しい物言いをしてしまい話が先に進まない場合でも、時間をかけてしっかり聴くとそのニーズは見えてくるだろう。また、各関係機関の窓口にどのような担当者がいるのかを知っていれば、つなぎが早くなるだろう。支援に携わる者には、被害者の心情を汲み、寄り添い、サポートしてもらえることを期待する。

(6) 意見交換のまとめ

ご遺族から直接話を聴くことにより、今まで知らなかった現状と多くの課題があること、被害者とのつなぎが十分ではないことを知った、との感想が多くあった。被害者や周囲の人々に対して支援機関の情報を周知すること、関係機関の連携が必要であることを共有した。また、被害者にとって、心のケアに対する支援や接する際の配慮、正確な情報提供が重要であることを認識した。

Ⅷ. まとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 開催について

本年度は、京都府及び長野県において開催した。

午前は「各種相談窓口等意見交換会」、午後は「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」として、両事業を同日に実施した。

専門家の講義では、子供の悲嘆反応等や必要な支援について認識を深めることができた。 ご遺族による体験談では、それぞれの立場における事故後の周囲の変化や自身の苦しみ、 被害者支援活動への取組み等が話され、自身の経験を踏まえ具体的に必要とされる支援や 対応について提言があった。

意見交換では、参加者から「子供に普段接する機会が多い教育関係者との連携が望まれる」「ご遺族から直接話を聴くことができ貴重な経験となった」「職場で共有し今後の業務に生かしたい」等の話があった。

「子供の支援」というテーマについて、参加者から当初、「担当業務とあまり関係が深くない」など消極的な意見も聞かれたが、意見交換会開催後は、「関係団体相互の連携が必要との認識を深めることができた」「今後の支援にとって大変有意義だった」等の感想が大多数であった。

(2)参加者について

行政関係者など被害者支援に携わる方々が参加した。

2. 今後の方向性

(1) 開催について

意見交換の時間が不足していたとの意見があったことから、意見交換の時間を十分に確保するための方策について検討していく。

(2)参加者について

子供に接する機会が多い教育関係者との連携が必要との意見があったことから、教育関係者への参加の働きかけと連携強化について検討していく。

第3章 各種相談窓口等意見交換会

I. 目的

講演及び意見交換を通じ、自助グループ、交通事故相談所及び都道府県警、関係団体等、 各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の業務範囲の確認や効果的な広報啓 発についての意思疎通及び連携強化を図ることを目的としている。

Ⅱ. 概要

交通事故相談所及び都道府県警、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る 関係団体相互の意思疎通と連携強化を図る効果が期待される意見交換会を京都府及び長野 県において開催した。

皿. 体制

当該事業を進めるに当たっては、以下の体制で実施した。

- (1) 専門家(警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員、敬称略)
 - ·同志社大学法学部·法学研究科 教授 川本 哲郎
- (2) 相談窓口等関係者
 - ・各地域の交通事故や精神保健に関する相談窓口、被害者等支援関係者
- (3) 事務局
 - 警察庁
 - ・株式会社アステム

Ⅳ. 開催日程

- (1) 京都府 平成 28 年 11 月 22 日 (火)
- (2) 長野県 平成28年11月29日(火)

Ⅴ. プログラム

各相談機関、支援機関の業務紹介の後、専門家による講演が行われ、その後、意見交換を行った。

なお、参加者に事前アンケート調査を実施し、相談業務を通じての課題や好事例等の意 見を集約するとともに、当該地域が抱える状況について把握した上で意見交換を実施した。

プログラム

時間	担当	内 容	
9:30~ 9:50	事務局	開会挨拶及び参加者の紹介 (業務紹介も含む)	
9:50~10:50	専門家	交通事故被害者等への支援について	
10:50~11:00	休 憩		
11:00~12:25	全員	意見交換	
12:25~12:30	事務局	総括・閉会	

VI. 実施内容

1. 京都府

- (1)出席者(敬称略)
 - ・警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員 同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎
 - ・京都府 府民生活部 安心・安全まちづくり推進課 1名
 - ・京都市 文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課 1名
 - ・京都市 文化市民局 くらし安全推進部 消費生活総合センター 1名
 - ・京都市 保健福祉局 こころの健康増進センター 相談援助課 1名
 - ・国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課 1名
 - 京都地方検察庁 2名
 - · 法務省 京都保護観察所 企画調整課 2名
 - ・法テラス京都 1名
 - ・公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 1名
 - ·独立行政法人自動車事故対策機構 本部被害者援護部 2名
 - •独立行政法人自動車事故対策機構 京都支所 2名
 - ·京都府警察本部 交通捜査課 1名
 - ·京都府警察本部 犯罪被害者支援室 1名
 - 事務局 2名

(2)会場

京都社会福祉会館 第2会議室(京都市上京区堀川通丸太町下る(二条城北側))

(3)講演「交通犯罪の被害者」

同志社大学法学部・法学研究科教授であり、警察庁平成28年度交通事故被害者サポート 事業検討会委員である川本哲郎氏より、交通犯罪の被害者に関する諸問題について講演が 行われた。

[講師] 同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎 氏

[要旨]

交通事故の現状

交通犯罪による死者の数は、一番多いときは 1970 年で 1 万 6 千人以上を数えたものが、関係者の努力によって、2015 年には 4 千人台まで減りました。これは大きな成果ではありますが、残念ながら今でも年間 4 千人が命を落としているということは、今後とも交通犯罪対策は重要な課題であるということです。

交通犯罪

一つ問題なのは、日本の交通犯罪の罰則規定が非常に複雑になってしまったということ です。もともと、人身事故の場合は業務上過失致死傷という犯罪で処罰していました。し かし、同じ飲酒運転でも悪質無謀で故意犯に近いものがあります。業務上過失致死傷罪の 法定刑の上限は懲役5年なので、それでは刑が軽過ぎるのではないかということで、2001 年に危険運転致死傷罪ができました。実は、危険運転致死傷罪は、その対象を「危険運転」 とすると、処罰の範囲が広がりすぎるということで、限定をかけています。飲酒運転、薬 物運転、スピード違反、未熟運転、暴走や信号無視等の危険運転と類型立てて限定をかけ ています。これは、刑法の立場で言うと謙抑性といい、控えめに設定する妥当な立場です。 しかし実際には、その控えめな姿勢が裏目に出て、穴ができてしまったのです。つまり、 悪質無謀な無免許運転や居眠り運転はその類型に入っていないので、危険運転致死傷罪に ならないのです。そのため、2007年には法定刑の上限を懲役7年とする自動車運転過失致 死傷罪が設けられました。また、危険運転致死傷罪ができた当初、対象は四輪以上の車で した。つまり、二輪(バイク)の飲酒運転があったとしても除外されていたのです。しか し、その後死亡事件があり、その被害者遺族からの要望もあって、2007年に「四輪以上」 という文言は削除されました。また、近年多く見られる高齢運転手による高速道路の逆行 も、危険運転致死傷罪の対象に入れられる等、法律の改善は進められています。

事件と罰則の例を紹介します。栃木県鹿沼六児童死亡クレーン車事件(2011年)、これは、てんかん罹患者が起こしました。治療はしておらず、同様の人身事故を起こした前科があり、さらに当日の朝は体調が悪かったにもかかわらずクレーン車を運転して、小学生の列に突っ込み6人の幼い命が失われることになりました。自動車運転過失致死傷罪として上限の懲役7年が求刑され、判決7年が下されました。通常、求刑に対して7、8割の

判決が出されるので、いかに検察官と裁判官が重大な事件だと認識していたかが分かります。もう一つ、亀岡暴走事件(2012 年)、これは少年が長時間の運転をした後の居眠り運転によるものです。登校中の小学生の列に突っ込み4人が亡くなりました。被害者遺族は、「悪質無謀で危険運転と言っていいものなのに、危険運転致死傷罪に該当しないとは不当である。」と訴えました。ここでもまた、法律の穴を埋めなければならないと、2013 年の改正で「準危険運転致死傷罪」が設けられました。しかし、事案に応じて穴を埋めていくようなやり方には限界があるだろうと思います。いずれにしても、罰則規定が非常に複雑になっているため、被害者はじめ一般国民にとってはおよそ理解不可能になっているということです。

犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等支援条例は地方自治体で制定されるものですが、全国的にその制定状況を みると、大変ばらつきがあります。全市町村に犯罪被害者支援条例があるのは、京都府、 岡山県、秋田県とごくわずかです。例えば、大阪府は人口も多く政令指定都市もあるので、 条例の整備が進んでいるように思いますが、必ずしもそうではありません。大阪府では2、 3市町村しか制定していません。被害者支援センターはものすごく活発に活動しています が、自治体レベルで条例は制定されていないのです。一方、岡山県は県内全27市町村に条 例を制定しています。和歌山県は条例を制定していませんが、財政的な支援をしている市 町村はあります。国に支援が望めないとき、次に頼るのは都道府県の市町村です。それを 考えると、財政的支援はあったとしても、やはり条例を作ってもらうことは非常に大きな 価値があると言えます。また、京都府の場合、市町村に条例を制定するよう働きかけたの は京都府警です。警察が市町村を回り条例の必要性を説明していく活動をしました。それ を被害者支援センターがバックアップしていました。2年前の資料からですが、各都道府 県別の条例を制定している市町村数は、山梨県は27市町村のうち11、岐阜県は42のうち 2、静岡県35のうち2、愛知県54のうち2、三重県29のうち0、長野県77のうち0で す。条例を制定している市町村が一つもないという都道府県もあるということです。内閣 府は、相談窓口は全都道府県にあるとしていますが、条例は必ずしもそうではないという のが現状です。

地方自治体でこういう条例を作ることの利点の一つは、担当者が配置されるということです。専任であっても兼任であっても、被害者支援の担当です。被害者支援先進国のイギリスは、被害者支援センターが日本の数倍あります。日本の被害者支援センターは、北海道を除いて都道府県に一つです。京都府は行政圏が広いため、日本海側北部の府民が京都市内まで来るためには車で2時間半以上かかります。これでは支援を求めるのは難しいということで、今年の8月、中北部に北部相談室を設け、京都府北部の府民の相談を受けるようにしました。その設置準備会では、北部5市2町の行政の被害者支援担当者と京都府

警、京都新聞社等が参加し、様々な課題やどんな役割を果たすべきかを話し合いました。 そのようなときに、行政側でバックアップをしてもらえることは非常に大きいことです。 また、関越道高速バスツアー事件(2012年)や軽井沢スキーバス事件(2016年)のように 広域行政間の連携が必要となったとき、地元の被害者支援の担当者の有無によりとても大 きな違いが出てきます。

ただ、犯罪被害者等支援条例というのは、過失犯は除外されています。交通犯罪の過失犯は、自賠責や保険で補償されるので、国の被害者補償の対象にはなっていません。交通犯罪のほとんどが過失犯ですから、それなりの保険による補償は受けられるのですが、それ以外の交通犯罪は対象範囲から落ちてしまいます。条例には見舞金制度がありますが、過失犯が対象にならないということは、その見舞金制度の対象にはならないということです。

とにかく、きめ細かな支援のためには、条例が必要であると思います。条例ができれば 担当者が配置され、議会での議論もされます。自治体も当然、「犯罪被害者等支援条例がで きました」という広報、周知をします。いまだに全国的にはそれほど広がってはいません が、条例はぜひ必要です。そして、これを周知することが大事です。

国の施策

「第三次犯罪被害者等基本計画」で交通犯罪の被害者に関わるところは、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」で、①交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進、②交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表、③交通事故統計データの充実、という項目が挙げられています。

「第十次交通安全基本計画」では、8つの柱の一つ「被害者支援の充実と推進」というのがあるのですが、重点施策として、「交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を初めとした施策を推進する」とあります。「交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の交通課、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る」とあります。

このように、基本計画の策定やサポート事業の実施等で、国も一定の努力を重ねてきているのですが、まず第一に、あまり広報されていないのが問題です。やっているにも関わらず、あまり知られていない、広がっていない。情報発信をもっと効果的にすべきだと思います。さらに、これらの計画や事業の成果がうまく擦り合わされているのか、実際に話をされているのか、諸機関の連携の充実が課題としてあると思います。加えて言うと、鉄道事故や飛行機事故、高速バス事故等、国土交通省が関わる大規模な交通事故については、どう経験を生かすか、どう広域に諸機関と連携していくかというのは、大きな課題となります。

被害者・遺族の声

多いのは、①交通犯罪者に対する刑罰の軽さ、②司法制度に対する不満、③被害者支援 の不十分さです。

まず一つは、厳罰化の問題です。つまり、危険運転致死傷罪にならないのはおかしいという被害者からの要望がかなりあります。一方で、特に大規模交通事故の被害者の中には、事故の真相を究明して、再発の防止につなげてほしいという意見もかなりあります。JR 福知山線脱線事故(2005年)では、加害者が亡くなっていることも一つの原因でしたが、被害者は、JR 西日本の体制自体に問題があるとして歴代社長の処罰を要求したのですが、不起訴になったことを受けて、今度は法人処罰を訴えました。日本の場合、法人処罰は、脱税や税法違反、公正取引等に対してであって、刑法典には法人処罰の規定がありません。従って、過失犯の法人処罰はないので、被害者たちは法人処罰を求める活動を続けているのです。

その次に、保険会社の対応について。保険会社の役割は非常に重要だと思います。私も 過去に、追突事故をされて鞭打ちになったことがあるのですが、保険会社の対応は完全に 紋切り型でした。「あなたの事故は追突です、相場が決まっています、これでいきます。」 と。もう何も言えなくなってしまいます。これは、被害者学でいういわゆる「二次被害」 です。関係者が心ないことを言って、被害者がさらに傷つくという事態が起きているので す。そういう面にも、気を配らなくてはなりません。

今後の課題

第一に、諸機関の連携の問題です。公的機関については一定の改善が図られていますが、加えて、保険会社や自動車会社等の民間企業をも含めた幅広い連携をするべきです。私は大学において、十数年前から「交通問題を考える」という講座を担当してきました。この講座は、交通政策、交通心理、交通経済、刑事法、民事法等の専門家として、学外から弁護士、警察官、自動車教習所教官、保護観察官、民間企業(保険会社、自動車会社)の社員、交通犯罪の被害者等に話をしてもらっているものです。諸機関の連携というのは、言うは易く行うは難しのところがあります。だからと言ってこれは諦めてはいけないので、着実に前進を図らなければならない。今日ここに参加の方々が、自分の部署内で「これからは連携の時代、みんな連携していきましょう。」と言ったとしても、やはり違う部署や機関の方との話がつながるときもあればつながらないときもありますし、なかなかそう簡単なことではありません。

第二に、法教育の問題です。高校の政治経済の教科書を数冊見て、果たして犯罪被害者のことがどれくらい書かれているでしょうか。全部の教科書に一行は書いてあります。結構詳しく書いてあるものは1冊だけありました。「憲法は直接には言及していないが、犯罪被害者の人権にも配慮が必要である。被害者に対する物心両面でのケアや、捜査や裁判に

際しての被害者の『知る権利』を保障すること等が求められる。これに関して、犯罪被害 者の権利を明記した犯罪被害者等基本法が制定される(2004年)とともに、2008年から、 被害者が公判に参加して意見等を述べることができる被害者参加制度が設けられた」。これ が一番詳しい記述です。他の教科書の記載は「犯罪被害者の問題がある。」という一行だけ です。一般高校生で、犯罪被害者について知っている生徒はほとんどいないというのが現 状です。だから、そういうところから変えていかなくてはならないと思います。なお、交 通犯罪の被害者については、「生命のメッセージ展」が 2001 年から全国各地で開催されて います。これは、小学校や中学校、高校、大学等、教育機関でも申込制で開催できるとさ れていますので、全く教育がされてないわけではないようです。けれども、全体で言うと、 まだまだ足りないものがあるということです。さらに、法教育の問題で言えば、運転免許 証の更新時講習にも言及したい。警察白書によると、運転免許更新時講習の受講者は年間 で 1600 万です。そこで配布している数十頁の教本の中に、法改正についての説明はあるの ですが、犯罪被害者の話はほとんど出てこない。一頁だけ、犯罪被害者の手記を掲載して いますが、それについての解説はありません。交通犯罪の被害者が負っている苦しみは実 例としては分かるけれど、それ以外の情報は全く伝えられていないし、講習の中で触れら れることもありません。ここで、少しでもよいから被害者の状況についての説明が入れば、 かなり大きな違いが生まれるのではないかと思います。今後の改善が望まれます。

第三は、クルマ社会のあり方です。近い将来には、自動車の自動運転が当たり前になる 日が来ます。そのとき、交通犯罪の様相は大きく変化することになるでしょう。クルマに 関連する環境整備を初め、法律、安全教育等、交通問題についてどう考えるかが、今後の 交通犯罪抑止に大きく影響すると考えられます。

おわりに

交通事件の被害者の特徴に、「『交通事故』と言わないでほしい。」と言われるということがあります。「これは『交通事件』だ。人間がやった犯罪による被害者だ。」ということをはっきりさせてほしいという思いなのです。また、交通犯罪で子供を亡くした親が、子供の記憶の残る今の家にいるつらさに耐え切れなくなり思い切って引っ越そうとしたら、近所の人に「あそこの家は、子供が死んだ保険の補償金で家を建てた」と陰口を言われたということをよく聞きます。これが、二次被害を生むのです。交通事件というのは、このようなことが非常に起きやすいということに気を付けなくてはなりません。さらに、ある日突然、家族が交通事故で亡くなり、それまで普通の生活をしていたのが、事件を境に一変します。大変な喪失感を抱えながらも、自分の家族が亡くなったことに何らかの意味を見出したいと、交通犯罪の厳罰化や救済策の充実等を訴える活動に多くの時間を割いている人もいます。

また、特徴として大きな変化と言えるのは、1997年以降、交通事故被害者遺族のブログ

等インターネットを通じた情報がたくさん出てきています。それ以前は、学識者や記者が書籍や記事を通じて訴えることはあっても、一般の被害者は訴えるすべがありませんでした。それが、インターネットを通じて、一般人でも書くことができるようになったことは、非常に大きかったと思います。自分と同じようなことを考えている人が全国にたくさんいるということが分かるということは、非常に大きな変革だったと思います。

犯罪被害者支援に必要とされることは、「きめ細かな途切れることのない支援」「多職種 チームの連携」「"いつでも、どこでも、誰でも"同様の支援を受けることができなければ ならない」ことです。例として、京都犯罪被害者支援センターのスローガンは「犯罪被害 者を社会全体で支えるために」、京都市は「犯罪被害者を温かく支える地域社会をつくるた めに」、京都府は「ともに寄り添う」です。非常に重要なことだと思います。

一方、犯罪に遭遇して生き残った人が感じる罪悪感「Survivor's Guilt」というのもあります。あるいは、支援者が心理的にダメージを受けてしまう「代理トラウマ」というのもあります。それらに対する手当ても、今後は重要となります。さらに、交通犯罪は被害者が非常にたくさんおられるということもあり、支援についてもかなり蓄積があるので、その成果を他の犯罪被害に広げていくことも必要であると考えています。

(4) 意見交換

講演を受けて、日々の相談業務を通じての課題や今後の取組み等について顧み、意見等の交換がなされた。

現在の課題

[意見]

- ・案内した他機関の相談窓口が的確であったかの検証及びその結果について確認ができて いない。
- ・要望を伝えることのできない状態の相談者であっても的確に他機関につなぐためには、 各支援内容についてもっと学ぶ必要がある。
- ・被害者に話を聞く過程で、望まれない部分であっても踏み込んで聞かなくてはならない 場合がある。聞き方によっては、被害者の不満や二次被害を生むことがある。
- ・支援担当者が代理受傷を負う場合もある。
- ・被害者の潜在的なニーズに対して、どれだけ情報を発信し、必要としている人をすくい上げることができるか。
- ・独立行政法人という組織上、所管の施策に沿う業務が基本となるため、対象とならない 案件や被害者への支援をすることが難しい。
- ・子供を亡くした親の心理的状態が思わしくない中で、遺された子供へのセラピーを誰が どのタイミングで勧めるのがよいか判断が難しい。

「川本氏]

・自動車事故対策機構(ナスバ)については、対象案件が自動車事故に限定される。近年、 自転車による事故で被害者が重傷になる事案が増えている。蓄積されているノウハウが、 他の交通事故にも活用できるようになることを期待している。

連携について

「意見〕

- ・祇園暴走事件(2012年)では、警察署、消防署、こころの健康増進センター、区役所が 心のケアを目的とした連携を初めて試みたが、円滑にすすめることができた。
- ・行政、警察が連携し、「生命のメッセージ展」等の事業に取り組んでいる。また、行政、 警察、学校と連携し、小・中学校で社会ルールを教える非行防止教育を行っている。社会 全体で支えることが必要。
- ・被害者支援センターは、被害者からの相談や他機関からの紹介、警察の情報提供がなければ被害者とつながることができない。また、犯罪被害であれば警察からの情報提供があるが、交通事故はよほど重大と判断されない限り情報が提供されない。被害者には弁護士

やカウンセラーによる早期支援が必要であることを周囲が理解し、そことつなぐ役割にある支援センターに早く被害者をつないでもらうよう協力を望む。

・最初に被害者と接する警察として、カウンセリングや政府の補償手続き等について説明 が記載されているパンフレットを手渡している。

[川本氏]

- ・社会福祉協議会との連携は、今後の重要な課題である。
- ・関係機関が一堂に会し顔を合わせて意見交換することが非常に重要であり、それにより 担当者の顔が見え、より連携を深めることにもつながる。

保険会社との関わり

「意見〕

- ・被害者は、保険会社に紋切り型の対応をされると大きな不安を抱える。単に賠償額で解決するのではなく、心のケアが必要。
- ・保険会社の対応に満足できないという相談の場合は、再度保険会社に交渉を試みること や、弁護士への依頼も可能だが諸手続きに非常に労力がかかること等、複数の選択肢の説 明をするようにしている。
- ・自動車保険に弁護士特約がつくケースが増えている。被害者の代理人として弁護士がつく際は弁護士料の自己負担は不要で、裁判での保険の基準も違ってくる場合がある。一方で、保険会社側の代理人の弁護士から、一方的な言い方をされたり金銭面についてだけの頭ごなしなスタンスが見られるように思う。だからこそ、被害者の精神面や家族の状況等にも配慮する必要があると思っている。

[川本氏]

- ・まず、弁護士の敷居が高いのだと思うので、これは、「交通事故の話でもどんどん相談に 乗ります」というような宣伝がもっと必要だろう。
- ・コミュニケーションは非常に大事で、不用意な一言で二次被害も起こる。そこは、情報 と経験を共有し、改善を図りたい点だ。

近年新たに見られる動き

[意見]

- ・自転車事故で多額の損害が発生するケースも多く、加害者が子供であれば親が支払うことになる。現在、国として自転車に強制的な保険加入制度をすすめる動きはない。
- ・京都府では、平成19年の高齢運転者標識表示義務化に伴い、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車の保険加入の努力義務規定を設け、加入促進の

広報啓発を行っている。

- ・京都市では、来年2月に「京都市自転車安心安全条例(平成22年制定)」を自転車の保 険加入を義務化する規定に改正する予定。各企業や大学に通勤通学の自転車利用者には、 事業者の責任において利用者が保険に入っているかどうかを確認するという規定も設ける 予定。
- ・全国的に見ても、関西地方は自転車の保険加入義務化が広がってきており、兵庫県、大 阪府、滋賀県が義務化している。

[川本氏]

・高齢者の運転による交通犯罪も増えている。予防という観点での取組みや商品も出ている。運転中に運転手の意識がなくなったときには、車が教えてくれるという居眠り運転防止の車も開発されている。今後、自動運転車もかなり運用される状況になると思われる。 そうすると、自動運転車による被害者への対応を考えていく必要がある。

今後の取組み

[意見]

- ・他の相談機関に確実につなぐことができるよう連携していきたい。
- ・本サポート事業をはじめ各関係機関の事業について、関係機関の職員を初め、一般市民 へもっと周知されることが必要。広報に力を入れる必要がある。
- ・現場に携わる者が、様々な支援機関があることを知り、現場の捜査段階等、初期段階で 相談窓口を助言できるようになることも必要。
- •交通遺児への奨学金制度について、貸与でなく給付のものが増えることを期待している。

(5) 意見交換のまとめ

被害者に対して的確な対応をするためには、各関係機関の支援内容を知ること、そして 各所内で情報を共有することが大切であることが共有された。同時に、連携を深めること の重要性を再認識した。

2. 長野県

(1) 出席者(敬称略)

- ・警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員 同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎
- ・長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課 2名
- ・長野県 交通事故相談所 1名
- ・長野県 交通事故相談所 長野支所 1名
- ・長野県 精神保健福祉センター 1名
- ・国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課 1名
- ・国土交通省 北陸信越運輸局 長野運輸支局(総務企画担当)首席運輸企画専門官付 1名
- · 長野地方検察庁 2名
- · 法務省 長野保護観察所 3名
- ・法テラス長野 1名
- ・長野犯罪被害者支援センター 2名
- · 独立行政法人自動車事故対策機構 本部被害者援護部 1名
- · 独立行政法人自動車事故対策機構 長野支所 1名
- ·長野県警察本部 交通指導課 1名
- ・長野県警察本部 交通企画課 1名
- 事務局 2名

(2)会場

長野市生涯学習センター 第1学習室(長野市大字鶴賀問御所町 1271-3 TOiGO WEST 3F)

(3) 講演「交通犯罪の被害者」

同志社大学法学部・法学研究科教授であり、警察庁平成28年度交通事故被害者サポート 事業検討会委員である川本哲郎氏より、交通犯罪の被害者に関する諸問題について講演が 行われた。

「要旨」 (P86~P91 参照)

(4) 意見交換

講演を受けて、日々の相談業務を通じての課題や今後の取組み等について顧み、意見等の交換がなされた。

現在の課題

[意見]

- ・支援内容や制度がもっと周知されるような広報面の取組みが必要。補助制度等、情報入 手が遅くなればそれだけ利用開始が遅くなるものもある。
- ・保護観察所では、被害者の希望があれば「心情伝達制度」により、加害者の考えを保護 観察所を介して聞くことができる。被害者の希望であることを加害者に伝えると、かえっ て加害者と保護観察所との間に疑念が生じ信頼関係がなくなることもあるため、被害者の 要望に応えきれないジレンマはある。

[川本氏]

- ・周知は重要な課題である。
- ・現在の保護観察所では「修復的司法」の方向にある。加害者は被害者のことを知ることによって更生につなげる、被害者は加害者のことを知ることによって癒しを得る、話し合いでお互いの利益を得るという考え方。加害者の考えを聞いて、役に立ったという被害者もいるが、その後、その加害者は行方不明になってしまった案件もあり、被害者からするとなぜ加害者の更生に協力しなくてはならないのかという反論も出てくるため、難しい問題ではある。

連携について

「意見〕

- ・里親制度の子供のひき逃げ事例で、被害児の親権者は虐待をする実の親のため政府保障 事業への請求は困難であった。当相談窓口では対応できる内容ではなく、全く関わること ができなかった。
- ・PTSD の症状がある被害者が、自身では精神保健福祉センターに相談に行くことができず、 当面被害者支援センターに通いながら、社会福祉協議会の生活就労支援センター"まいさ ぽ"に登録し障害手帳を申請するところまで回復した。今後、精神保健福祉センターにも つなぎたいと考えている。
- ・国土交通省では、関係機関に連絡先を記載したコンタクトカードを渡し、情報提供をお願いしている。ネットワークづくりを進めるため、各県の被害者関係の会議に参加するようにしている。
- ・軽井沢スキーバス事件(2016年)のときは、被害者が他県にわたるため、捜査や調書作

成にあたって、各県の自治体や支援センターに事前に連絡をし、同行や引継ぎの協力を仰いだ。

[川本氏]

- ・里親制度の子供のひき逃げ事例は連携例の典型である。「ひき逃げ」という交通犯罪に「虐待」も絡んでいるので、交通事故の相談窓口だけでは解決できない。しかし、仕組み自体に問題がある場合は、現場に携わる者が声をあげていかなくてはならない。
- ・被害者が最初に接触するのは警察、そして被害者支援センター、けがをした場合は医療 機関。それらすべてが連携できているかと言えばそうではない。ネットワークを広げてい くためには、コンタクトカード等の取組みについても、情報共有を図ることが大切となる。
- ・各関係機関それぞれで作成しているパンフレットを統一し、すべての相談窓口の情報が 載っているような冊子を全関係機関で共有するというような取組みがほしい。

保険会社との関わり

[意見]

・直接話をすると保険の支払いに支障が出るので、加害者から被害者には一切接触しないようにと保険会社から言われ、加害者はお詫びにいけない状況がある。保険会社の対応により被害者の処罰感情を悪化させ、本来以上の処罰対象になってしまうという印象を受ける。

[川本氏]

・保険会社との関係については、今後の大きな課題。対応が非常に難しい問題であるが、 検討していかなくてはならない。

近年新たに見られる動き

「意見〕

・長野県では、自転車事故に対する保険の義務化も検討している。

[川本氏]

- ・高齢者の運転による交通犯罪も増えている。認知症が事故原因の場合、被害者からは「どうして誰も止めなかったんだ」という意見が出てくる。国としては、2017年に、高齢者の自動車運転免許更新時には認知症検査を義務づけ、診断によっては免許取消しまたは停止となる法改正を行った。
- ・今後、自動運転車の普及により、高齢者の事故はかなり減ると思うが、自動運転車による被害者への対応を考えていく必要がある。

今後の取組み

「意見〕

- ・遺族や当事者の自助グループという形で、息の長い支援をしていく必要がある。
- ・被害者が広域にわたってもその支援が円滑にできるよう、関係機関としっかりと連携できるような体制を確立していきたい。
- ・ぶつけられた車が、その反動で歩行者を撥ね死亡させる事件があった。被害者の子供たちが被害者支援センターに相談に来た。撥ねた車は同時にぶつけられた車であり、同じく被害者だから罰は軽いという流れになりつつあったが、その運転手の日頃の無謀運転や遺族に対する不誠実な態度も見えてきて、裁判の流れが急転したことがあった。遺族はいくらかでも思いが通じ、少し気が楽になったということだった。力になれることがあると実感した案件であった。

[川本氏]

- ・被害者の家族の中でも、それぞれの立場や思いが違うので、どこに焦点を当てて支援をすればよいか難しい面がある。これは非常に深い問題。
- ・被害者のニーズは個々により時期によりかなり異なることがあるので、被害者支援センターはぞれぞれのニーズにあった支援ができるかどうかが大きな問題となる。個々に沿ったきめの細かい支援をするために、数年ごとに被害者のニーズ調査を行い把握するというのも一つの方法としてある。

(5) 意見交換のまとめ

各関係機関とも支援や制度について、広報の取組みを強化する必要があることを再認識 した。また、各関係機関の連携が重要であることを確認した。

WI. まとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 開催について

本年度は、京都府及び長野県において開催した。

午前は「各種相談窓口等意見交換会」、午後は「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」として、両事業を同日に実施した。

専門家の講義では、被害者の声や支援に向けた今後の課題等について認識を深める場と することができた。

意見交換では、各担当者の業務の好事例、問題点等について意見交換を行い、相談窓口の活動状況や連携状況について相互の理解を深めるとともに、各活動について、一般の方にもっと周知する必要があること、関係団体相互の連携強化が必要であることが再認識された。

参加者からは、本意見交換会の開催について「支援関係団体が一堂に会し、意見交換をする機会は貴重であった」等の感想が、意見交換について「他団体の活動についてもっと話を聴きたかった」「意見交換の時間が短かった」等の意見があった。

(2)参加者について

行政関係者など被害者支援に携わる方々が参加した。

2. 今後の方向性

(1) 開催について

本意見交換会は、残り5都県ですべての都道府県での実施を終えることとなる。警察庁が各都道府県及び政令指定都市に対して行ったアンケートにおいて、9割以上の自治体が相談窓口担当者のスキルアップを図る場が必要であると回答していること等を踏まえ、本意見交換会の方向性について検討していく。また、意見交換の時間が不足していたとの意見があったことから、意見交換の時間を十分に確保するための方策について検討していく。

(2)参加者について

今後は社会福祉に従事する方との連携も必要との意見があったことから、社会福祉協議 会等への参加の働きかけと連携強化について検討していく。

第4章 自助グループ運営・連絡会議

I. 目的

交通事故被害者等に接する立場にある者の資質の向上を図るとともに、「被害者の回復のための自助グループ活動」の効果的な運営方法と精神的な回復や社会復帰等に必要な各種の情報提供等を行うことにより被害者支援の充実を図ること、また、民間支援センターと被害当事者団体との交流及び連携を図ることを目的とする。

Ⅱ. 出席者

(敬称略)

- (1) 公益社団法人全国被害者支援ネットワークに所属している被害者支援センター の支援員、相談員、担当者、代表者等 8名
- (2) 専門家
 - ・法政大学キャリアデザイン学部 教授 佐藤 恵
 - ·武庫川女子大学文学部心理·社会福祉学科 准教授 大岡 由佳
- (3) 警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員
 - ・公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 惠美子
- (4) 被害者支援センター(事例紹介)
 - ・公益社団法人被害者支援都民センター 相談支援室長 阿久津 照美
 - ・公益社団法人被害者支援センターとちぎ 事務局長 和氣 みち子
- (5) 事務局
 - 警察庁
 - ・株式会社アステム
 - ・公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
- (6) 聴 講
 - · 独立行政法人自動車事故対策機構
 - ·公益財団法人交通遺児育英会

Ⅲ. 開催日及び会場

開催日:平成28年11月30日(水) 10:30~16:30

会 場:機械振興会館 6階 6-67会議室(東京都港区芝公園 3-5-8)

Ⅳ. プログラム

(敬称略)

時間	講師・パネリスト等	内 容		
10:30~10:40	警察庁交通局交通企画課課長 櫻澤 健一	開会挨拶		
10:40~11:10	事務局	参加団体紹介		
	公益社団法人全国被害者支援ネットワーク顧問	講演		
11:10~12:10	警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員	「被害者支援の一環としての		
	大久保 惠美子	自助グループのあり方」		
12:10~13:00	昼 休 憩			
13:00~14:10		講演		
	法政大学キャリアデザイン学部教授	「自助グループにおける語る		
13.00 -14.10	佐藤 恵	ことと『聴く』こと 被害者		
		の回復に向けて」		
		講演		
14:10~15:10	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科准教授	「(自助グループでメンバー		
14:10~15:10	大岡 由佳	に関わる際の) 生活支援の視		
		点と他機関との連携」		
15:10~15:20	休憩			
	公益社団法人被害者支援都民センター相談支援室長			
15:20~16:00	阿久津 照美	事例紹介①		
	公益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長	事例紹介②		
	和氣 みち子			
16:00~16:29	全員	意見交換会・まとめ		
16:29~16: 30	警察庁交通局交通企画課交通安全企画官			
	警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員	閉会挨拶		
	遠藤 顕史			

Ⅴ. 実施内容

1. 講演「被害者支援の一環としての自助グループのあり方」

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク顧問であり、警察庁平成28年度交通事故被害者サポート事業検討会委員でもある大久保惠美子氏より、自助グループの意義や運営にあたってのポイントについて講演が行われた。

[講師] 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 惠美子 氏 [要旨]

はじめに

被害直後からの様々な個別のケアをはじめ、その後何十年と長期にわたる被害者や遺族の悲しみ、苦しみを吐露し相談できる場所として関わり続けるのが支援センターです。ただし、支援センターの人員にも限りがあるため、長期的に個別支援を継続することはできません。センターの支援の一環として自助グループがあれば「センターに行けば同じ仲間に会える、相談できる。」と思えるため、苦難の中、何とか社会で暮らしていくことができるので、被害者には必要な場です。また、回復をした被害者が、センターの自助グループとは別の場所で新たに自助グループを開いてみようと思えるように回復できる支援も大切です。犯罪被害者等基本法には、被害者支援は国、地方公共団体、国民の責務であるとしっかりうたわれています。そのようなとき、センターが間に入って自治体等関係機関と連携し、会場の確保や広報、手記をつくるとき等の予算等も協力をもらえるような働きかけも支援センターの役割だと思います。

被害者が自助グループに参加する意味

被害に遭った直後は、周りの人は「大変でしょうけど頑張ってね。」「しっかりしてね。」等の言葉をかけます。でも被害者は、「そんなに気軽に言わないで。私のつらい大変な気持ちは誰にも分かってもらえない。」という思いが大きくなってしまいます。その一方で、「周りからも励ましてもらえるのに、それに応えることができない自分はやっぱり弱い、駄目な人間だ。」と自分を責めてしまうこともあります。そのような状態が続くと、「やはり被害者同士でなければ分かってもらえない。」と口を閉ざしてしまいます。何か月、何年か経ち、ようやく話ができるようになったときに「これだけ大変な被害を受けたことを聞いてほしい。」という思いで話をしますが、周りの人が「なぜ今頃そんな話? 聞きたくないわ。」と思っていることが本能的に分かってしまいます。反対に、時間が経ったから聞いても大丈夫だろうと、興味半分で「どんな犯人だったの?」「犯人は今どうしているの?」等と聞いてくる人もいるため、被害者は何年経っても傷つきます。

人は、本当に苦しいことは簡単には話せません。ましてや被害についてなど、なかなか 話せません。話せないがために、それが誤解を生む場合もあります。なぜ話せないのか。 それは、「被害直後から数か月間にわたり出現する症状」「長年にわたり苦しむ症状(PTSD =心的外傷後ストレス障害)」「その他、認知面の変化等」という症状に関係します。

まず、事件や被害に遭うと、事件のことは考えないようにしていても突然目の前にその 光景が浮かんできて(フラッシュバック)、これが今起きていることなのか過去のことなの かの区別さえできなくなり、恐怖ばかりが募ってきます。普通の人は、テレビで怖い場面 があっても、「これはテレビの中でのことだから」と脳が働くので、テレビの前から逃げ出 しませんが、被害者はその働きが鈍っているので、それが今現実に起きているように感じ てしまうのです。

それと、いつも神経が研ぎ澄まされ過覚醒という状態になるので、眠れないだけでなく 感情コントロールもうまくできずイライラしたり怒鳴ってしまうことがあります。自分が 不安で壊れてしまうのではないかと怖くなります。このような極限状態の中で人生を生き 抜いていかなくてはならないために、安心して話せる場所と人が必要なのです。

さらに、回避症状にも苦しみます。被害に遭わなかったことにしたい、被害については聞きたくもない、考えたくもない、知りたくもないので、警察や検察での事情聴取は、被害者にとってはもう一度傷を広げる二次被害にもなります。亡くなった家族の思い出のある場所や事件に関する場所には近づけなくなり、苦痛なので引っ越しをすることもよくあります。思い出の詰まった家にいること自体が苦しく外をうろついていると、周りの人には理解されず「あの人、子供を亡くしたのによく遊んでいられるわね。」という誤解をされがちです。

被害者遺族に行った「事件後どのような支援があったらよかったですか」というアンケート結果によると、精神的ケア、事件や司法に対する情報提供、付添い支援と同等に、「仲間と話し合える場がほしい」という回答がありました。話し合いの場を望んでいるのは事故から2、3年経った人だけではなく、10年経った人の100%が望んでいました。年数が経てば経つほど必要になってくることを改めて感じました。ある自助グループでは、高齢の被害者遺族の女性が「被害から40年も経つと他の子供たちはみんな大きくなって、子供や孫もいる年代になってしまった。そんな中で、亡くなった子供の思い出など口が裂けても言えない。家族の中では言えないことも、被害者の仲間の中だけでようやく言えるんですよ。」とおっしゃっていました。

26 年前、私も、同じような被害に遭った人と話をしてみたいと、あちこち探しましたが、 当時日本には何の情報も機関もありませんでした。そのとき助けてくれたのが、アメリカ の飲酒運転に反対をする母の会や全米被害者援助機構でした。その組織に見学に行ったと きに、「お茶を飲むだけでもいい、被害者同士の集いの場をつくりなさい。」と助言されま した。

自助グループの目的と参加者の目的

自助グループとは、「同じような問題やつらさを抱えた人同士が、安心して気持ちを吐露 し、お互いに支え励まし合う中から、各々が抱えている問題の解決や克服を図る」ことを 目的に集う活動を言います。

被害者が被害に遭うことそのものを「一次被害」と言います。その後、関係者や周囲の人から傷つけられる言動を受けることを「二次的被害」と言います。その結果、「これだけ苦しんでいるのに国や社会は助けてくれない、こんな自分は生きている価値がないのではないか。」と考え、孤立感や疎外感に苦しむようになります。これを「第三次被害者化」と言います。

支援センターが、被害後その時機に応じた適切な支援を提供するのは当然のことですが、被害者が回復し、新たな自分なりの人生をつくり上げて社会復帰するためには、支援の一環としての自助グループが必要です。被害の概要は違っていても、被害者が抱える心の傷や受け続ける二次的被害は同じです。心の傷、これは心などという生易しいものではなく、脳に深く刻まれた傷なので、その傷は死ぬまで抱えて生きていかなくてはなりません。自分の中で、日々の生活の中で、あるいは仕事の中で、その傷をどのようにコントロールしながら生きていくか、それがとても重要なことです。

被害者同士で集まると、回復過程には共通することが多く、他の被害者の一言で「ああ、 自分と同じだ。」と分かり合え、安心感にもつながります。周囲の人の目を気にする必要も ありません。例えば、「犯人を心の底から憎んでいる。」と社会の中で言ってしまうと、問 題のある人間だと思われるのではないかと不安で言えないのですが、仲間の中だけでは安 心して本心を話せます。話ができるという安心感は回復につながります。

被害者からよく「回復ってどのような状態を言うの?」と聞かれると思います。家族を奪われた被害者は、家族が戻ってこない限り元に戻るということはありません。被害者にとっての回復とは、「事件のことだけに振り回されずに、何とか日常生活を送れる」ことなのです。被害後できなくなっていたことができるようになった、家事や育児にも少し目を向けることができるようになった等、小さな一歩であっても、被害者にとっては大きな一歩なのです。自助グループの中でも、そこをしっかり支持することが重要です。また、子供の面倒も見られない、食事の用意ができない、掃除ができないという状態であれば、「事件に遭う前はどうだったの。」と聞いて、「そう言えば前はきちんとやっていた。」と思い出せると、「事件のせいで、今はできなくなってしまった。」と自覚することができ、「駄目な自分」と思わなくて済むのです。このような適宜適切な話し合いが自助グループの中でも行われるようにすることが、支援センターの大きな役割です。

自助グループ内での原則

自助グループの中で話されたことは外では話さない、秘密を守ること等の基本事項を確認し合い、安心して本心を話してよい場所であると感じてもらうことが大事です。また、誰かが話をしているときは遮ぎらず、その内容や態度を批判したり、意外そうな顔をしたり、笑ったりということはしてはいけません。話す時間の長さは出席者皆が平等になるようにします。「今日は何人の参加なので一人何分程度話せる」ということを、ファシリテーターは考えながら参加者に話をしてもらいます。特定の人ばかりが話をしてしまい、他の人が話をしたいと思って参加したのに聞かされるだけになったというような思いになることを防ぐことができます。ファシリテーターの「適切な介入」が重要です。

自助グループの効果

自助グループの中で、人前では言えない加害者に対する怒りの気持ちを口にしたとき、他の参加者も共感してくれる姿に接し、被害者の当然の感情なのだと知ることができます。「怒りを抑えられない自分は未熟だ。」と自己嫌悪に陥りがちですが、「みんな同じ気持ち」と思えることは大きな安心感につながります。被害者は、周りの人には本心を隠し「職場での顔」「近所の人に見せる顔」を使い分けて暮らすことに疲れ果てています。そのため、安心して話せて何でも分かってもらえる仲間の存在は重要です。また、自分の被害体験をあえて話す、同じ話を繰り返し語ることは認知的な統合につながります。回避していることから現実に目に向け、自分に起きたことをしっかりと自分の中でも受け止めることが、次の一歩を踏み出し、これから先の人生に目を向けるためには必要なことなのです。

自助グループは、社会への信頼感を取り戻す場所でもあります。センターと被害者だけでなく、警察や検察、弁護士や支援関係者が参加することもあります。また、支援センターは、日本の被害者支援の現状や方向性、法令について等の情報や自治体の動向等を教えてくれるところでもあります。様々な情報を被害者が得ることで、「見捨てられていない、社会や関係機関は被害者のことを考えてくれている。」と思えることは、うれしく、胸を張って生きていこうという気持ちにつながるのです。

まだ時間が経過していない被害者は、時間の経過した被害者が回復している姿を見て、「今は駄目でも、いつかは自分も」と希望を持てる場所にもなります。「怒りや悲しみから抜け出せない自分は弱い人間だ。」と思わずに、「被害に遭えば当たり前のこと」と、自分なりに納得できるのです。周囲から自分を責める必要はないと言われても素直に受け取れませんが、仲間の話を聴く中から「自分を責める必要はない。」と思えるように変化していきます。「今まで誰の援助も受けないと突っ張っていたけれど、私も専門家に相談をしてみよう。」「民事裁判を起こそう。」「事件当時のままにしていた部屋を片づけよう。」等と思えるきっかけを掴むことができます。

また、被害から3年ぐらい経つと、「同じような被害者を出してほしくない。同じことが

繰り返されるのであれば、自分の家族の死はいったい何だったのか。自分の被害体験を社会で生かしたい。」と思えるようになる人もいます。安全な社会にするために、加害者を出さないために、いろいろな所で話をする活動を始める方もいます。自助グループは、参加することで対人関係の能力が育ち、人間関係をもう一度つくり上げるための訓練の場にもなります。また、自分を責めず、健全な自己愛を再構築する場にもなります。二次被害は、何年、何十年経っても受け続けますが、仲間がいることで、聞き流せる強さも持てるようになります。

自助グループに参加した当時と1年後の症状について、調査をしたことがあります。それによると、初めの頃は「家事や仕事ができなくなった」「人と会いたくない」「家族が亡くなった実感が持てない」「いつも亡くなった家族のことで頭がいっぱい」「自分はすごく弱い存在である」という気持ちが大きかった、でも、自助グループの中で感情を表したり安心できる関わりを持つことによって「もう一度社会に出てみよう」という意欲や将来への希望がもたらされたということが分かりました。「優しさと勇気をもらえる」「泣ける場所があってうれしい」「言葉で語る大切さが分かった」「司法の不条理や世間の被害者に対する誤解や偏見で押しつぶされそうになっていたが、自助グループは癒しだけではなく自分自身に生きる喜びや自信を取り戻させてくれた」「もっと早くセンターに助けを求めていれば、あんなつらい思いをしなくて済んだのかもしれない」といった感想が寄せられています。

自助グループの進め方の実際

まず、各センターで実施されている工夫をさらに深めてください。そして、被害者の方に直接要望を聞いてください。参加者が少ないことが課題であれば、準備の一端を参加者に役割としてお願いすることもよいでしょう。役として決まっていれば、「今日は欠席しようか。」と思っても「お菓子を準備する番だった、お茶を準備しなければ。」ということで出やすくなります。1回休むと敷居が高くなって出にくくなりがちです。家の玄関を一歩踏み出してはやめてを繰り返しているのが被害者の心情です。その背中をポンと押してあげる際に、何か役割があると出やすくなると思います。初めて参加する被害者に対しては、隣にセンターの職員が座るか、年数の経った被害者に座ってもらえるようお願いしておくこともよいと思います。

被害者は、問題解決の糸口が見つかることを期待して自助グループに参加していますので、一部の人が時間を独占したり不適切な発言をしたときには、しっかりと介入することが大切です。終了間際には、全員に参加した感想を聞きます。最後に一言ずつ発言してもらうことで、それまでわきあがっていたいろいろな感情や思いが少し落ち着き、言い足りなかった場合も話せるため気持ちが和らぎ、安全な状態で帰路についてもらうことができます。

そして最後に、参加のお礼と次回の開催案内、そして「何かあればいつでも連絡をください、お電話待っています。」という声かけをしてください。支援は自助グループだけではなく、何か新たな問題を抱えた参加者がいたら、自助グループと並行してすぐに面接相談等につなげることも大事です。適切な対応をするためには、支援に精通した人材がいることが重要ですので、相談員や職員の質の向上、人材確保と育成を日常から行っておかなくてはなりません。

ファシリテーターの役割

できるだけ穏やかな表情で話をし、どんなことでも受け入れてもらえる、安心して話が できるという雰囲気をつくることが大事です。経験や自信がなければ余裕を失ってしまい ます。余裕のない人に被害者は相談しようとは思えず、遠慮してしまいます。「この人なら 大丈夫」と思ってもらえるためには、話す速さ、声の質、声の大きさがとても大切です。 話をしている人の目を見て軽くうなずくこと。あまり深くうなずきすぎると、かえって疑 問を持ったり他の人と反応が違うと比べられてしまいます。座席は先に参加者に好きな場 所に座ってもらい、ファシリテーターは最後に座ってください。参加者は、ファシリテー ターの横に座るとたくさん話を聞いてもらえるかもしれないと思いがちだからです。しっ かり聴いていることを、目、顔、態度できちんと伝えます。記録をする際も、自助グルー プが始まる前に、そのことを事前に伝えておきます。不安や心配を与えないために、記録 者は隠さず静かに堂々と、記録をしていることが分かるようにすることが大事なことです。 話の中では「同一性」という共通基盤をつくることが大切になります。まったく同じと いうことはないので、「同じ」「近い」「よく似ている」というような言葉を適切に使いなが ら、共通点を参加者全員で意識化し、つながっている仲間であることを意識してもらうこ とがとても大切です。誰か話をしたら、「その話と同じようなことを先ほど○○さんも話し ていましたね。いかがですか。それでは、そのことについて皆さんで少し話をしてみまし ょうか。」という形で広げていくといいと思います。

それと、「異質性」もきちんと認識してもらうことが必要です。同じような被害の場合もあれば、交通事故と殺人というように違う被害の場合もありますが、共通の面に皆で目を向けていただくのがこの自助グループの場であって、被害の違いを比べるところではありません。違うということを意識化してもらうことも、大事なことです。

それと同時に、グループの「集団規範」に気づくということも非常に大事です。これは 集団の中で共有される判断の枠組みや思考様式等のことを言います。暗黙のうちに、自助 グループの集団として共有されているものですが、一人で複数の自助グループに属してい たり、自分が主催者として自助グループを開いている被害者がいると、集団規範が働かな い場面が出ることもあることを知っておく必要があります。だからこそ、この自助グルー プの中で話されたことは他では話さない等という基本的な原則を明確にしておく必要があ るのです。

被害者であってもそれぞれ状況が違います。あるいは生育歴、家族状況、地域環境、被害に遭った後どのような人との出会いがあったのか等によっても全く違うことを、しっかりと認識しながら自助グループを運営していく必要があります。

(社)被害者支援都民センターのある日の自助グループ活動

ある日の自助グループ活動を記録した DVD 上映を行った。交通事故や殺人による被害者遺族が「ここでしか言えない。」と、普段押さえつけている本当の気持ちを吐露する姿を見て、改めて、被害回復のための長期にわたる支援の一環として自助グループの重要性を確認した。

2. 講演「自助グループにおける語ることと『聴く』こと 被害者の回復に向けて」

法政大学キャリアデザイン学部教授の佐藤恵氏より、社会学の立場から見た、被害者の 回復に向けた自助グループにおける支援について講演が行われた。

[講師] 法政大学キャリアデザイン学部 教授 佐藤 恵 氏

[要旨]

はじめに

自助グループの多くは、社会的支援がなく誰も支えてくれないから自分たちで支え合わざるを得ないという立ち上げられ方をしています。他方で、それとは少し違う立ち上げられ方をする場合もあり、例えば障害者のピア・カウンセリングは、専門家だけに頼るのではなく「ピア (仲間)」同士でカウンセリングをする自助グループ的な取り組みという意図により実践されてきました。犯罪被害者の自助グループの場合は、前者の「社会的支援がなく自分たちで支え合わざるを得ない」必要性から立ち上げられました。

ただし、ここで重要なことは、「社会的支援がなく」という状態が解消されさえすればよいかというと必ずしもそうではないということ、すなわち、社会的支援あるいは制度的支援があればよいという問題ではないということです。なぜかというと、制度的支援というのは画一的なものであり、一定の共通性のもとに支援するものなので、逆にいうと、当事者一人ひとりの固有のニーズに即した支援にはなりにくいからです。被害者は多種多様で、それぞれの固有性に即した個別具体的な支援が必要です。そうすると、制度だけでは対応できずそこからこぼれ落ちる固有のニーズが出てきます。それでは、固有性に即した支援を行うためにはどうすればよいかというと、「聴く」しかないのです。丁寧に当事者の声を「聴く」ことからが、スタートなのです。そうした意味において、たとえ制度的支援の整備が進んでいったとしても、当事者同士のピア・サポートにおける聴き合い・語り合いとしての自助グループの取組みは、重要な意義を持ち続けることとなります。

その上で、多様な当事者がそれぞれ固有のニーズを持っているということは、それを支える支援者側も多様である必要があるということを意味します。多様なニーズに対し、一人の支援者がそのすべてに応えられるわけがありませんので、支援する側も多様な主体が関わり、相互補完関係のもとで支援を行うことがとても大事になります。

被害者支援に社会的関心が持たれ始めたのは 1990 年代くらいからです。1980 年に犯罪被害者等給付金支給法が成立しましたが、これはお見舞金という性格が強く、犯罪被害者支援の本格化には至っていません。社会的支援が長らく欠如した状態が続いた被害者は、刑事司法制度からも社会からも「忘れられた存在」でした。しかし、とりわけ 2000 年以降、法制度的を中心にした支援体制が徐々に整備されるようになってきました。中でも、2004年に成立した犯罪被害者等基本法によって、犯罪被害者支援が国と地方公共団体と国民の責務として位置づけられたことは、大きな進歩でした。ですが、法制度の整備が進められ

てきているとはいえ、まだまだ被害者への支援はスタートを切ったばかりで、少なくとも 被疑者・被告人の権利が手厚く擁護されているのに比べて、被害者の権利は手薄な状態で あり続けていることには変わりありません。被害者に対する支援、被害者の権利の拡充・ 擁護は喫緊の課題です。

このような背景のもと、自助グループにおいて、被害者の「回復」をどう支援していけるのかを考えるにあたり、そもそも「回復」とは何なのかという点に目を向けると、それは、被害を忘れるということではなく、悲しみや苦しみを抱えつつも日々の生活を「再建」していけることと考えられます。身近な家族を事件によって亡くすという喪失体験を経験した遺族の場合であれば、怪我が治ることのような、原状復帰という意味での回復はありえません。喪失体験自体の「消去」や「除去」によって事件以前の状態を復元するという意味での回復ではなく、例えば一日24時間悲しみに沈んで泣き崩れていたのが、支援を受けることで、徐々にその時間が1時間、または30分と短くなっていったとしたら、何とか日常生活をこなしていけると思うのです。それは、「回復」と考えていいのではないかと思います。悲しみをゼロにしなくてはならない、原状復帰しなくてはならないということではなく、緩やかなグラデーションの中で、生活をどう「再建」していけるか、一歩でも二歩でもどう前向きに生活をつくり直していけるかということが重要なのです。

「聴く」こと

犯罪被害者が「忘れられた存在」であり続けてきたということは、被害者が自分たちの 声を「聴かれない存在」であり続けていたということでもあります。

被害者を「聴かれない存在」にする社会的な反応は、3つに大別することができます。

- [1] 第一は、加害者側の反応です。被害者に「落ち度」を「発見」して被害者を非難 し、事件の責任を被害者にかぶせて責任回避を図り、被害者の声を封殺するのです。
- [2] 第二は、加害者と被害者を取り巻く周囲の他者からもたらされる、いわゆる「二次被害」です。周囲の他者とは、捜査関係者、メディア、司法関係者、友人、知人、近隣住民、職場の同僚等、広範にわたります。二次被害でもやはり、被害者にこういう「落ち度」があったから被害に遭った、と「落ち度」が「発見」されて被害に遭った側が非難されるのですが、これは、加害者側による責任回避とは少し違って、「被害に遭うのは落ち度があったから」という固定観念が社会の中に根強く共有されているためです。つまり、清く正しく美しく普通に生活していれば、犯罪に巻き込まれるはずはないという固定観念です。被害を受けた犠牲者である被害者が、加害者や周囲の他者からさらに非難されていくことを「犠牲者非難」といいます。

さらに、二次被害は「犠牲者非難」だけではありません。「頑張れ」「元気になれ」等、 一見被害者の回復につながりそうな言葉が、実は、「苦しみ、悲しみを忘れなさい、とどま っていてはなりません」という規範的な期待となって、それが被害者を追い込んでいくこ とがあります。私はこれを被害「克服」の煽りといっています。ここでいう「克服」というのは、被害をゼロベースに戻すこと、原状復帰するという意味ですが、先ほども述べましたように、多くの被害者にとって、原状復帰という意味での被害「克服」はありえません。ですから、社会の「頑張れ」「元気になれ」という言葉で被害「克服」を期待されると、被害者はどんどん追い込まれていくのです。

逆に、被害者が「悲嘆」にとどまることを期待されることによって追い込まれることもあります。「あなたは被害者なのだから悲しんでいなさい」などといった他者からの声です。例えば、何とか頑張って強く振る舞っている被害者に対して、「私ならとても平然と生きていられない、あなたは強いわね」という声がかけられたりします。

「頑張れ」(「克服」して悲嘆にとどまるな)と「頑張るな」(悲嘆にとどまれ)という正 反対の声が同時に被害者に寄せられ、いったいどうすればよいのか分からない状態に追い 込まれていきます。これこそが、二次被害の一つの核になる部分だと思います。

[3]第三は、加害者、被害者、二次被害を与えかねない周囲の他者、これらを取り巻く「一般市民の傍観」です。被害に遭ったことのない人の多くは、「被害者は一人にしてほしいと思っているはずだ」と考えます。しかし、これは被害者の支援ニーズとは違うのです。一般市民が「プライバシー等への配慮」のもとに傍観することによって、被害者と距離をつくってしまい、そのことで被害者を「聴かれない存在」にしているのです。ここで大事なことは、社会学で使われる表現ですが、「意図と結果を峻別しろ」ということです。本人の意図としてよかれと思っていても、それが二次被害という悪い結果を招いていたらどうしようもないわけです。

「加害者―被害者―周囲の他者――般市民の傍観」という四層構造において、被害者の「聴かれない存在」としての立場がどんどん強化されてしまいます。この「聴かれない存在」であることは、被害者に大きな苦しみ、「誰にも言えない苦しさ」をもたらします。

では、家族の中でなら「聴かれる存在」となり、支え合っているのかというと、必ずしもそうではありません。一般的には、「家族の中で支え合っているはずだ」「家族の中で支え合うべきだ」と思われがちですが、実際問題として、被害者家族同士であっても、被害の受けとめ方や悲しみ方、立ち直り方が違うため、その違いを巡ってせめぎ合いのトラブルを抱えてしまうことがあります。お互いの声を「聴く」余裕を持てないことが多いのです。

こうした「聴かれない」状況において、「同じ傷を持つ」被害者同士のピア・サポートにおける語り合い、聴き合いの取組みを行い、苦しみを「安心して吐き出せる」という経験を積む中で、被害者はお互いに「聴かれる存在」になっていくのです。ピア・サポートというのは、「仲間と」「重荷を」「一緒に担ってともに歩く」活動、つまり「仲間とともに重荷を担い合う活動」です。この場合の重荷というのは、お互いの孤立感や疎外感、自己否定感、自責の念等々の苦しみを指します。仲間とともに重荷を担い合うピア・サポートの

中で、つらい気持ちを遠慮なく「語れる」ということは、とても大事なことです。

語りの力として、「自分の経験の組織化、秩序化を促進する」作用が挙げられます。事件 直後の被害者は、何も語れないことが多くあります。特に核心部分になると語れない、無 理やり語ろうとすると身体症状が出てしまうこともあります。それは、まだ自分の経験が 組織化、秩序化できていないからです。語るというのは、経験を自分の中に落とし込み、 自分の中で位置づけるということです。同様に、「書く」という行為にも語りと同じような 作用があります。被害者が手記を書くという取り組みには、そのような意味もあるのです。

図式としては、被害者同士のピア・サポートの中でお互いに「語る」「聴く」というやりとりをし、それを取り巻くかたちでケアラーのカウンセリングを中心とした「聴く」という行為があります。つまり、自助グループの中でも外でも、まず「聴く」ということが支援の第一歩です。「聴く」ということは当然「語る」ということと対であり切り離せない相補的なものです。自助グループでお互いに語り合うと同時に、お互いの語りを聴き合うという、この「語る」―「聴く」の相補性が重要なのです。

では、被害者同士がお互いの語りを「聴く」ことの意味はというと、それは「内省の活性化」にあります。人の語りを「聴く」ことで自分自身を見つめ直す、問い直すという「振り返り」が活性化します。振り返りが活性化することによって、「被害に遭い落ち込んでいた自分」という物語から、「一歩でも二歩でも前進していこうと立ち上がっている自分」という別の物語に語り直し、被害者からサバイバーへと転身していくことができるようになるのです。「語る」と「聴く」は一対です。「語る」ことで自分の気持ちや考えが整理され、組織化・秩序化されるのと同時に、お互いの話を「聴く」ことにより自分自身を振り返り生活「再建」に向けて前進していくことができるようになるのです。

ただし、注意を要するのは、「被害者=ピア(仲間)」として自助グループで支え合えるという等式は、必ずしも成り立つとは限らないということです。確かに、ピア同士の間でこそ支援が成立しやすいのは事実ですが、被害者同士ならば無条件でピアの関係が成立するということではありません。被害者の中にも、自助グループに参加するには「適さない」タイミングの人もいますし、自助グループでの発言としては「不適切な」発言をする人もいます。日常生活の中で、誰しも感じ方や考え方の違いがあるように、被害者も一人ひとり固有の感じ方や考え方があります。自助グループにおいては、お互いの違いを踏まえた上で、ファシリテートをすることが重要となります。

その上で、ピア・サポートにおいては、「同じ」という同質性の感覚がよく聞かれます。 「同じ」被害者同士だから分かり合えるという感覚です。同時に、「違う」という異質性や 個性の感覚もあります。「同じ」部分と「違う」部分が共存していることは当たり前のこと なのですが、自助グループでは、「同じ」仲間同士で支え合うという同質性の感覚だけが強 調されがちです。しかし、同質性の感覚の過剰な強調は、異質性のせめぎ合いにつながり かねません。お互いの違いを認め合う目線を持つことが重要です。異質性のせめぎ合いが 一番端的に出てくるのは、「不幸比べ」のような発言です。「私の方があなたより被害が重い」と張り合ってしまうのです。異質性を認め合うことができず、異質性をせめぎ合ってしまうがために、このような「不幸比べ」が起きてしまうのです。ファシリテートをするときには、この部分にも十分注意が必要です。

特に被害に遭った直後の被害者は、自助グループの中でもあまり積極的に語ることができない場合が当然あります。異質性を認め合う上では、それはそれでいいのです。実はそのようにあまり語れない人(A)も、他の被害者(B)の語りを「聴く」ことによって、語る側(B)に対する一つの支援をしていることになるのです。語り手(B)が語りを通して自分の経験の組織化・秩序化を行うのを、Aは「聴く」ことによって支えていることになるのです。そして、Aは、このようにBを支えることを通して、内省活性化のきっかけを得ることとなります。Aは、Bの語りを「聴く」ことによってB(の経験の組織化・秩序化)を支え、そのことによって、同時に、A自身も支えられる(内省活性化のきっかけを獲得する)というように、「支援をする人が、最も支援を受ける」という「ヘルパーセラピー原理」が働いているのです。これはまさに、自助グループの特質です。専門的ケアラーとの関係だと、「私=助ける人」「あなた=助けられる人」と役割が固定化しがちですが、自助グループではあえて、お互いの役割が固定化しないようにします。この「ヘルパーセラピー原理」を被害者支援の自助グループに当てはめると、「支援をする」はピアの声を「聴く」こと自体に相当するのです。

「語る」というのは、聞き手がいて初めて成り立ちます。聞き手が違えば、あるいは状況が変われば、当然違う物語になります。物語というのは、語るたびに語り直しがなされ更新されていくのです。一歩でも二歩でも生活を前向きな方向へ立て直していくために、自分の物語を語り直すことは重要です。先ほども述べましたように、その中でAがBの語りを「聴く」ことは、まさにBが語り直しの物語を生み出すことにAも共同参与しているということであり、これは十分Aによる「支援」なのです。

また、これも繰り返しになりますが、ピアであるBの声を「聴く」Aにとっては、「そういう考え方もあるんだ」というように、「聴く」ことが自己の内省活性化のきっかけになります。苦しみの渦中にいる人にとっては、第三者の視点が重要です。誰かが気づいて、声をかけて、渦中にいる人にとっての振り返りのきっかけを与えてあげる。そして、しばしば、ピアの声を「聴く」ことがそうしたきっかけになるのです。ピアの声を聴いて、その人に支援をする(経験の組織化・秩序化を支える)ことが、実は同時に自分も支援を受ける(内省活性化のきっかけを獲得する)ことになるのです。

「つなぐ」こと

支援しても相手が受け入れてくれないかもしれない、効果があるにしても即効性がない かもしれない、支援を受ける側とする側で見解の食い違いや葛藤があるかもしれない、と いうことも含めて「支援」なのです。そのとき、支援者は無力感に苛まれることもありますし、簡単には相手の固有性に則した支援はできないかもしれません。しかし、自分の無力感とか足りない部分を直視することができることも一つの力であって、自分の弱さを受け入れることができる、向き合うことができるということも、支援者にとって必要な資質です。

他方では、支援を受けることは依存することというマイナスなイメージや偏見が、社会には根強くあります。私たちはそれに縛られ、「少し手を貸して」と気楽に言えるような関係をつくることをためらってしまっているのです。支援を受けることは恥ずかしいことではありません。そもそも生きているということ自体、迷惑をかけ合い、助け合っているということです。そうした生き方を私たちは、「お互いさま」という言葉を通して理解してきたはずです。支援を受けることは、依存や甘えなのではなく、「お互いさま」の関係の中で成り立つ、回復のための重要な要素です。

ここで大事なことは、当事者が自分一人で抱え込まないことです。一人だけで、あるいは一つの家族だけで抱え込むと、いつかパンクします。必ず外部との接点を持つことが大事です。第三者の視点で見て、気づいたことがあれば適宜声をかけてあげることが必要です。抱え込んでいる人は、自分が支援を受けられるということ自体、知らない場合も多くあります。やはり、支援者側からの適切な情報発信が必要なのです。

その上で、支援者も多様である必要がある以上、やはり、一般市民がどんどん参入しなくてはなりません。そのとき、被害者と一般市民を「つなぐ」ための接点を、あらゆるチャンネルを使ってつくり増やしていくことが大事になります。被害に遭った人がどのような心身の状態であって、それが時系列とともにどう移り変わっていくのかということは、全然知られていません。知られていないからこそ、プライバシーに抵触するからと距離を取ったり、自分とは違う「特別な人」として追いやったり、専門家に任せればよいといった傍観の姿勢が国民の間に広がっているのです。

先ほど、「聴く」だけでも支援だと言いましたが、もっといえば、「知る」だけでも一つの支援だと思います。「加害者―被害者―周囲の他者――般市民の傍観」という四層構造、特に「一般市民の傍観」を突き崩して、力技で支援側に引きずり込んでいくことが大切です。その支援側に引きずり込んでいくときのきっかけは、やはり知ってもらうことです。「まずは、実態を知ってもらうだけでも」と広い範囲の一般市民をどんどん巻き込んでいかなくては、支援は続かないと思います。支援というと、役所や専門家がやる制度的なもので、一般市民は知らないというクローズドな状況が長く続いていましたが、本来の「支援」としてあるべき姿は、肩肘を張るのではなく、もっと日常の中で、気軽に当たり前のこととして支え合える社会のあり方だと思います。

今、関係者の努力と尽力によって被害者支援は少しずつ人口に膾炙するようになりました。しかし同時に、言葉だけが流通し、マイナスの結果をもたらしてしまうこともありま

す。例えば「二次被害」という言葉だけが先行して、「二次被害を与えてはいけないから距離を取る」となってしまうと、これは逆効果です。100%二次被害を防ぐのは無理かもしれませんが、二次被害を与えるから触れないでおこうとするよりは、触れたほうがいいと思います。触れて、それでももし二次被害を与えてしまった場合、これは、誠心誠意謝るしかないのではないでしょうか。最後は、人間としての誠実性ではないかと思います。「特別な人」と思って距離を取るくらいなら、多少のトラブルも覚悟して触れていくこと、まずは接点を持つことが大事なのです。

3. 講演「(自助グループでメンバーに関わる際の) 生活支援の視点と他機関との連携」

武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科准教授の大岡由佳氏より、被害者調査より見 えてくるニーズの紹介とともに、自助グループでメンバーに関わる際の生活支援の視点と 他機関との連携のポイントについて講演が行われた。

[講師] 武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授 大岡 由佳 氏[要旨]

交通事故被害者調査から見えてくる被害者像

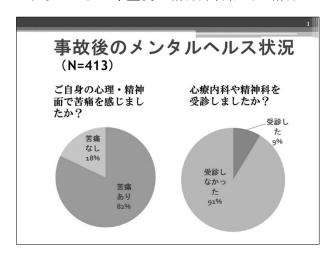
(参考:「犯罪被害者等の実態から見えてくる暮らしの支援の必要性」大岡由佳,大塚淳子, 岸川洋紀,中島聡美『厚生の指標』第63巻、pp.23-31,2016)

私共が行いました被害に遭われた交通事故被害者(本人、家族、遺族)を対象にした WEB 調査によると、「困っていること」として、身体的な問題、精神的な問題、生活上の問題、支援状況の問題という回答が非常に多く見られます。

社会生活においては、欠席や休学休職、退学退職、人間関係の困難、すべてにおいて、影響が強く見られるのは被害者本人です。これは、社会との接点が断絶されてしまっているということです。日常生活においては、家事(通院や買い物、食事の準備等)で困っている人が半分くらいを占めており、日常生活を送る上で当然の行動に支障をきたすという状況が見られました。このような状況に対して日本の公的制度は整っていない、ということを再認識する必要があります。当然、警察の指定被害者支援要員制度のような2週間程の支援が入るものもあれば、ホームヘルパー派遣制度のある地方自治体もあります。地域によっては、社会福祉協議会が窓口となりボランティアを3か月限定で担うという事業も始まっています。しかし、そのような制度を持つ地方自治体はまだまだ数少ないというのが現状です。

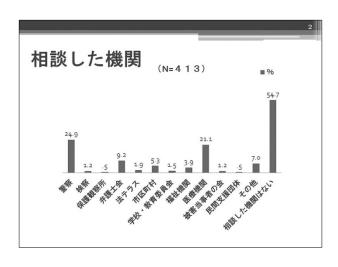
精神的な問題も早期から出てくる場合が多くあります。再体験症状、回避・麻痺症状、 覚醒亢進症状等が出現しており、「精神状態が重度に悪い」に相当する人が数多くいます。 事故から3か月以内で45%、3か月~1年で60%以上の人が、重度の精神障害相当の精神

状況であるという結果が出ています。40年以上経っても、まだ4分の1の24%は、重度の精神障害相当の状態のまま推移しています。しかし、8割の人が「心理・精神面で苦痛を感じた」と回答しているにもかかわらず、心療内科や精神科を受診をした人は1割しかいません。これは学術的に言われることですが、"被害者"といわれる存在は"援助希求力が低い人たち"であり、な



かなか自ら「支援を受けます」「支援してください」とは言わないそうです。今、精神医学の分野では PTSD の発症や重症化をくい止めるために早期支援の可能性の模索や、効果のある治療法の開発もすすめられているのですが、被害者皆がケアを受けることのできる体制整備には至っておりません。

「相談した機関はありますか」という質問に、半分以上は「相談した機関はない」と回答しています。相談した機関として主にあげられたのは、警察と医療機関です。しかし、警察は事件の捜査をするところ、医療機関は治療するところです。生活上の様々な相談を受けることは本来業務ではありません。一方で、民間支援団体への相談は 0.5%となっており、まだまだ、生活上の問題も含め様々な相談を受けるはずの被



害者支援団体の支援は市民には届いていない状況です。

近年、様々な支援制度やサービスがつくられていますが、これがどのくらい利用されているかを調べると、ほとんど利用していない、または、あること自体知らないという状況でもあります。例えば、第三者行為による傷病届、これは交通事故で医療費が発生しても加害者からすぐの支払いが得られない場合、とりあえず被害者が3割負担で医療を受けることができるようにするための手続きですが、この制度も知らない人はたくさんいます。また、カウンセリング費用公費負担制度という、性犯罪、殺人、傷害致死、交通事故の被害者や遺族が初診日から原則1年、回数制限なしでカウンセリングを無料で受けられる制度があります。これは平成28年4月に警察庁が犯罪被害者のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援を発表し、その運用が全国で検討されていくことになったものですが、実際は、まだほとんど運用されていないそうです。その対象も地方自治体によって制限されています。被害者支援ネットワークでは、被害者緊急支援金並びカウンセリング等の委託業務運営規定をつくり、このカウンセリング用公費負担制度を利用した後でもカウンセリングについては上限5万円の費用を出すことを決めています。しかし、これも活用しているセンターは少ないのではないかと思います。

このような社会資源の情報を、多くの被害者支援団体は発信できていない状況だと思います。支援する側にも被害者側にも情報が周知されていないのが、今の交通事故の被害者支援の実態ではないかと思います。まずは、被害者支援団体がアンテナをはり、次々できてくる制度を随時勉強し情報をまとめ、更新していくことが必要です。そして、実際に活用していかなければなりません。被害者のニーズは様々で使える制度も個々で異なりますが、どこかにこの人が使える制度はないかと思いながらアンテナをはり、自助グループの

中で出てきた話に接点があれば紹介していくという視点が必要です。生活支援という視点が、その後の生活再建にとっては何より重要な一つの項目ではないかと思います。

生活支援とは何か?

まず心のケアの発想が何より重要です。被害者の話を「聴く」ことが大切であることを意味しています。同時に、活用できる支援制度やサービスがあればその情報提供をし、サポートしていくことが生活支援です。10年くらい前は制度もあまり整っておらず生活支援の重要性はそれほど言われませんでした。しかし、現在では、生活支援なくして犯罪被害者支援を進めていくことは差し障りがあると考えられています。例えば、人を亡くすという心のダメージが PTSD 症状に強く影響してくることは当然知られていますが、その他にも裁判や転職、不動産の売却など、一見被害には関係しないようなことでも、被害後に起こることはその人の心の状態、PTSD 症状と非常に相関があることは研究で明らかになっています。

日常生活の中でサポートを受けることは、何よりも心のトラウマに対する予防因子になります。事件や事故に遭う以前の、虐待経験等のトラウマ、ネグレクト等による適応状態、またはアルコール依存症の家族がいる等の家族歴、うつ病等の精神科既往歴等、マイナスの働きによりトラウマをひどくさせるようなものがいろいろありますが、その中で、サポートを受けることは PTSD の予防因子として働きます。少なくともトラウマを軽減させていくことが分かっています。特に、事件や事故に遭った後の半年が大切で、この半年間にどれだけサポートを受けることができたかということが、その人のその後に大きく影響するということが分かっています。

「生活支援」とは、利用者の生活ニーズの充足の過程であるとか、生活上の困難を解消するための職業・所得・住居・働く場の確保、暮らしの場の確保、地域での暮らしの支えであるといわれます。相談・実践を通して支援すること自体が生活支援であると考えられています。

「生活支援の視点を持つ」ということは、「生活全体のプロセスをきちんと見る」ということです。交通事故の場合は、まず警察が関わり、場合によっては医療につながります。そしてその後、裁判になる際には弁護士が関わります。重度の障害が残るようであれば、医療または福祉施設等に入るという場合もあります。そして、つらさから抜け出せないというところで、のちに自助グループにつながることもあるかもしれません。しかし課題となっていることは、このそれぞれの機関の間に溝ができてしまっているのが、今の犯罪被害者支援の状況だということです。当然ですが、事件発生以前も以後も生活はずっと営まれています。しかし、今までの生活では接点がなかった弁護士や検察等からの呼び出しがあり、それが日常生活にどんどん食い込んできます。警察に支援してもらっていると思っていたら、事件が検察に送致され関係が切れてしまうというように、途切れ途切れになっ

ているのが犯罪被害者支援の状況なのです。

犯罪被害者等基本法にある「途切れない支援」とは、「生活全体を見る視点を持つ」ということです。被害者は事件に遭っても毎日生活を続けている存在なのだということを認め、そのまなざしを持って接することです。いろいろな機関とのパイプを持ちながら、被害者の毎日営まれている生活を支え守っていく、そして、もしどこか立ち行かなくなっていれば相談を受けるという日常生活を中心とした視点です。生活支援とは、かつては、個人の問題点や病理に焦点を当てそこを訓練するという医療モデルでの考え方でしたが、現在では、生活モデルが生活支援につながっていくという考え方が主流になっています。例えば、交通事故によって足に重傷を負った場合、リハビリをする一方で、車椅子が使えるように補助具を申請しましょう、あるいはバリアフリーにしましょうというように、その人がそのままでいても認められ受け止められるような社会モデル的な見方ということです。日常生活において、当事者と同じ視点で同じ土俵で一緒に進んでいく伴走者のような位置づけとしての「補完的・相互援助」が重要になってきています。このような生活支援は、被害者にとっても、より受け入れやすいものなのです。

生活支援は、これから犯罪被害者分野でもっと広がっていくべきであり、これを一つの 接点にして、どんどん被害者支援を広げていくことが可能になるのではないかと思ってい

ます。被害者の支援は各人のニーズにより 異なるものですが、その人なりの生活をそ のまま認めて受け入れ、その人の枠組みを 大切にしながら、必要とされるときに必要 な支援を継続的にしていくことが非常に重 要です。そのためには、いろいろな社会資 源を知ること、他機関と連携していくこと が必要です。

生活支援のあり方 「その人なりの生活をそのまま認め、受け入れ、その枠組みを大切にして、継続的に、必要とされるときに必要な支援をしていくべき」(谷中輝雄,1996) 支援をしていくべき」(谷中輝雄,1996)

他機関との連携

民間の被害者支援団体にできることは限られています。いかに他機関と連携を取り合い ながら支援を継続させていくかということが重要になります。

「連携」という言葉は、1980 年代から 1990 年代にかけて、地域ケア、在宅医療の必要性の中でよく使われるようになった概念です。これは、病院をはじめ地域の様々な機関と連携をとりながら進めていくということです。また、連携は「調整」という位置づけもあります。

それではこの連携あるいは調整を、支援団体においてはどのように意識したらよいでしょうか。例えば、他機関に対して先方の都合を慮って連絡を躊躇し、そのままなおざりになっていることはないでしょうか。連携機関の一員として、自分たちの立ち位置をあいま

いにした雰囲気をつくってはいないでしょうか。もし連携が十分に図れていないセンターがあるならば、そういったところにお互いの役割や組織としての付き合い方というものが影響しているのではないでしょうか。

連携には、7つの過程があると言われています。①単独解決できない課題の確認、これはまさに犯罪被害者支援には必須です。②課題を共有しうる他人の確認、これは実際に当事者が困っているときです。次に、私たちはここまでしかできないのでここをお願いしますという③協力の打診。そして、④目的の確認と目的の一致、これは、なんとなく支援を始めて終わってしまうのではなく、最初にお互いに目的をきちんと確認することが重要です。そして、誰が何をするか、⑤役割と責任の確認。⑥情報の共有、⑦連続的な協力関係の展開。これら7つの過程があるということを知り、私たちがどのような立ち位置で何をするのかきちんと意識しておくことが重要なことの一つではないかと思います。

では、連携する際の支援センターの役割ですが、例えば、交通事故のひき逃げで夫を亡くしたAさんの場合、加害者はまだ逮捕されておらず、精神状況は非常によくない、生活も立ち行かず子育ての不安もある、刑事手続きもこれからという状況で、当然、すぐ自助グループにはつなげられません。もう少し個別にいろいろお手伝いできることを考えていかなくてはならない段階です。そこで、どのような生活支援の視点を持ってAさんの生活再建に寄与できるかを考えると、やはりまずは精神科医にきちんと診断してもらい、本人が希望すれば薬の処方をしてもらうとことにつなげていくことも必要となるでしょう。住居も夫の勤務先の社宅であれば出ていかなくてはならないけれど、当面は保留にしてほしいと一緒に会社に掛け合うことができるかもしれません。子供の保育園に関しても、行政窓口に同行して現状説明や要望を代弁することが必要となることもあります。

このときに意識しておかなくてはならないのは、連携時の役割にはいろいろあるということです。今自分がどのような役割を担っているのかということをきちんと理解して念頭に置いて支援すると、その連携が非常に有意義なものになってきます。普段しないことでも、臨機応変に被害者のニーズにできるだけ合うように関係機関を調整する。そして、それが難しいときには、一時的にでも自分たちの中でその役割が担えないか検討していく。

そのような視点が重要になると思います。 そして、連携にあたって認識しておくべき ことは、他機関でも被害者間でも同じです が、知ること、尊重すること、そこを強調 していく形で仲間になれる関係をつくって いくことです。

連携づくりの6つのポイントは、①キーパーソンになれそうな人を見つけておく、②協力者とは時々会いながら、連携の軽い

連携作りのポイント

- ① キーパーソンになれそうな人を見つけておく
- ② 協力者とは時々会いながら、連携の軽い地ならしを続けていく
- ③ 肩書きの関係は避けて、フラットな関係をつく
- ④ 相手のいいところを見つける
- ⑤ 結果を焦らず、待つ力も必要
- ⑥ 所属事務所の職員には、他の職場の情報も伝え ていく

野中猛ほか「他職種連携の技術」中央法規2014

地ならしを続けていく、③肩書きの関係は避けて、フラットな関係をつくる、④相手のよいところを見つける、⑤結果を焦らず、待つ力も必要、⑥所属事務所の職員には、他の職場の情報も伝えていく。さらに、3つの段階があります。①ホップ:まず関係者が集まり情報交換しあっていく、②ステップ:事例研究を行い、各々の役割分担を明確にしていく、

③ジャンプ:各々の主体性を大切にしながら、可能なところから共同プログラムを展開していく。それには、まず事例を通しながら他機関と役割分担を明確にし、そこから互いにできることを探っていくことも大切です。また、自助グループの中であればよいと思う支援を他機関でできないか模索してみる、という視点も非常に重要ではないかと思います。

関係機関のネットワーク

<3段階>

- ①ホップ:まず関係者が集まり情報交換しあって いく
- ②ステップ:事例研究を行い、各々の役割分担を 明確にしていく
- ③ジャンプ:各々の主体性を大切にしながら、可能なところから共同プログラムを展開していく

『3杯のお茶』、"The Three Cups of Tea"という考え方があります。これは、障害者就 労の分野の話です。障害者就労は、今はずいぶん進展してきていますが、なかなか障害者 を雇用してもらえないという時代が長くありました。そういう中で民間団体はすごく苦戦していました。一生懸命、障害者のことを知ってもらおうとアピールするのですが、反対 に社会はひいてしまいます。そのときに出てきた考えが"The Three Cups of Tea"という考え方でした。

1杯目のお茶は、関係をつくるファーストステップです。まず、相手がどのようなことをしている企業かを聞き、次回さらに詳しい話を聞かせてほしいと2回目の訪問のアポイントをとることを目的とする訪問で、10~15分で終了します。

2杯目のお茶は、さらに関係性を深める機会です。被害者支援で言えば、どのようなことであれば被害者支援に関わってもらえるか、検討してもらえる時期などについても、具体的に聞きます。

そして最後の3杯目のお茶は、ご理解いただくチャンスです。ここで初めて、自分たち 支援センターの活動をアピールします。なんとなくでも信頼関係ができてからのほうが話 が進むことが多いということです。

被害者支援団体は、その存在や活動が社会に知られているかというと、やはり知られていない部分がまだまだあります。周知を図ることは、必然的に自助グループのメンバーを増やすことにもつながります。どのように社会に知ってもらうか具体的な手立てを考えていく必要があります。

おわりに

交通事故被害者調査からの意見を紹介します。一番多いのは、被害者中心の対応の必要性です。「加害者よりも被害者のほうが多大な負担を強いられる我が国の現状を打破し、事件・事故以前と同じような生活ができるような国家的支援が欲しい。」「事件が起きると、最初は加害者が悪く言われるが、いつしか風向きが変わり被害者も悪く言われるので、つらい思いをする。」「加害者が守られ、被害者が困る、今の社会はおかしいと思う。」等々、被害者の悲痛な思いをたくさんいただきました。被害者中心の対応の必要性ももちろんですし、支援制度の周知や情報提供がまだまだなされていないのが今の状況です。実は、ここが生活支援にもつながっていきます。被害者支援団体が持っておくべき課題の一つとして、生活支援をいかに定着させていくか、他機関との連携の中で生活支援を進めていく、情報提供をしていくことが重要であると思っています。

被害者の"回復の核心"は、"有力化(エンパワーメント)"することと、自分の過去や周囲の人と"再結合"することである、とジュディス・L. ハーマンは言っています。すぐには自助グループにつながれなくても、ある程度、個人的な個別の支援を受ける中で、互いに聞くこと、語ることができ、再結合の段階に至っていくものだと思います。私たちはそれを念頭に置きながら、その方の多面的な問題、医療の確保や社会参加の場の提供、住居の確保、家事支援等、いろいろな視点からいろいろな問題についてコーディネートしていくことが重要であると思います。

〈参考〉

「犯罪被害者等相談支援マニュアル はじめて担当になったあなたへ<行政職員編(第一版)>」(発行:犯罪被害者等暮らし・支援検討会(くらしえん))

HP: http://kurashien.net/

4. 事例紹介

積極的かつ継続的に自助グループ活動を行っているセンターとして、公益社団法人被害者支援都民センター及び公益社団法人被害者支援センターとちぎによる事例紹介が行われ、 取組みのポイントや課題が共有された。

〇公益社団法人被害者支援都民センター 相談支援室長 阿久津 照美 氏

[要旨]

活動概要

平成12年設立。対象は、殺人事件や交通犯罪の遺族。定例会は、月1回、2時間程度、年間11回開催。目的は、安心して気持ちを語り合える場の提供。参加人数は、平均8名。 多いときは12人くらい集まるが、全員が話をし、お互いの話を聞く時間を取れる適正な人数は8名前後と考えている。職員2名が参加。

定例会の他、手記の発行、講演活動、キャンペーンへの参加、加害者に関わる機関での活動をしている。手記は、毎年3万1千部発行し、警察署や検察庁等関係機関へ配付の他、講演時に配布している。講演活動は、警察署や検察庁、自治体等関係機関の他、中高生向けの「命の大切さを学ぶ教室」等で話をしていただいている。キャンペーンでは、ちらしを配布したり声かけをしていただいている。加害者に関わる機関では、家庭裁判所で交通事犯を起こした少年やその保護者を対象に話をしていただいたり、交通刑務所でグループワークに参加していただく等、遺族の声を直接、矯正に生かす活動をしている。これらの活動は、メンバーの任意参加を原則としている。

課題について

一つは、話題の内容についてメンバー間での違いが「善し」「悪し」の評価につながらないよう配慮する必要があるということ。ファシリテーターはアンテナを張り巡らせ、適宜、 声かけをして気持ちを聴き、感じ方や表し方は人それぞれ違うのだから行動も違って構わないというメッセージを伝えるよう心がけている。

もう一つは、ここ数年は新規メンバーの加入がなく、メンバーが固定化してきていること。以前より事件直後からの支援体制が充実してきていることなどが理由の一つと考えられる。

効果的な運営のための工夫

まずは、メンバーの観察とサポート。ファシリテーターが、全体を見る視点と個人を見る視点の両方を持ってグループ運営をしていくよう心がけている。話題への配慮やメンバーの関係性を観察しながら声かけをし、必ず定例会終了後には話を聞く時間を取るようにしている。

二つ目は、自助グループを紹介する時期の見極め。自助グループへの加入は、個別のケアを受けた後、あるいはある程度回復した後を前提としている。自助グループでは、自分が話すことだけでなく人の話を聴くことも非常に重要になってくる。他の方の被害体験を聴くことは、ある程度の負担を伴うため、その被害者が話を聴くことができる状態になっているかの見極めはとても重要になってくる。特に、被害直後の方は難しく、どの時点で加入していただくかということは、慎重に考える必要がある。

さらに小さな工夫として、定例会開催の1週間前には手元に届くよう案内はがきを出している。また、研修生や他機関の参加者が入るときには、案内はがきで事前に知らせるようにしている。開催中は、テーブルの真ん中にきれいな花を活け、少しでも癒される空間になるよう、小道具の役割も大事にしている。

求められる支援、ファシリテーターとして

当センターが行った調査によると、被害者の求める支援として、「身近な人からの支え」「専門家のケア」というのは年々減っているのに対し、「自助グループ」を求める声は高くなっている。自助グループに参加して良かった点としては、「ありのままの自分を出せる。」「仲間がいて助けられた。」「様々な情報が得られた。」「被害者との関係や罪種で比べられることがなかった。」という声がある。一方で、「はじめは自分の話をするのがつらかった。」「他の参加者の話を聞くのがつらい。」という意見があった。

このような声がある中で、ファシリテーターとしての役割は、当事者でない職員が一緒に話を聞く、輪の中に入ることに意味があると考えている。真剣に自分たちのことを考え、一緒に目標に向かって活動してくれる人がいるという実感を、メンバーに持っていただけるよう心がけている。ファシリテーターは、「この話を聞いてあの人はどう思っているのか」「ここで何か言うべきか」等、常に考えながら参加しているので、心の負担が大きい役割ではあるが、学ぶこともたくさんある。また、逆にメンバーに助けられていると感じることも多い。固定のメンバーの中には、大変さだけではなく、「自分はこういうところが回復してきた」と穏やかに話ができるようになっている方もおり、他のメンバーは自分のつらさと比較することなくその人の話を受け止めることができている。力のあるグループに成長していると感じる。

〇公益社団法人被害者支援センターとちぎ 事務局長 和氣 みち子 氏

[要旨]

自助グループ「証」

平成17年設立。対象は、交通犯罪や殺人事件の遺族。定例会は、月1回第1土曜日、2時間程度開催。登録は22名、毎回集まることができるのは8名程度。職員とボランティア

相談員、補助員の3名が参加。

定例会は、年間でスケジュールを組み、毎年年度当初に手紙で開催案内を通知している。 さらに毎月、開催の1週間くらい前に電話連絡をしている。電話をすると、いろいろな悩みや相談したいことも出てきて、「それなら、会に来て話をしてみては」と、更なる参加の誘導につながる。また、電話で話をすることで、信頼関係を築くことができ、少しでも安心感を持っていただくことができる、それも参加を促す要因だと思う。

会では、一人 10~15 分ずつ思いを話していただき、一周した後、フリートークをしている。フリートークでは、にぎやかで笑い声が出るような雰囲気づくりを心がけている。「こんなに笑えたのは久しぶりだ。」「この自助グループでしか笑えない。」という声を聞く。被害者は、「何で被害者が笑っているの」という周り人の声が気になり外では笑えなくなる。だからこそ、自助グループでは、つらい思いを話し聴くだけではなく、笑える場の提供が必要だと考える。

ただ、失敗談として、何人かのメンバーの意見を聞いた上で、職員が手品を披露したことがあった。しかし、それを知らずに参加した回の浅いメンバーがおり、抱え込んでいた自分の思いを自助グループで聴いてほしい一心で来たのに、「手品をして笑っているなんて信じられない」と少し興奮状態になってしまったことがあった。そのときは、ファシリテーターが双方の意見を聞きながら、趣旨を説明しご理解いただいた。被害者一人ひとり、感じ方や思いは違うので、ファシリテーターは、そのときに応じた対応をしなくてはならない。

自助グループ「はなみずき」

「証」設立後、距離的または時間的に参加が難しい方に対応できるよう、開催場所を問わない形で運営する「はなみずき」を設立。職員とボランティア相談員、補助員の3名が参加。

「はなみずき」は、講演活動等の外部へ向けての活動ができない方が多い。メンバーから、「旅行に行きたい」という声があり、マイクロバスや電車で旅行にいくといった交流をしている。メンバーそれぞれの意見や要望を聞き、取り入れながら会を盛り上げていく形で運営できていることが、参加を促す一因ではないかと思う。

センターの柱の事業として

各県や市町村等関係機関から、被害者の生の声を聞かせてほしいという要望が多くある中で、講演会や矯正施設での展示会への参加の他、交通マナー向上を呼びかけるラジオ番組に、メンバーに出演していただき話をしていただいている。最初は、メンバーにもためらいがあったが、参加後は、「非常にやりがいがあった」という声が聞かれる。参加することで、達成感や何か役に立ったという満足感が得ることができるのであれば、被害者も参

加していけるのだと思う。私自身、平成 12 年に飲酒居眠り運転の職業ドライバーの 10t トラックにより、娘(当時 19 歳)の命を奪われた。それから始めた活動の中で、「孤立しなくていい」「たくさん仲間がいる」「私にもできることがあるのではないか」という前向きな気持ちになることができた。この経験を、センターの活動につなげていくように心がけている。

また、「証」という手記を毎年約3千部発行している。文章を書くことは非常に大変ではあるが、書いた後、やはり達成感や満足感、それから今後の役に立てばという思いが得られるため、回復につながる。栃木県で被害に遭った他県の方、ここの自助グループに参加できない状況の方には、手記を書くことで参加していただいている。手記は、学校や関係機関等で教材として使っていただいたり、法律新聞や警察新聞にも掲載していただいている。どんどん手記を利用していただき、被害者の心情、現状を知り、被害者支援の活動に活用してほしい。

この10年で、被害者支援は、新しい制度もでき充実してきてはいるが、まだまだ一般の人には知られていない。中高生向けの「いのちの授業」で話をするために学校を訪問するが、犯罪被害者という言葉さえ知らない子供がほとんどで、先生方もご存知ないというのが現状である。犯罪被害に遭うということ、犯罪被害者支援ということについて、広報の必要性を強く感じている。また、いろいろな制度が整えられても、それを知らない被害者も多い。被害後の年数が経つと使える制度も多い。このような情報を、自助グループの中で周知することが非常に重要である。自助グループは、支援センターが中心となり、支援事業の一つの大きな柱として取り組むべき活動として広がってほしい。

5. 意見交換

参加支援センターより日々の課題や事例紹介についての質問が示され、講師および事例紹介の2センターとの間で意見等の交換がなされた。

交通事故被害者とつながるために

[意見]

- ・交通事故被害者遺族についての情報が警察から提供されることが少ない。被害者遺族が早い段階で支援センターにつながることは難しいのではないかと感じている。
- ・近年、小学生の列に車が突っ込む事案が頻発しているが、この被害者遺族に関する情報 は、警察の支援室から早い段階で提供されることもある。
- ・事件から月日が経っていない被害者遺族に、自助グループのメンバーと会ってもらうことについては、どのように考えればよいのか。子供を亡くし精神科に通院している親が、 自助グループのメンバーに会ってみたいと希望しているが、誰が主体的にそれをセッティングすればよいか判断できないままでいる。

[大久保氏]

- ・犯罪被害者等基本法も制定されたため、交通事故被害者も支援センターの支援対象となっており、その認識は広がってきている。
- ・「被害者支援」を正しく理解し自分自身の被害について話したいと思わないように回復している被害者であれば、支援センターの相談員とともに「私も被害者遺族ですよ」と伝えると新たな被害者は安心できる。その役割を担えるメンバーかどうかや、会わせることの適否については、センターでしっかりと判断しなくてはならない。支援センターの相談員が、メンバーと一緒に支援として実践することはとても大事なこと。
- ・自助グループのメンバーからの情報提供で支援センターが関わることもあるので、自助 グループ活動を支援の一環として育て活性化させることが大事。日常の個々の支援が増え れば、必然的に自助グループに入るメンバーも増えてくるはず。支援の充実が、自助グル ープの発展につながっていることを常に考えておく必要がある。

声かけの際の工夫

[意見]

- ・気になるメンバーには、定例会終了後に声かけをするようにしているが、その一方で、 声をかけられなかったメンバーから「なぜ私には声をかけてもらえないのか。」と言われる。
- ・複数のスタッフで各メンバーに声をかける。終了後に片付けに来た他の職員も加わり、 まんべんなく皆と話をするようにしている。

固定化した少人数の参加者に対する運営について

[意見]

・参加者が少なく、参加して7年程度になる固定した1名の参加だけの場合も多い。セオリー通りに進められず、世間話に終始する回もある。たまに参加する他のメンバーは、違和感を感じているようだ。

[佐藤氏]

・世間話や雑談との区切りは難しく、「必要な無駄」もあるので、全部排除する必要はない。 ただ、同じメンバーであっても状況が違えばまた語られる物語も変わるので、一定の時間 は確保して、同じ話であっても語り直してもらうことに意味があるのではないか。

[大岡氏]

- ・参加者が少ない状況に対して、スタッフ側がそれをネガティブにとらえない、表現しないことが大切。逆にポジティブに、その人といろいろな話ができるという雰囲気をつくることが大切。
- ・参加者が1名であったとしても、センターとして毎回聞くことはもちろん、お互いに枠組みがきちんとある中で語られることが必要。
- ・「気分調べ」という方法もある。1 が最低で10 をとてもよい状態だとし、今の気分はどの辺りかを数字で言ってもらう。次に、言語化できる方には言語でその状態を語っていただく。これを毎回すると、相手の変化が見え、それを糸口に話を広げることができる。単なる日常会話ではなく、その人の今の生活状況に合わせた話を具体的に聞いていくことができる。

最後に

「大久保氏]

- ・支援センターがセンターの力だけで一人の被害者を長年支援することは難しいため、既存の制度等を駆使して被害者支援を行うことはたいへん重要なこと。適切な支援を受けた被害者の中には、自分らしい人生を取り戻し、自分の被害体験を社会に生かして安全安心な社会づくりに貢献したい、今度は自分が支援センターの役に立ちたいと協力してくれる人も出てくる。支援を受けた被害者と支援センターは車の両輪であり、自助グループが効果的に機能すれば、弱い立場の人の声も社会に広がり、安全で安心して暮らせる社会の構築につながる。
- ・安全安心な社会を次の世代に引き継ぐためにも、個々の被害者への支援と自助グループ の活動、そして支援センターとして全体の活動を充実していかなくてはならない。

Ⅵ. まとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 開催について

開催期間を前年度までの2日から1日へと変更し、東京都において開催した。前年度より時間的な制約を受ける中、3つの講義と支援センターからの2つの事例紹介を実施し、 充実した内容となるよう努めた。

参加者からは、「今後の活動のヒントを得ることができた」「自助グループ活動の重要性を再認識できた」「他機関との連携の難しさを感じている。他機関との連携を行い生活支援の定着を図りたい」等の感想があった。また、「他の参加者と意見交換をする時間がもっと欲しかった」「他のセンターの取組みについてもっと知りたかった」等の意見もあった。

(2)参加者について

被害者支援センターの方が参加した。

2. 今後の方向性

(1) 開催について

開催期間が1日では不足していた、遠方の参加者への配慮が必要である等の意見があったことから、開催時間を十分に確保するとともに、参加者の負担軽減に配意した開催方法について検討していく。

(2)参加者について

自治体、警察等の他機関との連携も必要との意見があったことから、開催地近辺の自治 体関係者や警察関係者の参加を促す等の取組みについて検討していく。